一般社団法人**日本建設業連合会**

創立10周年記念誌

2011–2020 10th

一般社団法人日本建設業連合会

創立10周年記念誌

2011–2020 10th

INDEX

一般社団法人 日本建設業連合会　創立10周年記念誌

一般社団法人 日本建設業連合会 創立10周年記念誌
発行にあたり …… 2

第1章｜10周年を迎えて

日建連とは …… 6
日建連のあゆみ …… 8
会長・土木本部長・建築本部長による鼎談 …… 14

第2章｜時代の要請に応えた活動

東日本大震災 …… 24
- 日建連の復興支援活動
- まちづくり
- 復興道路・復興支援道路
- 災害廃棄物処理
- 除染および中間貯蔵施設整備

担い手の確保・育成に向けた取組み …… 38
- 担い手の確保・育成に向けた取組みの経緯
- 建設技能者の人材確保・育成に関する提言
- 建設業の長期ビジョン ―再生と進化に向けて―
- 建設キャリアアップシステム
- けんせつ小町活躍推進計画

働き方改革・生産性向上 …… 54
- 働き方改革と建設業にかかわる経緯
- 働き方改革の推進
- 週休二日の実現に向けて
- 時間外労働の適正化
- 適正工期実現のために
- 生産性の向上 ①生産性向上推進要綱
- 生産性の向上 ②土木分野の取組み
- 生産性の向上 ③建築分野の取組み

日建連表彰 …… 72
- 日建連表彰（土木賞・BCS賞）の新設
- 土木賞
- BCS賞

土木 …… 80
- 土木本部・各委員会と意見交換会
- 電力・鉄道・海洋の各事業分野における活動

建築 …… 92
- 日建連建築宣言
- QCDSE全般にかかわる活動成果

環境 …… 102
- 環境経営の充実
- 低炭素社会の実現
- 循環型社会への取組み
- 自然共生社会の実現

安全 …… 108
- 講習会・現場点検

応災力 …… 112
- 災害協定の締結と出動状況

広報活動 …… 116
- 広報誌の発行
- 学生・子ども向け広報活動
- 市民現場見学会
- その他の広報活動

新型コロナウイルス感染症対応 …… 122
- 新型コロナウイルス感染症対策における日建連の取組み

第3章｜全本部長・委員長からのコメント …… 126

第4章｜資料

組織 …… 142
歴代会長・副会長一覧 …… 143
公共事業予算の確保に関する要望 …… 144
一般社団法人 日本建設業連合会定款 …… 148

※本誌に掲載する組織名・役職等は特記のない限り2021年3月時点のものです。

一般社団法人 日本建設業連合会 創立一〇周年記念誌 発行にあたり

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 **山内 隆司**

日本建設業連合会は、本年、創立一〇周年を迎えました。これもひとえに、会員各位をはじめ、国土交通省、関係団体など、当会にかかわる皆様のご支援、ご協力の賜物であり、心より感謝の意を表します。

二〇一一年四月、リーマン・ショック等を背景に建設業を取り巻く環境が急速な転換を遂げる中、業界団体としていっそう付加価値の高い諸活動を推進し、国民の信頼をより確かなものとするために、日本建設業団体連合会、日本土木工業協会、建築業協会の三団体が合併し、現在の当会が設立されました。

今日までに、当会は、建設キャリアアップシステムの普及定着や働き方改革による担い手の確保・育成、東日本大震災等の大規模自然災害からの復旧・復興支援、女性活躍推進、生産性向上などの課題に取り組むとともに、広報・啓発、行政への要望・提言、各種ビジョンやガイドラインの作成などの多様な事業活動を通じ、建設業界を代表する総合建設業団体としての地歩を固められたものと考えており、このたび、これまでの足跡を辿って記録にとどめ、今後の建設業発展の礎になるよう「創立一〇周年記念誌」を編纂、発行することといたしました。

当会は、これからも建設業が国づくりの一翼を担う基幹産業としての責務を遂行できるよう、『確かなものを 地球と未来に』の運営理念に基づき、会員企業・団体が一丸となって様々な施策を展開してまいりますので、引き続き、ご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第1章

10周年を迎えて

日建連とは 確かなものを 地球と未来に

目的

全国的に総合建設業を営む企業及びそれらを構成員とする建設業者団体が連合し、建設業に係る諸制度をはじめ建設産業における内外にわたる基本的な諸問題の解決に取り組むとともに、建設業に関する技術の進歩と経営の改善を推進することにより、わが国建設産業の健全な発展を図り、もって国民生活と産業活動の基盤の充実に寄与することを目的としています。

事業

上記目的を達成するため、以下の事業を行っています。

1：建設事業の遂行に関する諸制度や建設産業における内外にわたる基本的な諸課題について、調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。

2：建設業や本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国の内外の産業経済団体と緊密に連携すること。

3：国民生活と産業活動の基盤整備に関する調査研究並びにその推進のための提言及び意見具申を行うこと。

4：建設技術に関する調査研究及びその普及促進のための活動を行うこと。

5：建設工事に係る安全対策を推進すること。

6：建設業に関連する環境問題についての調査研究、提言及び対策の推進を行うこと。

7：建設工事の入札・契約制度に関する調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。

8：建設市場や企業経営の動向など建設業に係る産業経済上の諸課題に関して、統計の作製・関連資料の収集、分析を行うこと。

9：建設技術者及び技能者の確保・育成に向けた活動を行うこと。

10：適切な企業行動の実践推進に向けた会員の取組みを支援するための活動を行うこと。

11：良質な社会資本または優秀な建築物等に対する顕彰活動を行うこと。

12：その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

キャッチフレーズ

確かなものを　地球と未来に

ものづくり産業としての建設業が、その技術力により提供する建築物や構造物を「確かなもの」とし、それが地球規模で未来への礎になることを「地球と未来に」で表現しました。

ロゴマーク

デザインコンセプト

- 生活や経済活動が展開される空間を地球をイメージする球体で表現
- 曲線的に広がる複数のラインは、鉄道や道路などのインフラを象徴
- 直線的にそびえたつスクエアの造形は建築を象徴
- 二つの象徴を球体にバランスよく配置することで未来への健全な発展を表現

全国の支部

会員

法人会員

アイサワ工業株式会社
青木あすなろ建設株式会社
あおみ建設株式会社
株式会社淺川組
株式会社淺沼組
株式会社新井組
荒井建設株式会社
株式会社安藤･間
池田建設株式会社
勇建設株式会社
石黒建設株式会社
伊藤組土建株式会社
岩倉建設株式会社
岩田地崎建設株式会社
株式会社植木組
梅林建設株式会社
株式会社NB建設
大木建設株式会社
株式会社大林組
大林道路株式会社
株式会社大本組
株式会社岡谷組
株式会社奥村組
奥村組土木興業株式会社
オリエンタル白石株式会社
株式会社ガイアート
株式会社加賀田組
株式会社鍛治田工務店
鹿島建設株式会社
鹿島道路株式会社
株木建設株式会社
川田工業株式会社
北野建設株式会社
九鉄工業株式会社
共立建設株式会社
株式会社クボタ建設
株式会社熊谷組
京王建設株式会社
京急建設株式会社
広成建設株式会社
公成建設株式会社
株式会社交通建設
株式会社鴻池組
五洋建設株式会社
坂田建設株式会社
札建工業株式会社
佐藤工業株式会社
三軌建設株式会社
三幸建設工業株式会社
シーエヌ建設株式会社
ジェイアール東海建設株式会社
清水建設株式会社
ショーボンド建設株式会社
新日本建設株式会社
新谷建設株式会社
西濃建設株式会社
西武建設株式会社
株式会社錢高組
仙建工業株式会社
第一建設工業株式会社
大旺新洋株式会社
大末建設株式会社
大成建設株式会社
大成ロテック株式会社
大鉄工業株式会社
大日本土木株式会社
大豊建設株式会社
髙松建設株式会社
株式会社竹中工務店
株式会社竹中土木
多田建設株式会社
株式会社田中組
田辺建設株式会社
TSUCHIYA株式会社
鉄建建設株式会社
東亜建設工業株式会社
東亜道路工業株式会社
東急建設株式会社
東鉄工業株式会社
東洋建設株式会社
徳倉建設株式会社
戸田建設株式会社
飛島建設株式会社
株式会社巴コーポレーション
株式会社ナカノフドー建設
株式会社中山組
奈良建設株式会社
南海辰村建設株式会社
西松建設株式会社
日特建設株式会社
株式会社NIPPO
日本道路株式会社
日本国土開発株式会社
株式会社ノバック
萩原建設工業株式会社
株式会社橋本店
株式会社長谷エコーポレーション
株式会社ハンシン建設
株式会社ピーエス三菱
株式会社久本組
菱中建設株式会社
深田サルベージ建設株式会社
株式会社福田組
株式会社藤木工務店
不二建設株式会社
株式会社冨士工
株式会社フジタ
株式会社不動テトラ
株式会社北都組
株式会社本間組
前田建設工業株式会社
前田道路株式会社
株式会社増岡組
松井建設株式会社
松尾建設株式会社
株式会社松尾工務店
株式会社松村組
松本建設株式会社
馬淵建設株式会社
丸磯建設株式会社
丸彦渡辺建設株式会社
株式会社丸山工務所
三井住友建設株式会社
宮坂建設工業株式会社
宮地エンジニアリング株式会社
みらい建設工業株式会社
村本建設株式会社
名工建設株式会社
株式会社森組
株式会社森本組
株式会社守谷商会
矢作建設工業株式会社
株式会社ヤマウラ
株式会社山田組
ユニオン建設株式会社
株式会社横河ブリッジ
吉川建設株式会社
株式会社吉田組
寄神建設株式会社
ライト工業株式会社
りんかい日産建設株式会社
若築建設株式会社

団体会員

一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人海外建設協会
一般社団法人土地改良建設協会
一般社団法人日本埋立浚渫協会
一般財団法人日本ダム協会

特別会員

オーバーシーズ･ベクテル･インコーポレーテッド
フルーア･ダニエル･ジャパン株式会社
レンドリース･ジャパン株式会社
JFEエンジニアリング株式会社
日鉄エンジニアリング株式会社
日立造船株式会社
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社

日建連のあゆみ

時代とともに歩んできた日建連

2011 平成23年

社会動向

三月 東日本大震災

七月 サッカー女子日本代表ワールドカップ初優勝

十月 円高が戦後最高値を更新

国の動き

四月 「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」成立

六月 「東日本大震災復興基本法」成立
「国土交通省東日本大震災復興対策本部」設置

八月 「再生可能エネルギー特別措置法」成立

日建連の動き

三月 ●「新日建連緊急災害対策本部」設置 P.26

四月 **三団体合併 日建連発足**

五月 ●広報誌「ACe 建設業界」創刊 P.118

九月 ●パンフレット「確かなものを地球と未来に」発行

十二月 ●「エコプロダクツ2011」出展 P.104

2012 平成24年

社会動向

五月 国内原発の稼働をすべて停止

七～九月 ロンドンオリンピック・パラリンピック開催

九月 尖閣諸島を国有化

十一月 オバマ米大統領が再選

十二月 笹子トンネル天井板崩落事故

国の動き

二月 「復興庁」発足

八月 「社会保障制度改革推進法」「消費増税法」成立

九月 「エコまち法」成立

十二月 第二次安倍内閣発足

日建連の動き

二月 ●パンフレット「防災・減災・応急対策への教訓 ～証言でたどる東日本大震災～」発行 P.27
●「けんせつフェスタ2012」開催 P.119
●「復旧・復興特別委員会」「電力対策特別委員会」設置

三月 **「日建連建築宣言」発表** P.94

四月 ●「社会保険加入促進計画」策定 P.40

六月 ●「省燃費運転DVD」改訂

十二月 ●「インフラ再生委員会」「住宅委員会」設置
●「エコプロダクツ2012」出展 P.104

2013 平成25年

社会動向

六月 富士山世界遺産登録

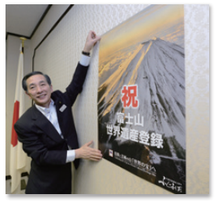

九月 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催決定

十月 平成二十五年台風二六号（伊豆大島土砂災害）

国の動き

三月 「建設産業の魅力を発信するためのアクションプラン」発表

四月 「公共工事設計労務単価」引き上げ
「再生医療推進法」成立

五月 「マイナンバー法」成立

六月 「三本の矢」を軸とするアベノミクス発表

八月 「第一回 建設産業戦略的広報推進協議会」開催

十二月 「特定秘密保護法」成立

日建連の動き

四月 **「一般社団法人」移行**
●パンフレット「建設工事における環境保全活動事例集」発行

五月 ●学生向け情報誌「ACe FOR STUDENTS」創刊 P.119

七月 ●「労務賃金等改善推進要綱」発表 P.40
●「インフラ大更新時代に向けた戦略的対応」とりまとめ

九月 ●「防災フェア2013」出展

十二月 ●「エコプロダクツ2013」出展 P.104

●：災害対応　●：担い手確保　●：女性の活躍推進　●：生産性向上　●：環境　●：その他

「社会動向」「国の動き」写真提供：共同通信イメージズ

2014
平成26年

社会動向

二〜三月
ソチ冬季オリンピック・パラリンピック開催

八月
平成二十六年八月豪雨（広島市土砂被害）

九月
御嶽山噴火

国の動き

四月
消費税が八％に増税

五月
「健康・医療戦略推進法」成立
「担い手三法」改正法案成立

六月
「過労死等防止対策推進法」成立

八月
「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を国土交通省と建設業五団体が共同で策定

十一月
「サイバーセキュリティ基本法」成立

日建連の動き

二月
●「省燃費運転研修会」開催 P.105

三月
●「女性技能労働者活用方策」「女性技能労働者活用のためのアクションプラン」発表

四月
●「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」発表 P.41

八月
●「もっと女性が活躍できる建設業を目指して―日建連の決意―」発表
●「なでしこ工事チーム」の登録制度開始

九月
●リーフレット「除染への取り組み―地域の皆さまとともに―」発行 P.37

十月
●「けんせつ小町」愛称発表

一月
●「けんせつ小町」ロゴマーク披露
●パンフレット「建設業の環境への取組み」発行 P.104

三月
建設業の長期ビジョン発表 P.42

四月
●「けんせつ小町委員会」設置
●「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル」発表 P.50

2015
平成27年

三月
原発五基（敦賀原発一号機・美浜原発一・二号機・島根原発一号機・玄海原発一号機）廃炉が決定

八月
川内原子力発電所一号機が再稼働
原発稼働ゼロ状態が二年ぶりに解消

九月
国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を採択

十月
TPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意

十一月
パリ同時多発テロ事件

七月
「建築物省エネ法」成立

八月
「女性活躍推進法」成立

九月
「同一労働同一賃金推進法」成立

十月
「一億総活躍推進室」設置

七月
●「CCUS推進本部」設置 P.44
●「けんせつ小町活躍現場見学会」開催 P.52

九月
●「油圧ショベル省燃費運転研修会」開催

十二月
●「生産性向上推進本部」設置 P.64

2016
平成28年

一月
日銀マイナス金利政策採用の発表

四月
熊本地震

八月
天皇陛下が生前退位を表明

八〜九月
リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催

十一月
パリ協定が発効

三月
生産性革命プロジェクト開催

五月
「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」設置

六月
選挙権が一八歳に引き下げ

九月
「働き方改革実現会議」開催

十二月
「建設職人基本法」成立

一月
●「なでしこ工事チーム」の名称を「けんせつ小町工事チーム」に変更 P.50

二月
●「建設BCPガイドライン（第４版）」発行 P.114

三月
●「けんせつ小町活躍推進表彰式」開催 P.51

四月
●「生産性向上推進要綱」を発表 P.64

五月
●「建築工事適正工期算定プログラム」発売 P.63

七月
●国土交通省に対して「女性の活躍推進に関する要望書」提出

十一月
●「建設業への女性の入職を促進するポスター」制作

●：災害対応　●：担い手確保　●：女性の活躍推進　●：生産性向上　●：環境　●：その他

2017
平成29年

社会動向

一月
トランプ米大統領就任

七月
平成二十九年七月九州北部豪雨
核兵器禁止条約を採択

国の動き

三月
「働き方改革実行計画」策定

四月
「景観まちづくり刷新支援事業」創設

六月
「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」成立

七月
「建設産業政策２０１７＋１０」策定
「建設業の働き方改革に関する協議会」開催

2018
平成30年

社会動向

二～三月
平昌冬季オリンピック・パラリンピック開催

六月
大阪府北部地震

七月
西日本豪雨

九月
北海道胆振東部地震

十一月
二〇二五年に大阪・関西での国際博覧会の開催が決定

国の動き

三月
国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

五月
「建築設計業務委託の進め方」を発表
「生産性向上特別措置法」成立

六月
「働き方改革関連法」成立

七月
「統合型リゾート整備法（ＩＲ実施法）」成立

日建連の動き

九月
●「労務費見積り尊重宣言」公表
●ＤＶＤ「建設工事現場の交通安全対策」発行

十月
●ホームページ「週休二日特設ページ」新設

二月
●「けんせつ小町フォーラム@広島」開催 P.51

三月
●「週休二日推進本部」設置 P.58
●「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」策定

九月
●「働き方改革四点セット」策定

十月
●「日建連 生物多様性行動指針」策定 P.107

十一月
●「快適職場認定制度」創設
●市民現場見学会が二〇〇万人達成 P.120

十二月
●「週休二日実現行動計画」策定 P.58
●「ＣＣＵＳロードマップ」発表 P.45

2019
平成31年／令和元年

社会動向

八月
令和元年九州北部豪雨

九月
令和元年房総半島台風（台風一五号）

九～十一月
日本でラグビーワールドカップを開催

十月
令和元年東日本台風（台風一九号）

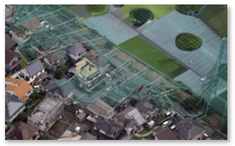

国の動き

三月
建設業法改正法案閣議決定

四月
新元号発表

六月
建設業法および入契法の一部を改正「新・担い手三法」成立

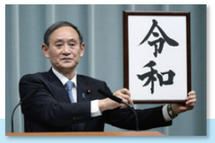

十二月
「ＳＤＧｓアクションプラン２０２０」策定

日建連の動き

一月
●建設キャリアアップシステム限定運用開始 P.45

三月
●「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」策定 P.57

四月
●建設キャリアアップシステム本運用開始 P.45

七月
●「フロントローディングの手引き２０１９」公開 P.70

十一月
●「スケッチコミュニケーション」事例紹介動画公開

2020
令和2年

社会動向

一月
新型コロナウイルス日本国内で初の感染者

三月
東京オリンピック・パラリンピック延期決定

四月
新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言発出

七月
令和二年七月豪雨（九州球磨川氾濫）

九月
安倍総理退陣
菅内閣発足

国の動き

二月
「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」発表

七月
ＧｏＴｏトラベルキャンペーン開始

八月
新型コロナウイルス対策の新たな方針発表

十月
二〇五〇年までに日本全体での温室効果ガス排出ゼロを表明

日建連の動き

四月
●「新型コロナ感染症対策室」設置 P.122

九月
●パンフレット「週休二日がつくる建設業の未来」発行 P.58

●：災害対応　●：担い手確保　●：女性の活躍推進　●：生産性向上　●：環境　●：その他

会長・土木本部長・建築本部長による鼎談

人と自然と文化とともに。

―― 発足から10年を経て踏み出す、新たな一歩。

三団体合併により「日本建設業連合会」が発足して10年。
合併のための紆余曲折もさることながら、合併を目前に控えた2011年3月11日に発生した東日本大震災は、土木、建築の垣根を超えて国土を守るために尽力した出来事となりました。
日建連はこの10年で得た経験を糧に、高い技術力と広い知見で生活を支え、文化を継承していく団体を目指します。そして、未来を切り拓いていく新たな建設業界の姿を創りあげていきます。

［司会］山本 徳治（日建連 事務総長）

二〇一一年の新日建連発足について

――二〇一一年四月、日本建設業団体連合会、日本土木工業協会（土工協）、建築業協会（BCS）の三団体が合併し、新たに日本建設業連合会（日建連）が発足しました。合併にいたるまでには、短い期間で合併の認可や会費調整・経費削減、運営体制の再編等を進める必要があり、加えて発足直前の三月十一日に発生した東日本大震災への対応に追われるなど、大変なご苦労があったと有賀長郎前事務総長から聞いています。この間の動きをどのように捉えてらっしゃいましたか。

山内会長

合併前、BCS会長としての思い

合併前の日建連は、建設業界をけん引する代表的な産業団体となることを目指して一九六七年十一月に設立され、以降、建設業の健全な発展に向けた様々な提言活動、人材確保・育成の推進、広報活動などを精力的に展開しておりました。

しかしながら、次第に、土工協・BCSとの間における事業活動の重複を回避し、業界団体としての総合力をより向上させるべきとの意見が大勢を占めるにいたったことから、二〇一〇年四月の日建連常任理事会において三団体合併に向けた検討に着手するとの発表がなされ、その後、三団体それぞれの基本方針決定、数回の合併委員会、同年十二月の三団体合同臨時総会、二〇一一年四月一日の合併登記を経て、新日建連が設立されました。

私は合併前のBCS会長を務めていましたので、当時のことをよく覚えています。BCS、土工協という長い歴史と多くの功績を重ねてきた組織の名前が残らない寂しさはありましたが、建築と土木を厳密に区分している国は日本くらいであり、時勢の変化も踏まえれば三団体が合併するのも自然の流れであると思っていました。あの時期に合併を行い、国交省からも三団体が一つの団体として一致した意見を述べてくれるのはありがたいといった声も聞かれ、建設業界の付加価値や発信力を高める観点でも重要な意味を持つ組織改編であったと思っています。

宮本本部長

土工協時代から培ってきた思い

当時、建設業界は、大変厳しい経営環境下におかれていました。

二〇〇八年のリーマン・ショック以後、設備投資の急激な減少に伴い、民間需要では先行き不透明感が高まっていましたし、公共事業予算の方も大きく削減されていました。そのような状況において、団体としての諸活動を強力に推進するとともに、国民の信頼を確かなものにするための選択として、三団体の合併は意義あるものでした。

土工協はもともと、一九四九年四月に、戦後の土木復興事業の推進に寄与することを目的として設立されました。土木建設業界の中核団体として、社会資本整備の推進をはじめとした諸課題に積極的に取り組んできました。二〇〇九年の日本電力建設業協会、日本鉄道建設業協会、日本海洋開発建設協会との合併を経て、土工協の活動は新日建連の土木本部に継承されました。特に国交省の各地方整備局等との共催による「公共工事の諸課題に関する意見交換会」では、土工協時代から入札・契約制度の改善等、様々な議論を行ってきましたが、新日建連になってからも、更に活発な意見交換が行われています。

現在では官民が様々な問題点について、実際にどのように解決していくかというところまで議論していますが、当初はなかなか「議論」というものにならず、どちらかの一方通行で終わることも少なくありませんでした。しかし、近年は担い手不足など、建設業の将来を見据えた課題をテーマにするようになったところ、議論が噛み合い、深まりをみせるようになりました。その成果として、担い手三法※の制定や公共工事設計労務単価の引き上げ等、国交省から建設技能者の処遇改善への後押しをしていただくことができました。

今後も土木・建築一体となった処遇改善について議論を深めたいと思っています。

押味本部長

三団体合併の意義

日建連会員企業は土木専業、建築専業が少なく、土木・建築両方の事業を行っている企業がほとんどです。かつて三団体で毎月行われていた理事会も重複する議題が多く、合理化することは大変有意義なことでした。先程山内会長と宮本本部長もおっしゃっていましたように、団体としての活動を強化すべきという考え方が一致したのだと思います。

合併前のBCSは一九五九年四月に任意団体であった建築業協会を引き継ぎ、財団法人として設立したのが始まりです。建築分野を担う総合建設会社による唯一の業界団体として、建築技術の進歩向上と建築文化の創造等を目的とした活動に取り組んできました。

なかでもBCS賞は国内の優良な建築物の建築主・設計者・施工者を顕彰する表彰制度として一九六〇年に始まり、新日建連発足後も名称を変えることなく継続しています。建築主・設計者・施工者を「三位一体」で表彰するなど、基本的な精神は設立以来変わっていませんが、時代の変化とともに環境や社会貢献の視点を加味するなど、進化も続けています。

2011年 第1回定時総会の模様

※：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律

時勢の変化も踏まえれば三団体が合併するのも自然の流れ

会長
山内 隆司 Takashi Yamauchi
（大成建設株式会社 会長）

東日本大震災を通じた建設業の役割と使命

――二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災は広域かつ甚大な被害であったとともに、多くのインフラが被害を受け、また福島第一原発事故も発生し、国民の安全・安心が脅かされる事態となりました。

これを機に、国土強靱化への意識が高まり、その後の多くの災害に対しても様々な対策が講じられることとなりましたが、この東日本大震災を通じて、建設業の役割と使命の捉え方に変化はありましたか。

山内会長

震災発生直後の日建連の対応

東日本大震災は我々建設業が果たすべき社会的な役割を改めて認識する契機になりました。被災された皆様が失った生活をどのように取り戻していくのかを考えさせられる日々でした。

新日建連発足に先立ち、国、地方公共団体等との緊密な連携の下、災害救援、応急復旧等の支援活動を行う「新日建連緊急災害対策本部」を立ち上げました。実質的にはこれが新日建連としての目に見える形での活動の第一号となりました。

対策本部がまず行ったのが復旧支援です。東北地方整備局および自治体と締結した災害協定に基づき、全国的なネットワークを活用して被災者支援に必要な物資や資機材等の調達、運搬、受渡しを実施しました。その後、震災から約一カ月後の四月十五日、日建連は今後の復興を強力かつ計画的に推進するため、「東日本大震災に係る被災地域の復興に関する提言」を発表しました。

復旧・復興への取組みは、最初はいろいろと手探りのことが多く、二次災害の危険も切迫するなか、建設業界が最も先行して被災地に入り、がれきや倒壊した建物等の撤去に着手したことを記憶しています。特に除染については環境省が担当となりましたが、当初は誰もが初めての経験であったため発注業務そのものの混乱もあったうえ、「そもそも除染作業は建設業界が担うべき業務なのだろうか」という疑問もありました。しかし、除染に求められる動員力を考えると建設業しかないというご意見をいただき、これはやらねばと思ったことを覚えています。

実際に作業が始まると、建設業の強みである発注者および協力会社との緊密な連携力が随所で機能し、一致団結して復旧・復興にあたることができました。

宮本本部長

復旧・復興への日建連の取組み

震災から一年が経過した二〇一二年二月に復興庁が設立されると、復旧・復興への政府の取組みが一気に加速されました。日建連はこうした動きに対応するため、「復旧・復興対策特別委員会」と「電力対策特別委員会」を新たに設置し、総合的な視野に立って諸課題に対処していくこととしました。

復旧・復興対策特別委員会の役割は、復旧・復興事業の円滑な推進に貢献することです。会員各社が復旧・復興工事や災害廃棄物処理を進めるなかで生じる様々な課題をタイムリーに吸い上げ、国や自治体に伝えました。また、損傷したインフラの本格復旧において、再び被害を繰り返すことのないよう、また防災施設の強化や災害に強いまちづくりを行うために多くの意見交換を行いました。

各地で大規模な高上げや高台移転が行われましたが、なかでも最大の現場となったのは岩手県陸前高田市です。市街地の大部分が津波で流されて、一、七〇〇人以上の死者・行方不明者が出た地域です。この地の山を切り崩し、一二㎢の盛土を行ったのですが、これは一日で一〇tダンプ四、〇〇〇台にもなる土量を運搬するという一大事業でした。

復興事業は東北各地で行われていました。ダンプトラックの確保や通行のための道路整備、排出ガスの環境配慮、短工期という難題を克服するために、山から運び出した土を仮置き場まで運搬する手段として、約三千㍍のベルトコンベアを設置しました。この風景はあちこちのメディアで陸前高田の一本松とともに紹介され、まちづくりの象徴となっていました。

こうした技術は、現在、東京外環自動車道の工事でも活用されていて、掘削して排出される土を、中央分離帯に設置されたベルトコンベアを使って搬出しています。

復興のための整備が進む岩手県陸前高田市

このように、東日本大震災の経験は各社において今に生かされているのです。

押味本部長

復旧・復興に向けた会員企業の取組み

電力対策特別委員会では、主に福島第一原発事故に伴う除染事業の実施上の諸課題の検討や国等への要請を行いました。被災した方々が一日も早く元の生活に戻れるようにするためには、官民一体となりスピード感をもって対応することが必要ですが、このような事業はわが国でも初めてのことで、課題は山積していました。先程山内会長の話にもあったように、我々にとっても手探りの状態のなか、所管官庁である環境省と随時意見交換を行いながら取り組んできました。

そのほか、多くの会員企業が、防潮堤や堤防の再構築、まちづくり事業、復興道路建設、災害廃棄物処理などにおいて初動から活躍していました。そのような建設業の取組みを伝えることで、災害時の不安軽減を図るとともに、災害の記憶が風化することを防ぐ効果が期待されています。会員各社は工夫を凝らした情報発信を行うとともに、復興の進捗を実感できる現地での現場見学会なども数多く開催されました。

全国規模で事業を展開している会員企業だけではなく、地域に根差した事業を行っている会員企業もいらっしゃいます。東北の会員企業の皆様にご協力をいただきながら全国に情報発信を行った結果、防災・減災の重要性や発災から初動、応急復旧、本格復興にいたるまでの一貫したプロセスを支える建設業の役割についてもご理解いただけたのではないかと感じています。

建設業界をあげて、被災地域の造成を行い、団地をつくり、住民の皆さんが戻れる環境づくりまでは行いました。しかし、まだ〝まち〟の本当の復興にはいたっていないと思います。今こそ、「まちづくり」というものの本質的な企画力が試されているのではないでしょうか。人が住めるところを確保するというフェーズから、社会活動も含めた施策を講じる段階に移行する時期だと考えています。建設業は、東日本大震災からの復旧・復興に一定の区切りをつけ、被災地の新たな発展に向け、より機能的なスマートソサエティを実現する企画力を発揮していかなければならないと思います。

また、建築本部としては、国民の安全・安心のために建築物の耐震化の必要性について問題提起を行ってまいりました。その集大成となるのが二〇一二年の「日建連建築宣言」です。この建築宣言は東日本大震災から得た課題、直面する地球環境問題、未来に向けた文化の継承に対して建築が果たすべき役割を踏まえて定められた建築本部の基本方針です。東日本大震災以降も多くの災害が全国各地で起こっていますが、国民の皆さんが安全・安心な毎日が過ごせるよう、各企業の経験を次世代につなげていきたいと考えています。

長期ビジョンを踏まえた担い手の確保・育成、建設業の働き方改革、生産性向上

――多年におよぶデフレ経済の影響や建設産業そのものの脆弱化など、建設業界を取り巻く状況は刻々と変化していますが、それらを長期的に捉え、今後の活動を更に積極的に推進していくために、日建連では、二〇一五年に「再生と進化に向けてⅠ建設業の長期ビジョンⅠ」を発表しました。このビジョンでは建設技能者の高齢化に伴う団塊世代を中心とした大量離職、そして処遇の低下など、将来の担い手不足に結び付きかねない喫緊の課題に対して具体的施策を示しています。

副会長・土木本部長
宮本 洋一 Yoichi Miyamoto
（清水建設株式会社 会長）

東日本大震災の経験は各社において今に生かされている

長期ビジョンでは、二〇二五年の建設技能者数は二〇一四年より一二八万人減少すると予測しました。そして一〇年後も同様の建設需要を満たすため、生産性向上による省人化三五万人、新規入職者九〇万人を確保することを目標に掲げました。省人化と担い手確保という両側面からのアプローチを日建連が主導となり積極的に行うことを謳っていますが、これらの具体的な施策について、ご意見をいただきたいと思います。

山内会長

建設業界の現状、CCUS導入

現在の建設技能者数は一九九七年のピーク時から三割減少した三二七万人です。このうち、三五%が五五歳以上で、三〇歳未満の割合は一一%に過ぎないというデータがあります。また、賃金に関しては五〇代半ばまで伸び続ける製造業の生産労働者に比べて、建設技能者は四〇代でピークを迎え、その後右肩下がりになってしまっている傾向があります。

こうした状況を踏まえ、建設業界として、今後も国民の負託に応え続けるためにも、早期に建設技能者の処遇改善を図り、若年層や女性をはじめとした新たな担い手の確保・育成に努めることで業界全体の世代交代を円滑に進めていかなければなりません。日建連では、これらの課題を総合的に改善するために、①他産業に負けない賃金水準 ②社会保険加入促進 ③休日の拡大 ④雇用の安定 ⑤重層下請構造の改善 ⑥女性の活用――等に取り組んできました。今後も、将来の大量離職、人手不足の時代を乗り切ることができるよう、努力していきたいと思います。

最近では、国交省を中心に設計労務単価の引き上げ等を推進していただいたことに端を発し、建設技能者が戻ってくる兆しが見えてきました。こうした流れを更に加速させるために、建設技能者の処遇改善や生産性向上の基礎となる業界共通の制度インフラとして、国交省および関係団体が一体となって普及推進に注力している「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は大きな効果が期待できます。このシステムは、建設技能者に関し、就業履歴を業界全体で蓄積することにより技術力と経験を踏まえた賃金が支払われる仕組みを構築し、処遇改善や技能の研鑽を促し、担い手確保や働き方改革を実現していく画期的なものといえます。更に、各建設現場における労務の需給状況が明確化され、生産性を測定する基礎的なデータも簡便に得られるようになります。

製造業の工場労働者は一つの企業がその労務やスキルを管理していますが、建設技能者は、日々、様々な企業の建設現場に従事する特性上、労務賃金についても、すべての就労データに基づく相応の金額が算出されず、職種ごとに設定された一定の単価に人数を乗じる方法のみで計算されている実状があります。CCUSは、建設技能者を雇用する協力会社からの職歴や免許・資格に見合った処遇を実現すべきとの強い要望に応える重要なツールとして、元請企業と協力会社が両輪となり、普及推進を加速させていく必要があると考えています。

二〇二〇年三月、国交省により「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」が策定され、二〇二三年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」とその道筋として「国交省直轄工事における義務化」や、「建退共との連携」等が示され、また、「防災・減災、国土強靱化のための五カ年加速化対策」においても、地方公共団体でのCCUS活用工事の一〇〇%導入が目標に明記されるなど、官民が一体で推進する環境が整いました。日建連といたしましても、引き続き、総力をあげてCCUSの普及推進に取り組んでいきたいと思います。

バブル期やリーマン・ショック時を超える景気の落ち込みが懸念される今回のコロナ禍で、これまでの処遇改善に向けた取組みが元の木阿弥となることがないよう、CCUSをしっかりと軌道に乗せ、若い建設技能者たちがこの業界に残りキャリアを築き上げてほしいと思っています。更に、特定技能外国人等の外国人労働者のCCUS登録が義務化されましたので、外国人労働者に対してもCCUSの活用を通じた適切な処遇を実現し、日本で働けてよかったと感じてもらうことで、選ばれる国になっていかなければならないと考えています。

建設キャリアアップシステム（CCUS）のロゴマーク、パンフレット

宮本本部長

担い手の確保・育成、生産性向上

担い手の確保・育成に関して特筆すべきことは、「けんせつ小町」の活動だと思います。けんせつ小町は、建設業で活躍する女性の愛称として日建連が制定し、最近はかなり定着してきたようです。政府全体で女性活躍推進に向けた様々な施策が展開されるなか、二〇一四年八月に国交省と建設業五団体による「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」と日建連独自の「もっと女性が活躍できる建設業を目指して――日建連の決意」が策定されました。その後、各社でこれらの指針に基づく活動を推進した結果、建設現場で活躍する女性がかなり増えてきたと実感しています。近年はダイバーシティやSDGsの考え方も取り入れ、女性だけではなく多様な担い手を想定することが必要になってきました。

もともと建設業は女性が働きやすい職場とは言い難いものがありました。時代が流れ、今は女性が働きやすい環境が整備されてきましたが、ここにいたるまでには女性を受け入れる側の意識改革など、様々な苦労がありました。女性活躍推進の最大の課題は、この「どう意識を変えるか」ということです。

LGBTや外国人労働者についても同じです。多数か少数かという数の話にとらわれず、一人ひとりの個性と人権を尊重し、技術の取得などをしっかりと考えて、働いてもらうという意識が重要です。

こういった担い手の確保に加えて、省人化が見込まれる生産性向上についても、iConstructionの推進やプレキャストの導入に加え、新技術の活用や書類の簡素化などを進めていくために、日建連としても国交省と一緒になって取り組んでいきます。

押味本部長

働き方改革

日建連はこれまで担い手確保の観点から様々な活動を行ってきました。とにかく人が入ってこなければ、建設業は成り立たないのです。若い人たちに夢中になってもらえるような仕組みの構築が大切だと考えます。建設技能者あってこその建設業なのですから、これこそが我々の使命と言えるでしょう。

建設現場では、ロボットやICT技術の導入が進んでいます。生産性向上、省人化という側面も大事ですが、先端的な技術の活用を通じて、若い人たちが建設業界に興味を持つきっかけになってくれたら、と期待しています。若い人たちに、建設業界の未来を一緒に作りたいと思ってもらえるような環境にしていきたいですね。

働き方についても、若い人たちに魅力ある業界と感じてもらえるような変革が必要です。二〇一七年三月に政府がまとめ

けんせつ小町が活躍する建設現場

副会長・建築本部長
押味 至一 Yoshikazu Oshimi
（鹿島建設株式会社 社長）

若い人たちに魅力ある業界と感じてもらえるような変革が必要

これからの建設業について

山内会長

――二〇二〇年は世界規模で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、日本の経済も大打撃を受けました。東京オリンピック・パラリンピックの延期などもあり、経済はまだまだ先行きが見えない状況です。一方で地震や大雨、台風の被害などが全国的に発生し、建設業は国土強靭化、インフラ再生のための歩みを止めることはできません。

そのようななかで、これからの日本のために日建連としてどのような役割を担っていくべきかをお話しいただきたいと思います。

社会資本整備の必要性と経済を下支えする建設業の役割

コロナ禍で減速している景気を下支えし、気候変動との関連も懸念されている近年の大規模災害に備えるうえで、必要かつ十分な公共事業量の確保が不可欠であり、その着実な執行にあたっては、わが国の建設業による高い技術力と施工管理能力が発揮される前提となることは言うまでもありません。

日本の公共事業費はGDPに比べて多すぎるという意見もありますが、日本独特の気候風土や地理上の特性、更には近年の異常気象を考えると、GDPに対する公共投資の比率だけでその多寡を判断するべきではないと思います。例えば、治水について考えてみたときに、比較的勾配の緩やかな欧米の河川と、急峻な日本の河川では、要求される施設の水準を同一に論じることはできません。頻発化、激甚化する災害への対応を強化し、国民の生命や安全を守り、被災による経済損失を最小限に抑えるためにも、防災・減災、国土強靭化の取組みを継続して強力に実施することが重要です。私たちはこの一〇年で数々の災害を経験すると同時に、日本という自然災害と対峙しなければいけない土地に住み続けるための先人の工夫や知恵についても数多く再認識しました。こうしたことも含めて、これからの日本のために防災・減災、国土強靭化に必要な情報発信を継続し、アピールしていかなければならないと感じています。

時代とともに高度化・多様化する社会からの要請に的確に応えていくため、技術力向上への弛まぬ研鑽を重ね、確固たる産業基盤の整備に向けて不断の努力を払うことは建設業が果たすべき社会的使命と言えます。国づくりに携わる建設業にとって、十分な施工余力を活かし、円滑な施工に万全を期するとともに、あわせて、ICTの推進などによる生産性向上をいっそう追求していかなければならないと考えております。

宮本本部長

土木・建築一体になった日建連表彰の創設

二〇一九年九月、土木分野の「土木賞」と建築分野の「BCS賞」により構成する新たな表彰制度として「日建連表彰」を創設しました。建設業界のほとんどの活動分野を対象として、優れたプロジェクト・構造物と建築作品を顕彰することとしました。土木分野については、既存の賞と、どのように差別化を図るかが重要な課題となりました。土木プロジェクトは必ずしも発注者、設計者と施工者の区分が明確ではないことや、工程が長期にわたるとともに関係者が非常に多いという特徴があります。そのため、「土木賞」では、発注者、設計者だけではなく、専門工事業者や建設業以外の企業等、施工プロセスに貢献した多様な関係者を顕彰対象としました。更に、将来的な維持管理に役立つ工夫に関する施工プロセスも含めて評価する規定としました。

また、今回の日建連表彰創設を機にBCS賞についても見直しを行いました。評価項目の拡充・明確化、評価・選定理由の明確化などを通じて審査の客観性、明示性を高めることとしました。表彰対象者についても、建築主、設計者および施工者の相互の協力関係（三位一体）において、主要な役割、深い関与、専門性における不可欠な貢献をした者も対象とすることとしました。このように時代の要請や課題に対応した新たな評価軸を設け、携わる関係者にとってより魅力ある賞になるよう永く継承していきたいと考えています。我々建設業は、社会資本整備を生業としています。人々が安全・安心な生活を送ることはもとより、それぞれの人生を謳歌し、楽しむことができる世の中をつくることが使命だと考えています。

日建連表彰を通じて、土木・建築を問わず、わが国の国民生活と産業基盤の充実に資する価値のある構造物・作品を後世に残すことに寄与できればと思っています。そして、多くの方から愛される建設業になっていきたいですね。

事務総長
司会：**山本 徳治** Tokuji Yamamoto

押味本部長

担い手確保のために現場でできること

二〇一九年六月に担い手三法の一体改正が行われ、適正な工期設定、働き方改革の推進、生産性の向上を図る施策や公共工事の受発注者の責務が盛り込まれました。日建連としてはこの追い風も受け、新・担い手三法の主旨に沿い、担い手確保に向けた適正工期の確保、魅力ある現場づくり、ICTを活用した生産性の向上等に取り組んでいます。

制度や環境が整いつつある一方、建設現場では課題も多く残ります。特に、重層下請構造の改善や日給月給の建設技能者の安定的な就業機会の確保などは、業界全体の構造や意識改革が必要です。多能工の育成など、様々な挑戦が行われていますが、そこにも若い人たちの新しい感覚が必要だと感じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響はいまだ続いています。現場でクラスターが発生しないよう日建連としても状況に応じて、迅速に感染予防対策ガイドラインの改訂などを行っていこうと考えています。災害の復旧や対策のため、止めることのできない建設現場が日本各地にあります。会員各社においては様々な工夫を凝らして感染症対策を行い、多くの建設技能者、技術者の皆さんが建設現場で活躍くださっています。私も長年現場におりましたが、多くの方が入場する建設現場での対策は本当に大変なものです。その尽力に感謝いたします。

「働き方改革」の促進を更に進めるとともに、CCUSの普及などによる処遇改善などをけん引しつつ、新3K（給料・休日・希望）の魅力ある建設業の姿を発信して、次世代の担い手を増やしていきたいと思います。

新型コロナウイルス対策を実施する建設現場の様子

土木賞

BCS賞

「日建連表彰」のロゴマーク

第2章

時代の要請に応えた活動

東日本大震災

**地震と津波による複合的・広域的災害からの教訓を
これからの未来につなげるために**

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地で大きな揺れ、大津波、火災等を発生させ、12都道県で2万2,000人余の死者（震災関連死を含む）・行方不明者を出す大災害でした。また、これに伴う福島第一原子力発電所事故による被害も含め、日本では未曾有の事態となりました。あれから10年が経過し、現在も復興に向けた活動が着々と続けられていますが、まだ多くの課題が残されています。

東日本大震災発生1カ月後の宮城県石巻市の様子

日建連の復興支援活動

日建連は震災発生から3日後に「新日建連緊急災害対策本部」を設置し、義援金の拠出や必要物資の提供など、現在にいたるまで様々な活動を行っています。

日建連の被災地域への対応

二〇一一年三月十一日の東日本大震災の発生後すぐ、国土交通省など関係機関からの支援要請に応じて、日建連は全国ゼネコンの持つ組織力を生かして応急対応や復旧支援に取り組みました。

発生から三日後の三月十四日に「新日建連緊急災害対策本部」を設置するとともに、会員企業から集めた九億円近い義援金を拠出しました。

また、震災直後、本部と東北支部による現地合同対策会議を開催し、被災地に必要な仮設トイレやブルーシート、土のう袋、燃料、発電機など建設関係の資機材に加え、食料や水など日用品が不足していたことから、生活物資も提供し、搬送した品目数は一三〇を超えました。

2つの特別委員会を新たに設置し、
被災地域の復旧・復興と再生に取り組む

（緊急災害対策本部は2012年3月11日で解散）

復旧・復興対策特別委員会

＜課題＞

①ガレキ処理事業の実施に伴う諸課題の検討、国等への要請
②復旧・復興事業の実施に必要な労働者の確保対策
③その他復旧・復興事業に関し発生する諸課題の検討
④復旧・復興事業の迅速かつ円滑な実施を含む公共事業全般の推進方策に関する調査研究、国等への提言

電力対策特別委員会

＜課題＞

①福島第一原発事故に係る放射能の除染事業等の諸課題への対処方策の検討
②その他原発事故に関連する諸課題に関する検討、国等への要請、提言
③夏季・冬季を中心とする節電対策に関する検討および日建連の節電行動指針の策定と推進
④原子力、再生可能エネルギーを含むわが国のエネルギー政策に関する調査研究

被災地への復旧支援の様子

3月17日に仙台市で開かれた日本土木工業協会（当時）の本部と東北支部との現地合同対策会議

宮城県石巻市や多賀城市の病院・避難所への物資搬送

仮設ハウスの設置

宮城県仙台市の貞山運河でのがれき処理

東日本大震災からのあゆみ

2011年

3月14日 3団体合併に先立ち「新日建連緊急災害対策本部」を設置
（本部長） 野村哲也（社）日本建設業団体連合会会長
（副本部長） 中村満義（社）日本土木工業協会会長
山内隆司（社）建築業協会会長
（事務局長） 有賀長郎（社）日本建設業団体連合会専務理事

3月16日 「災害対策に関する緊急要望」の実施

3月16日～ 関係各方面の要請により、救援物資、資機材を調達するほか役務提供、各種調査依頼に対応

3月25日 義援金の拠出を決定

4月7日 民主党ヒアリングへの対応

4月11日 自民党ヒアリングへの対応
日建連の活動と取組みを報告するとともに、要望を提出。そのほか、議員からの現状質問に回答。
1）早期復旧・復興のために、国が主体となった推進体制の確立および非常時による法規制の弾力的措置
2）復旧・復興のビジョンの早期策定およびその実現
3）復旧・復興の財源の確保

4月15日 「東日本大震災に係る被災地域の復興に関する提言」を策定、国交大臣等に提出

4月25日 日建連取りまとめ分6億5,000万円を日本赤十字社に拠出
別途拠出分と合わせ、日建連としての拠出総額は8億8,700万円余

6月1日～6月29日 「東日本大震災復興支援活動」の展示
新日建連緊急災害対策本部の活動を、総合建設業の災害対応としてA1パネル8枚に取りまとめ、千代田区丸の内行幸地下ギャラリーに展示
主な内容
・災害対応の経緯
・東日本大震災に係る被災地域復興に関する提言
・震災対応行動基準マニュアルおよびBCPに基づく活動
・建築物耐震性能表示の促進 他

6月22日 「日建連電力対策自主行動計画（実施計画）」の策定

7月20日 東日本大震災を契機に明らかになった建築物の課題および建築物耐震性能表示の検討

7月20日 原子力発電所事故に関する実情調査結果を文科省審査会に報告

11月22日 「災害対応基準」の策定

11月22日 冬期間の電力需給対策への対応を会員に要請

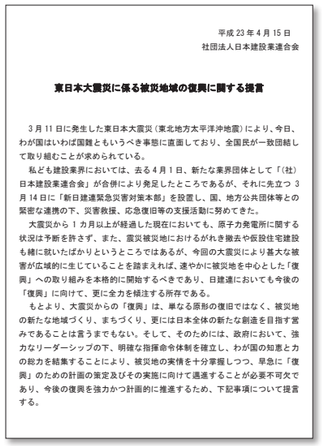

平成23年4月15日
社団法人日本建設業連合会

東日本大震災に係る被災地域の復興に関する提言

3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により、今日、わが国はいわば国難ともいうべき事態に直面しており、全国民が一致団結して取り組むことが求められている。

私ども建設業界においては、去る4月1日、新たな業界団体として「（社）日本建設業連合会」が合併により発足したところであるが、それに先立つ3月14日に「新日建連緊急災害対策本部」を設置し、国、地方公共団体等との緊密な連携の下、災害救援、応急復旧等の支援活動に努めてきた。

大震災から1カ月以上が経過した現在においても、原子力発電所に関する状況は予断を許さず、また、震災被災地におけるがれき撤去や仮設住宅建設も緒に就いたばかりというところではあるが、今回の大震災により甚大な被害が広域的に生じていることを踏まえれば、速やかに被災地を中心とした「復興」への取り組みを本格的に開始するべきであり、日建連においても今後の「復興」に向けて、更に全力を傾注する所存である。

もとより、大震災からの「復興」は、単なる原形の復旧ではなく、被災地の新たな地域づくり、まちづくり、更には日本全体の新たな創造を目指す営みであることは言うまでもない。そして、そのためには、政府において、強力なリーダーシップの下、明確な指揮命令体制を確立し、わが国の知恵と力の総力を結集することにより、被災地の実情を十分掌握しつつ、早急に「復興」のための計画の策定及びその実施に向けて邁進することが必要不可欠であり、今後の復興を強力かつ計画的に推進するため、下記事項について提言する。

東日本大震災に係る被災地域の復興に関する提言

震災時初動対応ハンドブック

2012年

2月6日 「震災時初動対応ハンドブック」の発行

2月6日 「本部事務局 災害時初動対応マニュアル」の策定

2月16日 「復旧・復興対策特別委員会」「電力対策特別委員会」の設置

2月16日 計画的避難区域等から搬出された建設資材に係る問題に対応

2月16日 「防災・減災・応急対策への教訓～証言でたどる東日本大震災～」の発行

防災・減災・応急対策への教訓
～証言でたどる東日本大震災～
インフラが防災・減災効果を発揮した事例や関係者の証言を通じて、自然災害に対するわが国の脆弱性と今後求められる防御策の必要性を紹介しています。

6月22日 新潟県知事から感謝状を受領（北陸支部）

6月27日 福島県知事から感謝状を受領（東北支部）

7月27日 「東日本大震災関係・国土交通大臣表彰」の受賞

まちづくり

震災当初の仮設住宅から、恒久的な住宅の再建を目指し、がれき処理、高台移転、災害公営住宅の建設など、自治体と民間企業が協力する方策がとられました。

復興市街地整備事業

二〇一一年十二月九日に成立した復興庁設置法（二〇一一年十六日法律第一二五号）によって復興庁が発足しました。

UR都市機構と連携して復興支援事業が行われ、岩手県、宮城県、福島県の三県の二六の被災自治体において、「復興市街地整備事業」として一、三一四㌶の整備、「災害公営住宅整備事業」として五、九三二戸の建設等を二〇二〇年度末までに行い、被災自治体の復興まちづくりを支援しています。

主な復興整備事業MAP

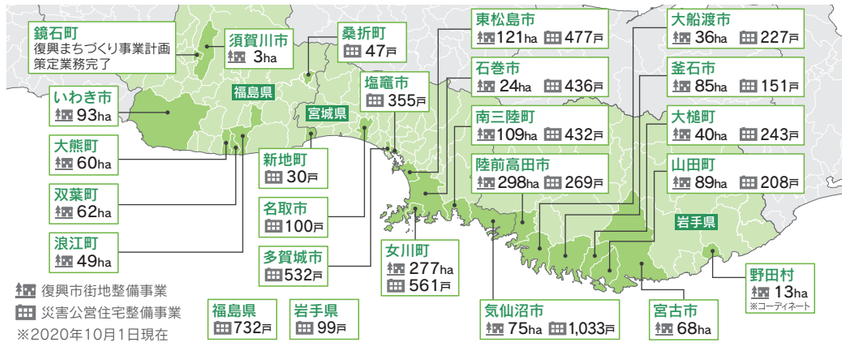

UR都市機構ホームページを基に作成

岩手県陸前高田市高田地区・今泉地区（298ha）

・土地区画整理事業等により、新たな高台住宅地の整備と浸水区域の一部の嵩上げを行い、山側にシフトした新しい市街地を整備
・三陸沿岸道路、国道45号、340号の一部を国等と連携して一体的に整備

中心市街地のようす

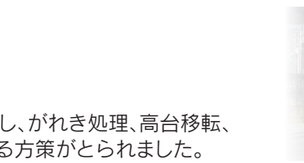

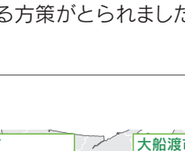

宮城県女川町 女川中心部地区（222ha）

・高台の造成や嵩上げをした地域に住宅地を集約し、安全性を確保
・低地部は商業・業務、観光業及び水産業に活用
・行政機能等を中心部にコンパクトに配置

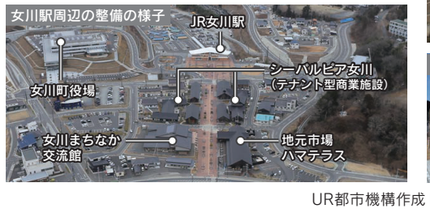

UR都市機構作成「東日本大震災からの復興支援」（2019年6月版）を基に作成

UR型復興CM（コンストラクション・マネジメント）方式を活用した震災復興まちづくり事業

まちづくり事業は早期復興が強く求められるなかで工期短縮を図りつつ、「同時並行する多くの復興事業間の整合」「基本設計から施工のすべての過程で多くの調整」「施工上の制約と大規模な工事への対応」など、復興事業特有の課題が山積していました。

そこで、有識者、国土交通省およびUR都市機構で構成する「震災復興面整備事業の円滑な事業推進に係る検討会」を設置し、二〇一二年六月から七月の二カ月間という極めて短期間での集中的な検討により復興CM方式の制度設計を行い、二〇一二年七月二十日の女川町震災復興事業を皮切りに導入が開始されました。

UR型復興CM方式を活用した震災復興まちづくり事業 一覧

＜UR発注＞

No.	市町村		地区名	契約年月	終了年月	受注者
1	女川町	宮城県	中心市街地、離半島部	2012年10月	2019年10月	鹿島・オオバJV
2	東松島市	宮城県	野蒜	2012年11月	2017年 6月	大成・フジタ・佐藤・国際開発・エイト日技JV
3	陸前高田市	岩手県	高田、今泉	2012年12月	2021年 3月	清水・西松・青木あすなろ・オリエンタルコンサルタンツ・国際航業JV
4	山田町	岩手県	山田、織笠	2013年 4月	2019年 9月	大林・戸田・飛島・建設技術研究所・復建技術JV
5	宮古市	岩手県	田老	2013年 6月	2017年 2月	鹿島・大日本コンサルタントJV
6	大槌町	岩手県	町方	2013年 6月	2019年 9月	前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質JV
7	気仙沼市	宮城県	鹿折、南気仙沼	2013年 7月	2020年 9月	清水・西松・奥村・パスコ・アジア航測JV
8	南三陸町	宮城県	志津川	2013年 7月	2021年 3月	飛島・大豊・三井共同建設コンサルタントJV
9	大船渡市	岩手県	大船渡町駅前	2013年10月	2019年 8月	東急・東洋・植木・日本測地・CPC JV
10	釜石市	岩手県	片岸、鵜住居	2013年10月	2020年 1月	大林・熊谷・東洋・復建エンジニヤリング・中部復建JV
11	山田町	岩手県	大沢	2013年11月	2017年 3月	奥村・森本・玉野総合・ウエスコJV
12	いわき市	福島県	薄磯、豊間	2013年11月	2018年11月	安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤JV
13	石巻市	宮城県	新門脇	2014年 3月	2018年12月	竹中工務店・竹中土木・八千代エンジニヤリングJV

＜UR発注支援＞

No.	市町村		地区名	契約年月	終了年月	受注者
1	大槌町	岩手県	区画整理3地区、防集等	2013年 9月	2019年 9月	前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質JV
2	石巻市	宮城県	離半島部	2013年12月	2021年 3月	清水・奥村JV

※このほかにも釜石市において、類似の方式による3件の復興まちづくり業務が発注されており、①戸田・青紀土木・福山・三和技術・釜石測量設計JV、②熊谷・小澤組・新日・日鉄鉱コンサルタントJV、③竹中土木・吉田測量設計・国土開発センター・山長建設JVが受注している

UR都市機構作成「UR型復興CM方式を活用した震災復興まちづくり事業　一覧」を基に作成

CM方式による復興の加速化

民間ノウハウを活用し、効率的でスピーディーに復興事業を推進するため、段階的な工事を大括り化し、設計・施工・マネジメントをまとめて発注するシステム（CM方式）をURが先導的に導入しました。

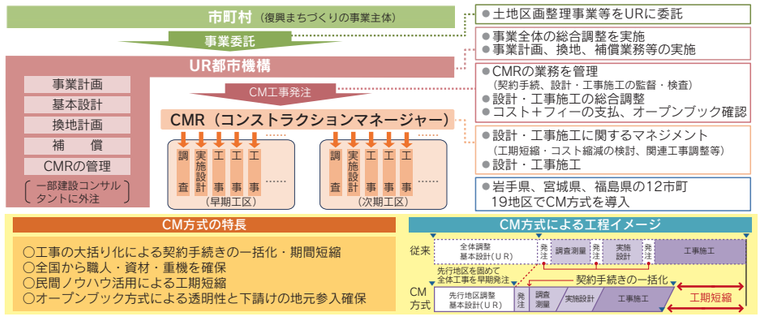

CM方式の活用事例　宮城県東松島市 野蒜北部丘陵地区（93ha）

・土地区画整理事業によりJR仙石線の移設・復旧と一体的に高台の新市街地を整備
・高台で発生する大量の土砂は、CMRと連携し、ベルトコンベアを活用して短期間で搬出を完了
・2015年5月に仙石線が全線再開。2016年11月にすべての高台宅地の引渡しを完了

（野蒜北部丘陵地区）

UR都市機構作成「東日本大震災からの復興支援」（2019年6月版）を基に作成

CM方式による復興の加速化

民間ノウハウを活用し、効率的でスピーディーに復興事業を推進するため、段階的な工事を大括り化し、設計・施工・マネジメントをまとめて発注するシステム（CM方式）をURが先導的に導入しました。

復興道路・復興支援道路

2011年から進められた全長550kmの復興道路、復興支援道路の建設には多くの日建連会員企業が携わりました。

復興道路・復興支援道路（事業促進PPP）のマップ

二〇一一年十一月二十一日に第三次補正予算が成立し、三陸沿岸道路（三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道）が「復興道路」として、また、宮古盛岡横断道路（宮古～盛岡）、東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～花巻）、東北中央自動車道（相馬～福島）が「復興支援道路」として、新たに事業化されました。

事業にあたっては、初めての試みとして事業促進PPPが導入されましたが、二〇二一年度中にはすべての事業が完了し、供用されます。

東北の復興道路・復興支援道路のマップ

※図中のIC名称、供用中区間、事業中区間は2020年10月時点の名称、区間で表記　　国土交通省提供資料

復興道路・復興支援道路の総延長550km※

※国土交通省が中心となって整備を進めている路線

路線名	計画延長	供用中	事業中
三陸沿岸道路	359km	312km	47km
宮古盛岡横断道路	66km	45km	21km
東北横断自動車道釜石秋田線	80km	80km	0km
東北中央自動車道	45km	36km	9km
合計	550km	473km	77km

2021年3月6日時点

復興道路・復興支援道路における事業促進PPPの導入

復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして震災後に約二二三キロメートルが事業化しました。「おおむね一〇年間」で、既事業化区間と合わせて約三八〇キロメートルの事業の整備推進が必要であり、その膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「事業促進PPP」が導入されました。

事業促進PPPによる業務の実施

・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務に**民間の技術力を活用**
・新規事業区間を10～20kmの工区に分割、**工区ごとに促進チームを配置**
・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント（調査設計～施工管理）を担当

事業促進PPP業務実施体制

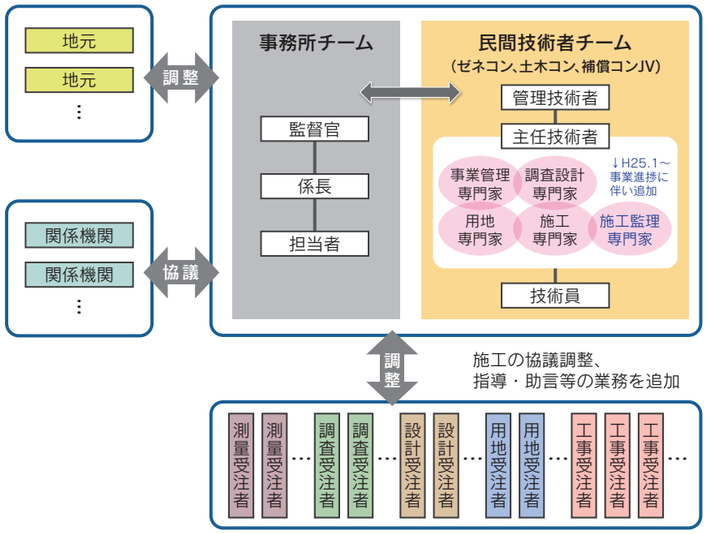

国土交通省作成「第8回 復興加速化会議配布資料『これまでの取り組みと今後の取り組みについて』」を基に作成

事業促進PPPの導入効果

事業促進PPPは、従来の発注者支援業務等とは大きく異なり、「民間のマネジメント力の発揮」「多様な知識・経験の融合」「官民一体による専任チーム」の三つの特長が同時に成立することで、技術力・事業執行力が飛躍的に向上し、発注側の体制を補完する仕組みとして効力を発揮しました。これにより短期間での事業実施を可能としました。

事業促進PPPの導入効果の流れ

●官と民間チームの多様な知識・経験の融合により事業執行力が飛躍的に向上
●技術者が現地に常駐することにより地域との信頼関係が深まり円滑な事業調整につながっている
●地元説明会や関係機関協議、他技術分野との連携を通して、官民双方が技術研鑽とノウハウを習得

従来にないスピードで事業が進んでおり、発注者の体制を補完する仕組みとして非常に有効に機能

山田道路（事業期間：16年）

（1年目）用地調査 → （3年目）用地取得 → 埋蔵文化財試掘調査 → （6年目）埋蔵文化財本調査 → （13年目）工事 → （16年目）

山田宮古道路（事業期間：6年）

（1年目）用地調査 → （1年目）用地取得 → 埋蔵文化財試掘調査 → （6年目）埋蔵文化財本調査 → 工事

2017.11.19
山田宮古道路開通式

2017.11.19
山田宮古道路開通後の状況

国土交通省作成「第8回 復興加速化会議配布資料『これまでの取り組みと今後の取り組みについて』」を基に作成

災害廃棄物処理

震災後、迅速に行われることが求められた災害廃棄物処理は、国と自治体、更に日建連の会員企業の協力により進められました。

会員企業による処理現場

東日本大震災で発生した災害廃棄物や津波堆積物の処理業務は、処理完了目標時期、前例のない膨大な発生量、廃棄物物性の複雑さ等ゆえに、多くの課題を抱えていました。そのため、幅広い技術・様々な経験・高いマネジメント力を有する建設業界がその総力を挙げて取り組むことが期待され、岩手県・宮城県では、日建連の会員企業が一四の処理区を担当しました。各処理区とも、市町村や県の委託を受け、地元の皆様の理解、地元企業の協力をいただき、多くの課題を克服しながら処理業務を推進しました。

日建連会員企業による処理現場一覧

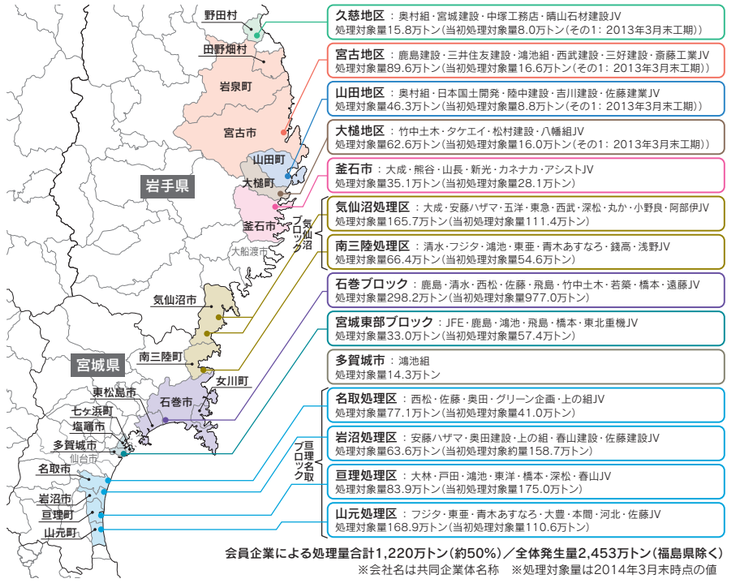

会員企業による処理量合計1,220万トン(約50%)／全体発生量2,453万トン(福島県除く)

※会社名は共同企業体名称　※処理対象量は2014年3月末時点の値

日建連作成「東日本大震災　災害廃棄物処理の報告」を基に作成

災害廃棄物（岩手県と宮城県）の処理目標と実績

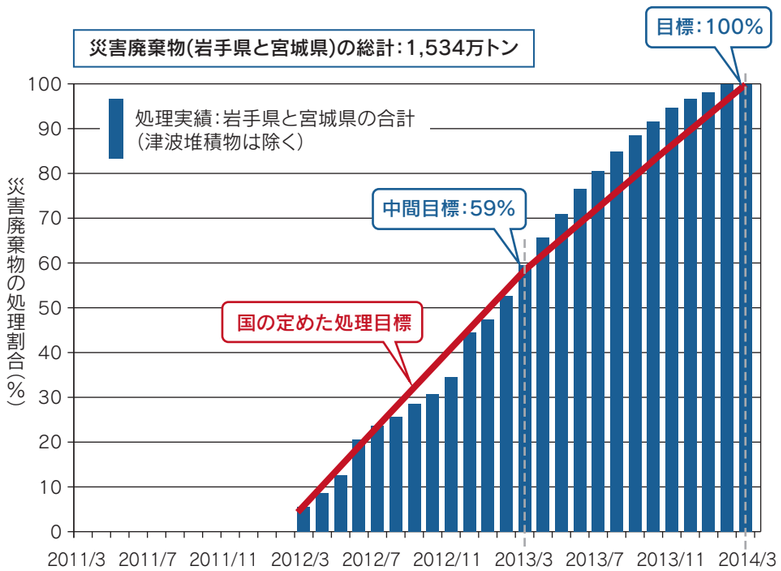

日建連作成「東日本大震災　災害廃棄物処理の報告」を基に作成

発生した災害廃棄物

通常であれば優に一〇年以上の処理期間を要する膨大な量でしたが、被災地の早期復興のためには何より短期間での円滑な処理が不可欠であり、中間処理・最終処分について、再資源化を重視しつつ二〇一四年三月末を目途に終了するマスタープランが国から示されました。開始一年目は目標をやや下回っていましたが、二〇一三年三月以降は目標を超える進捗で推移し、二〇一四年三月末に処理を完了しました。

中間処理によるリサイクル率の向上（宮城県）

宮城県の最終的な災害廃棄物の再生利用量は、約九四七万トン（セメント利用を行った分と造粒固化した焼却灰の再生利用分を含む）でリサイクル率八五%、津波堆積物の再生利用量は約七五〇万トンでリサイクル率九九%、合計約一、六九七万トンでリサイクル率は九〇・八%でした。

宮城県における標準的な中間処理フロー

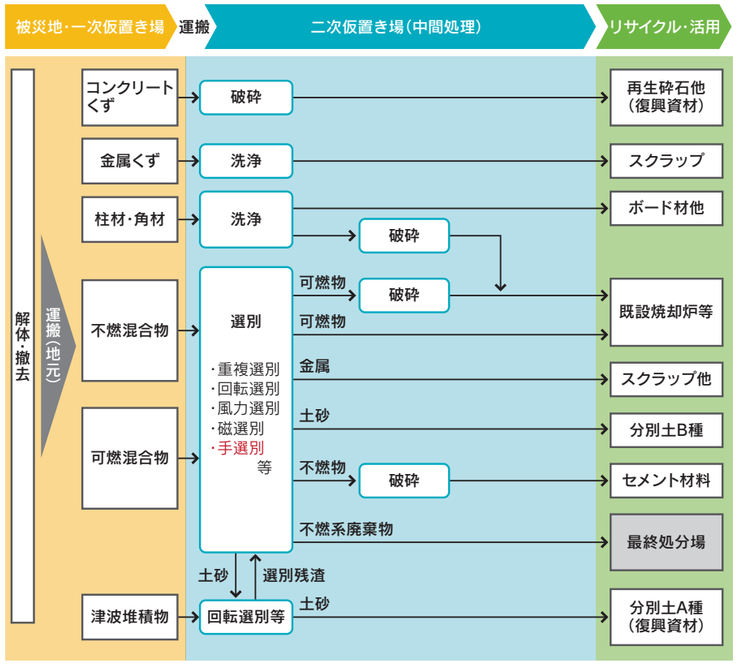

日建連作成「東日本大震災　災害廃棄物処理の報告」を基に作成

中間処理によるリサイクル率の向上（岩手県）

岩手県の最終的な災害廃棄物の再生利用量は約三五〇万トン（セメント利用を行った分と造粒固化した焼却灰の再生利用分を含む）でリサイクル率八三%、津波堆積物の再生利用量は約一六一万トンでリサイクル率一〇〇%、合計約五一一万トンでリサイクル率は八七・五%でした。

岩手県における標準的な中間処理フロー

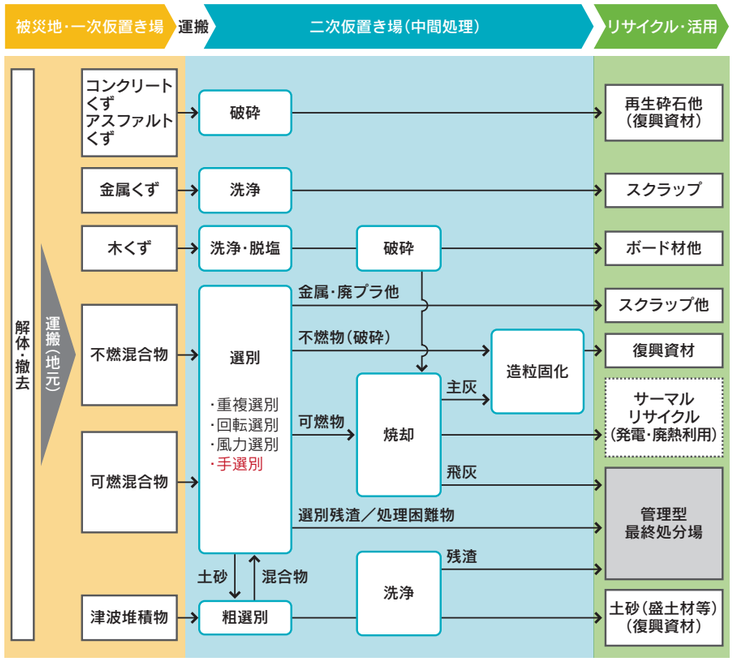

日建連作成「東日本大震災　災害廃棄物処理の報告」を基に作成

地域への貢献

災害廃棄物処理業務では、地域経済の活性化等につながる地元貢献も大きな命題でした。各処理区とも、調査等における地元企業・商工会等との積極的な連携はもとより、被災された地元の方々を手選別作業等で優先的に雇用するなど、地元の雇用機会拡大が図られました。更には技能講習等のスキルアップ貢献など、地元と一体となった業務が進められました。

がれきの中から見つかった思い出写真を持ち主に戻すためのコーナー

地元企業に販売機会を提供する定期市の様子
（宮城県：石巻ブロック）

地域との交流

見学会・親睦会の開催、地元イベントへの協賛・参加、憩いの場の提供など、地元の方々との心の通った交流が行われました。また、独自のホームページ、定期的な情報誌の発刊による地元への積極的な情報発信などにより、信頼感の醸成や業務内容の理解促進が図られました。

地元小中学生が復興に向けた想いを絵に描き、仮囲いに展示したイベント
（宮城県：石巻ブロック）

地域の方々の交流・憩いのための施設
（宮城県：気仙沼処理区）

除染および中間貯蔵施設整備

除染、中間貯蔵施設に関する諸課題に対応するため、電力対策特別委員会中間貯蔵・除染部会を設置しました。

電力対策特別委員会中間貯蔵・除染部会

二〇一二年二月十六日設置の電力対策特別委員会中間貯蔵・除染部会（設置当初は除染部会。二〇一七年八月二十三日委員会において中間貯蔵・除染部会に改称）では、除染事業、中間貯蔵施設整備事業の加速化、円滑化、適正な実施に向けた課題、きめ細かい積算基準の見直し、設計変更への柔軟な対応等について環境省および関係機関、団体等と意見交換を行い、必要な要望活動を実施するとともに、施工会社の相互パトロールや情報交換等による労働災害・交通事故の防止活動、法令順守に向けた取組みを実施しました。

電力対策特別委員会 福島第一原子力発電所視察（2017年3月17日）

山内隆司委員長（当時）以下委員等全23名の参加による視察会を実施。
（1～4号機原子炉建屋を一望できる高台から各原子炉建屋の状況を概観）

除染への取組み

生活空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により放射性物質を生活圏から取り除き、遠ざける作業を行いました。
日建連会員企業では、2014年8月当時、現場数35カ所で一日あたり最大20,000人の作業員が除染作業を行い、住民の皆様の一日も早い帰還を目指しました。

作業員教育

除染作業を安全・確実に進めるために、作業員全員を対象にした教育を定期的に行いました。
除染作業の品質確保のための教育、安全ポイントを整理した資料による教育、実際の作業中にひそむ危険を全員で考える危険体験実習等を実施しました。

新型コロナウイルス対策

現場従事者は、体調管理、マスク着用などの感染防止行動を常に心がけています。朝礼・打ち合わせなども3密を回避した手法に改め、出勤前・作業前・現場でのKY活動時に検温を徹底するなど、現場の状況に即した対策を行っています。

除染範囲と規模

国が除染、廃棄物処理を担当する除染特別地域（一一市町村）における除染事業を進め、二〇一二年一月から二〇一七年三月末までに帰還困難区域を除くすべての市町村で面的除染を完了しました。

※一一市町村：田村市、楢葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯舘村、富岡町、南相馬市、浪江町

DATA

数字で見る除染工事 ［国直轄・除染特別地域］

除染工事は、福島県、岩手県、宮城県および関東地方の広域にわたる、我が国では経験したことのない工事です。国が策定した「放射性物質汚染対処特別措置法」により、直轄で除染事業を進める地域として指定された「除染特別地域」におけるデータを整理しました。

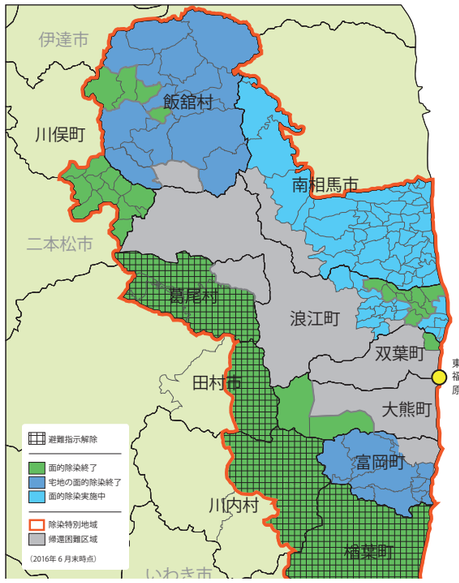

▶ 広大な除染対象面積

24,800ha

（帰環困難区域を除く）

▶ 除染対象区域の人口

61,200人

（各市町村の「除染実施計画」策定時点）

※ この数値には除染実施対象区域外である「帰還困難区域」の人口、約26,000人が含まれておりません。

▶ 除染対象物の面積割合

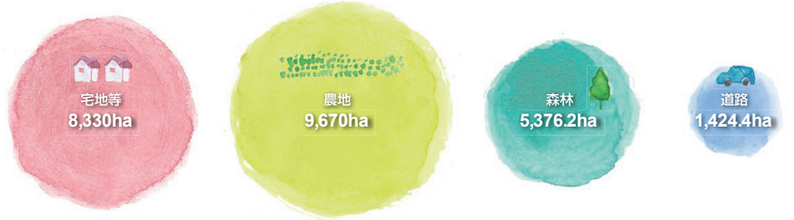

▶ 除染作業員の人数

一日当たり **最大 20,000 人**

（2015年6月～11月までの期間）

▶ 除染作業員の延人数

10,386,461 人

（2016年3月末まで）

▶ 除染で集めた廃棄物の総量

約 640 万㎥

（2016年3月末時点）

▶ 除染工事の期間

約 5 年

（2012年度～2016年度末の面的除染が終了まで）

除染工事は2016年度末に面的除染が終了する予定とされていますが、最終処分に向けた取組みは続きます。建設事業者は住民の皆さまが安心してふるさとに戻れるよう、これからも活動を継続します。

除 染 ➡ 仮置き ➡ 減容化 ➡ 中間貯蔵 ➡ 最終処分

※データは日建連発行パンフレット「復興に向けた除染へのさらなる取組み」（2016年7月）より引用　※2015年12月現在

広報ツールの作成

二〇一六年度末の除染終了に向けて、品質管理の徹底はもとより、地域の皆様との交流を深めながら一体感を持って除染作業に取り組んでいる会員企業の姿をわかりやすく取りまとめました。

除染への取り組み
―地域の皆さまとともに―
（2014年9月）

復興に向けた除染へのさらなる取組み
（2016年7月）

国による中間貯蔵施設事業への参画

福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む除去土壌や除染廃棄物等が大量に発生しており、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要です。会員企業はこの事業に参画しています。

中間貯蔵施設とは

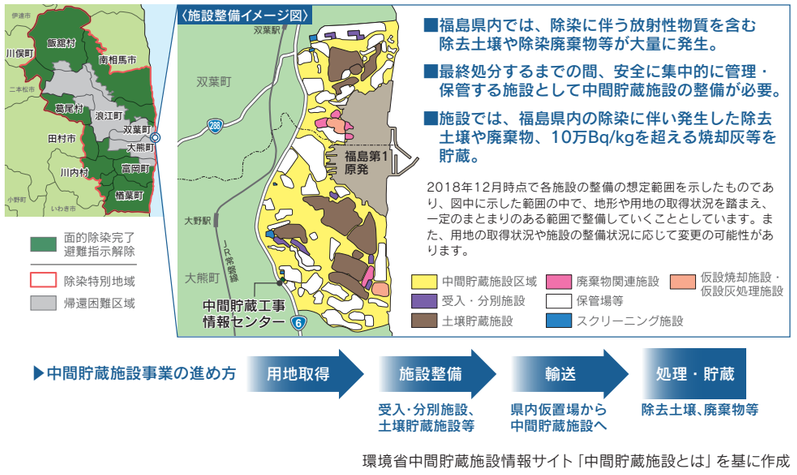

環境省中間貯蔵施設情報サイト「中間貯蔵施設とは」を基に作成

中間貯蔵施設等関連工事における安全対策

除染、中間貯蔵施設整備事業開始後から、現場における更なる安全対策、現場管理の徹底を図ることを目的にパトロールを実施しています。

二〇二〇年度も中間貯蔵施設における土壌貯蔵施設等工事の九現場を対象に、重機関連災害対策、熱中症防止対策、転落・墜落災害防止対策、作業手順内容の適正確認、輸送車両運転教育等の交通事故防止対策を重点項目とし、現場事業者（会員企業）が相互にパトロールを実施しました。

受入分別施設 テント内パトロール状況

担い手の確保・育成に向けた取組み

建設業を支える優秀な「現場の担い手」を確保・育成するために

建設業は、インフラの整備・維持管理に加え、災害発生時の対応など経済社会を下支えする役割を担う重要な産業です。

この建設業を担っている個々の建設技能者は、キャリアにおいて多様な事業者の現場で経験を積んでいくため、その能力やスキルを一元的に評価することが難しく、現場管理・後進の指導といった重要な能力が処遇に反映されにくい環境にあります。更に、少子高齢化の進展により、将来の担い手の確保やベテラン技能者の大量離職も大きな課題となっています。日建連ではこのような状況を鑑み、国土交通省や他団体と一体となり、様々な取組みを進めています。

担い手の確保・育成に向けた取組みの経緯

建設業の担い手の確保・育成に向けたよりよい環境づくりのために、2009年より下記の取組みを行ってきました。

担い手の確保・育成に向けて

日建連は、二〇〇九年から賃金、退職金、生産体制（重層下請構造）、教育、労働環境の改善等についての提言や、実現への工程表の提示など、建設技能者の確保・育成に取り組んでいます。二〇一一年の東日本大震災、二〇一三年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などにより建設需要が増加し、建設業の人手不足が課題となるなかで、「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」（二〇一四年四月）や「再生と進化に向けて ―建設業の長期ビジョン―」（二〇一五年三月）を発表しました。

主な社会の流れと日建連の取組み

主な社会の流れ	日建連の取組み
2008年9月 リーマン・ショック	
2009年4月 建設技能者の人材確保・育成に関する提言	
2011年3月11日 東日本大震災 	
2011年6月 建設産業の再生と発展のための方策2011（建設産業戦略会議）	
2012年4月 日建連社会保険加入促進計画	
2012年11月 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	
2013年4月 公共工事設計労務単価の引き上げ（平均15%強の引上げ）	
2013年7月 労務賃金改善等推進要綱	
2013年9月 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定	
2014年4月 建設技能者の人材確保・育成に関する提言	
2014年5月 担い手三法の改正 ・品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正 ・入契法の改正 ・建設業法の改正	
2015年1月 社会保険加入促進要綱	
2015年3月 再生と進化に向けて ―建設業の長期ビジョン―	
2017年3月 働き方改革実行計画	
2018年12月 労務費見積り尊重宣言	
2020年3月 新型コロナウイルスにより東京オリンピック・パラリンピック延期	
2020年4月 建退共制度の完全実施の推進について	
2020年10月 新・担い手三法施行	

「長期ビジョン」策定を太田国交大臣（当時）に報告する中村会長（当時）

建設技能者の人材確保・育成に関する提言

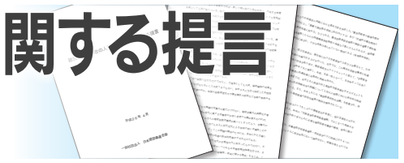

担い手の確保・育成に向けての重要な提言を発表し、それに沿った取組みを行っています。

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」のポイントと現状

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」は東日本大震災などの影響で建設投資が増加に転じ、デフレスパイラルに歯止めがかかった二〇一四年四月に発表されました。これは、技能者への適切な賃金水準の確保、社会保険加入に必要な法定福利費の確保等を推進し、技能者の人材確保・育成を図ることを目指したものです。

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」のポイント

賃金の改善

提言

全産業労働者平均レベル(530万円)となるよう努める。
20代で約450万円、40代で約600万円。

現在

・2018年度に「労務費見積り尊重宣言」及びその「実施要領」を策定。
・全ての世代で増えており、40代では全産業を下回っているが、20代はほぼ全産業と同水準。

重層下請構造の改善

提言

可能な分野で原則2次以内を目指す。

現在

・提言に基づき、可能な分野で原則2次以内に取組み。
・常態的に2次を超える（設備は3次を超える）会社は3割程度で、7割の会社が目標を達成。

社会保険未加入対策の推進

提言

2017年度までに下請会社については100%加入。労働者単位では製造業相当(約90%)の加入を目指す。
2014年度中に原則としてすべての工事において一次下請会社を社会保険加入業者に限定する。

現在

・2015年1月「社会保険加入促進要綱」を策定、2016年9月の理事会において決議された「社会保険未加入対策の一層の強化について」を受け、取組みを一層強化。
・一次下請会社を社会保険加入業者に限定している割合が2014年度38%から2019年度92%に増加。

作業所労働時間・労働環境の改善

提言

作業所の全日曜日の閉所、土曜日の月2回閉所を目指す。
「適正工期の確保」に向けて、関係方面に対して強力な働きかけを行う。

現在

・2017年12月「週休二日実現行動計画」に基づき取組みを推進（目標：2019年度末までに4週6閉所以上、2021年度末までに4週8閉所の実現）。
・2019年度 4週6閉所以上67.3%、4週8閉所以上26.3%に増加。

建退共制度の適用促進

提言

民間工事を含めた建退共制度の完全実施を目指す。

現在

・2020年4月「建退共制度の完全実施の推進について」に基づき取組み。
・勤労者退職金共済機構の実績においても取組みは進んでいる。

建設業の長期ビジョン ―再生と進化に向けて―

2015年3月、日建連は「再生と進化に向けて―建設業の長期ビジョン―」を発表しました。
日建連では過去にもビジョンを発表してきましたが、それらは会員企業の目指すべきものをまとめた日建連会員のためのビジョンでした。今回のビジョンは、バブル崩壊後衰退の一途をたどっていた建設業を再生し、若者にとって将来を託すことができる産業へと進化していくための道筋を提示した、いわば建設業界全体のビジョンとしてまとめたものです。

二〇二五年の建設市場と技能者数

長期ビジョンでは、二〇二五年度の建設市場規模を予測し、必要となる技能者数を試算しました。

今後一〇年以内の発生が見込まれる大量離職などによって不足する約一二八万人の技能者を補うため、二〇二五年度までに生産性向上による三五万人の省人化、新規入職者九〇万人の確保を目標としました。

建設市場と技能者数の推移

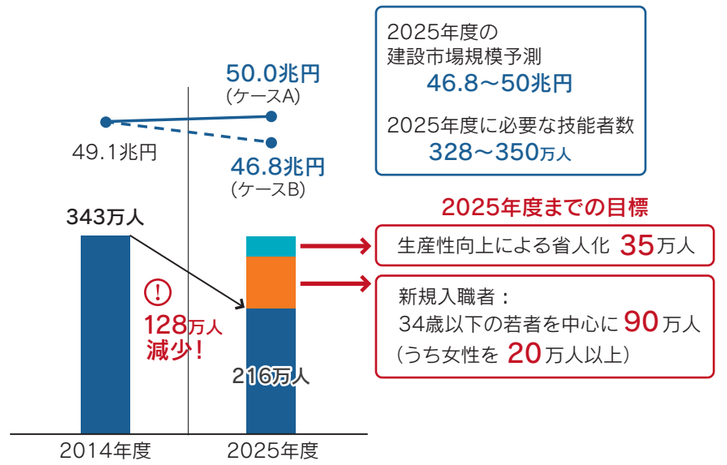

推進の二本柱

「長期ビジョン」の目標達成に向けて、「担い手の確保・育成」と「生産性の向上」を二本柱として諸活動を推進することとしました。

担い手の確保・育成は、建設技能者の処遇改善と女性の活躍推進を中心として取り組むこととしています。

また、生産性向上については、産業構造全体の課題と土木・建築両分野の生産方式の課題に取り組むこととしています。

担い手の確保・育成

【目標】
34歳以下の若者を中心に90万人
(うち女性20万人以上)

【主な課題】

1.総合的な処遇改善の推進
- 他産業に負けない賃金水準
- 社会保険加入促進
- 休日の拡大
- 雇用の安定(社員化)
- 重層下請構造の改善

2.女性の活躍推進

3.多様な人材の活用

4.技能者の育成
- 処遇向上とキャリアアップシステム
- 技能者の教育・育成システム
- 技能・就労システム(仮称)の構築

5.技術者の確保

⇔

生産性の向上

【目標】
生産性向上による省人化35万人

【主な課題】

1.産業構造と生産方式の課題
- 重層下請構造の改善
- 担い手の確保・育成
- 生産方式の効率化
- 生産性向上を重視した受注活動の徹底

2.土木分野の課題
- コンクリート工の効率化
- ICTの活用
- 書類削減による業務の効率化
- 適切な工期設定と工程管理

3.建築分野の課題
- 生産工程における生産性向上の取組み
- 施工BIM、ICTの活用
- 設計・施工一貫方式の普及促進
- 適正工期算定プログラムの活用

たくましい建設業再生の道筋

長期ビジョンでは、二〇二五年までの一〇年間を、長く続いたデフレから脱却し、世界に貢献できるたくましい建設業を再生するために逃すことのできない貴重な時期と捉え、再生のための道筋として四点を提示しました。

たくましい建設業再生に向けた4点の道筋

1 担い手の世代交代の実現
- 若者を中心に新規入職者90万人を確保

2 建設生産システムの合理化
- 新技術や新たな省人化技術の活用による生産システムの合理化
- 設計や契約等における合理化

3 健全な市場競争の徹底
- コンプライアンスの徹底
- ダンピングの防止

4 建設業への国民的理解の確立
- 建設業への信頼の確保
- 建設業の魅力の発信
- 積極的な広報展開

「建設業の長期ビジョン」に関する企画

書籍発行

「再生と進化に向けて 建設業の長期ビジョン」
編集・発行　日建連
発売　大成出版社

日建連が発表した長期ビジョンの実現には、建設業に直接的・間接的にかかわる多くの方々に課題を共有していただき、力を合わせて取り組むことが必要です。そのため、長期ビジョンの書籍化を行いました。
書籍には、ビジョンそのものに加えて、世代交代に必要な建設就業者にかかわる資料や会員企業アンケートなども掲載しています。

特別座談会開催

ACe 建設業界
2015年5月号

特別座談会を収録した別冊

2015年4月、建設産業活性化会議をはじめ多方面で活躍されている芝浦工業大学の蟹澤宏剛教授、国土交通省の毛利信二土地・建設産業局長にご出席いただき、日建連の渥美直紀総合企画委員会委員長代行、有賀長郎事務総長と座談会を行い、策定の背景に加え、建設業の現状、具体的施策の目的などを語っていただきました。
広報誌「ACe 建設業界」の誌面に掲載された内容を別冊として発行し、広く知っていただくためのツールとして活用しています。
※肩書は発行当時

建設キャリアアップシステム

建設技能者の処遇の改善、働き方改革の推進、建設業の担い手確保を図るうえで
不可欠な業界横断の制度インフラとして、2019年に運用を開始しました。

運用開始までの経緯

建設現場における入退場管理については、各企業において取組みがなされていましたが、いずれも企業単位のものであり、業界全体を網羅するシステムではありませんでした。

二〇一二年三月に出された中建審の提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」において、社会保険加入促進に向けた取組みが始まり、元請企業による状況把握・指導徹底が求められました。更には同年七月の「建設産業の再生と発展のための方策二〇一二」においてIT技術による建設技能者の技能の「見える化」の仕組みについて検討が必要とされ、現在にいたる動きが始まりました。

国交省と日建連の取組み

国交省

2012年3月
中央建設業審議会
「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」
●社会保険加入の徹底に向けて元請企業による下請指導、重層下請構造の是正を提言

2012年7月
建設産業戦略会議
「建設産業の再生と発展のための方策2012」
●技能労働者の処遇改善には、技能に見合った処遇が受けられる就労環境づくりが不可欠であり、IT技術により技能労働者の資格や工事経験等を蓄積し、技能評価等に活用できる、技能等が「見える化」される仕組みについて検討することが必要

2012年12月
技能労働者の技能の『見える化』ワーキンググループ設置

2015年5月
建設産業活性化会議
「建設業における担い手の確保・育成と生産性向上（2015年度官民による重点的な取組事項）」
●入退場記録を含む就労履歴の管理システムを官民で早急に構築

2015年8月
建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム発足

2016年12月
システムの運営主体を（一財）建設業振興基金に決定

日建連

2013年4月
国交省に対し「就労履歴管理システムの構築に関する要望」提出

2015年7月
建設キャリアアップシステム推進本部設置

2015年8月
建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアムに参画

2015年12月
官民コンソーシアムに対しシステムに関する提案提出

2016年5月
建設キャリアアップシステム開発準備室に人員を派遣

2017年3月
開発費用の一部を拠出

2017年5月～現在にいたる
建設業振興基金 建設キャリアアップシステム運営準備室（開発準備室から改組）に人員を派遣

2017年12月
建設キャリアアップシステムの普及・推進に関する推進方策（ロードマップ）策定

建設キャリアアップシステム
技能者登録のご案内パンフレット

日建連の具体的な活動内容

日建連は、建設キャリアアップシステムが建設技能者の処遇改善のための業界横断の制度インフラであることから、システム開発の草創期から積極的に取り組んできました。

その結果、二〇二一年二月時点で、現場登録数の約六割、現場におけるタッチ数の約九割を日建連会員が占める結果となっています。

地元建設会社を対象とした
工事現場説明会の様子

広報誌「ACe 建設業界」の
特集記事

国交省	日建連
	2018年2～3月 全国9支部において説明会を開催
	2018年3月 CCUS推進本部構成会社においてアクションプログラム策定
2018年5月 **申請受付開始**	**2018年5月** 推進本部幹事会社14社が事業者登録を申請
2019年1月 **限定運用開始**	**2019年1～3月** 限定運用に日建連会員の19現場が参加（全24現場）
2019年4月 **本運用開始**	**2019年6月** 広報誌「ACe 建設業界」でCCUS特集記事を企画
	2019年9月 赤羽国土交通大臣に直轄工事におけるCCUSの義務化を要望
2019年11月 **CCUSモデル工事の実施を公表**	**2019年12月～2020年3月** 国交省CCUSモデル工事に日建連会員の31現場が協力するとともに、地元建設会社を対象とした現場説明会を開催
2020年3月 **建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ** ❶ 建退共のCCUS活用への完全移行 ❷ 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化 ❸ 国直轄工事での義務化モデル工事実施等、公共工事での活用 ❹ 建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現 ❺ 更なる利便性・生産性の向上	**2020年1月～** 「日建連CCUSモデル事業」（直轄、地方公共団体、民間等発注工事）を実施
	2020年4月 CCUSの普及・活用に向けた日建連の推進方策（2020）策定
	2020年5月 赤羽国土交通大臣に対し「CCUS義務化モデル工事等の推進に関する要望」を提出
2020年9月 **CCUS運営協議会** ❶ 10月1日からの料金改定決定（2段階登録を2021年4月から導入） ❷ CCUSの利用促進に関する取組みについて（申し合わせ）	**2020年9月** 料金値上げに際し、技能者への影響を緩和するための2段階登録を提案
	2020年12月 追加開発経費の一部を拠出
2020年10月 **料金改定**	**2021年3月** 2023年度単年度黒字化の確実な実現に向けて―CCUS普及の新目標― 策定

現場登録・タッチ数の業界全体の実績に対する日建連会員企業の割合（2021年2月時点）

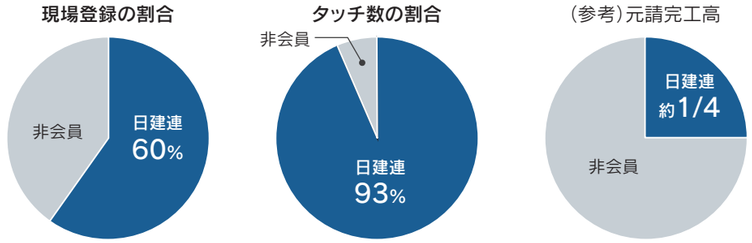

CCUS（建設キャリアアップシステム）の概要

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を登録・蓄積する仕組み。このシステムの活用により、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としています。

建設キャリアアップシステムの利用手順

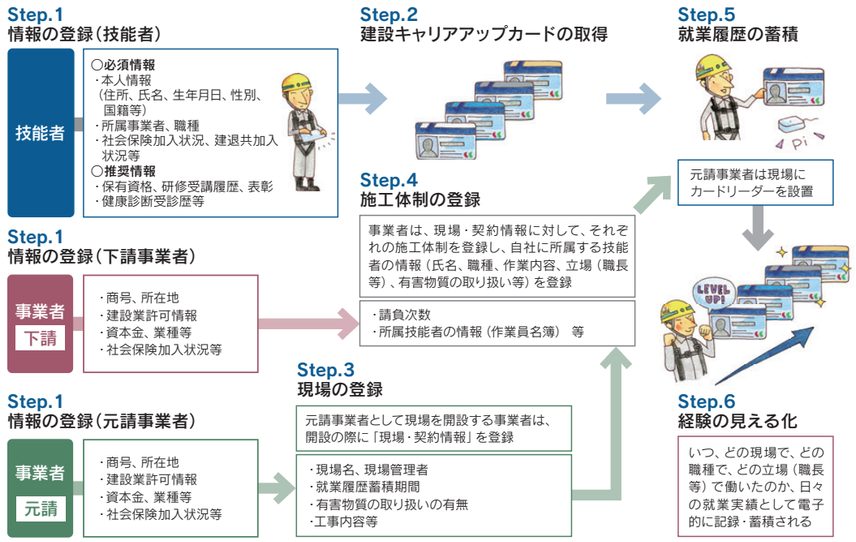

一般財団法人建設業振興基金提供資料を基に作成

建設キャリアアップシステムのメリット

POINT1 技能者の処遇改善

■経験や技能に応じた処遇の実現

・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
・技能者の能力評価と連動した専門工事会社の施工能力等の見える化も進め、優秀な職人を育成・雇用する専門工事会社が選ばれる環境を整備

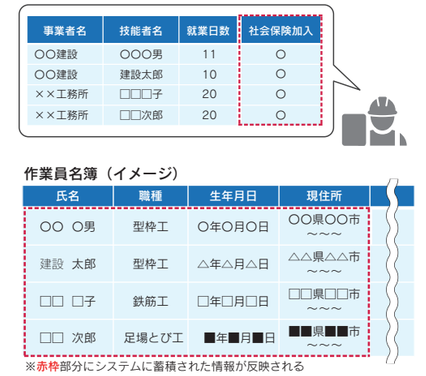

POINT2 現場管理の効率化

■社会保険加入状況等の確認の効率化

現場に入場する技能者一人ひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
○○建設	○○○男	11	○
○○建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○

■書類作成の簡素化・合理化

施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
○○ ○男	型枠工	○年○月○日	○○県○○市～～～
建設 太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市～～～
□□ □子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市～～～
□□ 次郎	足場とび工	■年■月■日	■■県■■市～～～

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

■建退共関係事務の効率化

技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成）

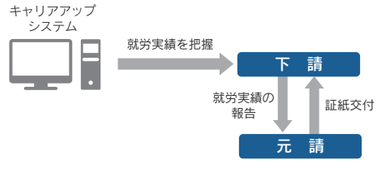

モデル現場での運用例

（仮称）Kプロジェクト

従来は生体認証やIDカードが使われている通門管理だったが、この現場ではCCUSカードをガラス越しに読み込むシステムを導入している。

CCUS登録済みの現場には、「登録済現場」のステッカーが掲示されています。CCUS登録現場では、カードリーダーを設置しており、簡単な操作で就業履歴の蓄積が行えます。

CCUS現場登録済ステッカー

利用者の声

初めての現場でも、初対面の所長に当社の実力、社員の技能を事前に把握していただけることはありがたいですね。これからも更新していくのでどんどん当社の情報を見ていただきたい！CCUSは他の現場でも話題に上がるようになっています。全現場に浸透していくことを期待しています。

専門工事会社 職長
A さん

（仮称）Aプロジェクト

CCUSカードを用いて入退場を管理。一度登録すれば、稼働したデータが蓄積されていく。

利用者の声

提出書類や添付書類の多さに、正直、手間だなと感じました。しかし、技能者個人にどういったメリットがあるのか、具体的に見えてくれば意識は大きく変わると思います。全技能者が登録して、その中で一人ひとりが公平に評価されるという環境が望ましい。CCUSが常識になれば業界も変わると思います。

専門工事会社
B さん

この現場が限定運用対象で先行導入することになり、私も技能者さんたちに説明しなければならないので勉強しました。キャリアを積むことでカードの色が変わっていきます。そのことをモチベーションにして資格取得に励みたいと思っています。それが給料に表れてくると嬉しいですね。

専門電気会社
D さん

申請作業では、所属する会社がいろいろとサポートしてくれたので助かりました。具体的な効果も見当たらないので、今のところ実感も湧いてきません。やはり時間がかかるのだと思います。一度、登録してしまえばカードをリーダーにかざすだけでデータが蓄積されていく。大した手間ではないので日常的な習慣にできると思います。

工務店
C さん

広報誌「ACe 建設業界」2019年6月号より引用

けんせつ小町活躍推進計画

2019年に「けんせつ小町活躍推進計画」を新たに策定し、女性のみならず建設業全体が、「働きやすい、働き続けたい」と思える職場環境となることを目指して、様々な活動を行っています。

建設業で働く女性の増加

日建連は、建設業界における女性の更なる活躍を目指し、二〇一四年に四つの行動計画等を策定しました。二〇一四年から五年間の計画に基づいて取組みを推進した結果、女性技術者は一・六倍、女性技能者は一・三倍と増加しています。

女性の更なる活躍を目指した4つの行動計画

❶「女性技能労働者活用方策」
❷「女性技能労働者のためのアクションプラン」
❸「もっと女性が活躍できる建設業を目指して－日建連の決意－」
❹「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」

建設業の女性就業者の割合（2020年）

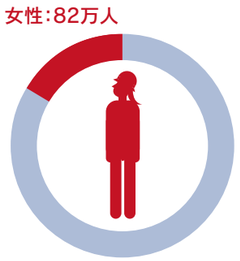

日建連の女性活躍推進に係る取組み結果（2014～2018）

●建設業全体

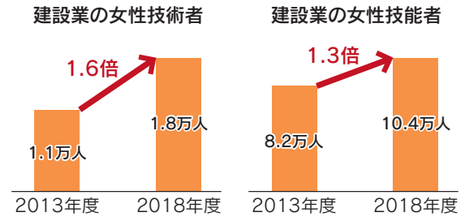

●日建連会員企業

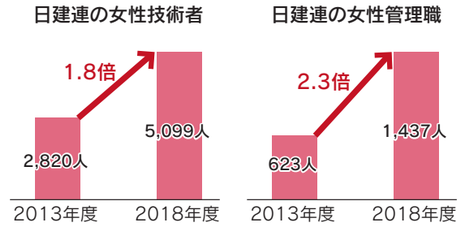

計画の三つのテーマ

新たに策定された、けんせつ小町活躍推進計画では、今後の五年間（二〇二〇年度～二〇二四年度）を見据え、「定着」「活躍」「入職」の三つの大きなテーマに着目し、支援を行うことを目標と捉えました。

これらのテーマは、建設業を職場とし、そこに「定着」して（長い年月にわたり）、「活躍」（イキイキとやりがいを持って自己実現）しているけんせつ小町の姿を見て、「入職」（建設業で働こう）と考える女性が現れるというスパイラルの形成を目指しています。

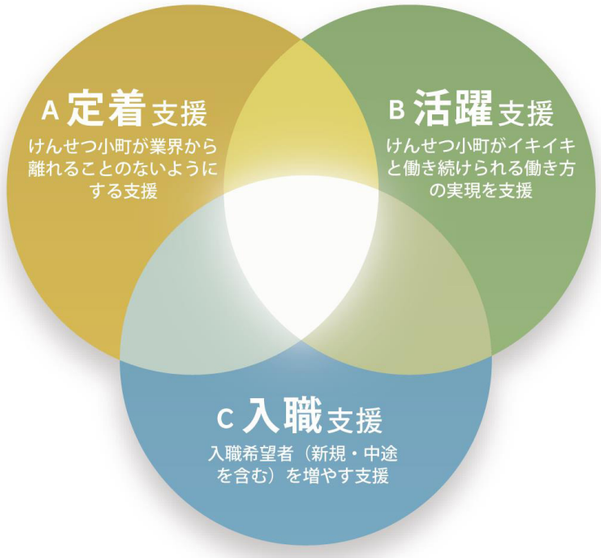

けんせつ小町 これまでの取組み

二〇一四年の四つの行動計画等を策定後、これまで様々なけんせつ小町関連の取組みを行ってきました。

2014年

●3月20日
「女性技能労働者活用方策」および「女性技能労働者活用のためのアクションプラン」を理事会決定

●8月5日
女性を主体とする「なでしこ工事チーム」の登録制度を開始

●8月22日
「もっと女性が活躍できる建設業へ向けた国土交通省と建設業5団体の会談」において、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定
「もっと女性が活躍できる建設業を目指して－日建連の決意－」を発表
※女性技術者・技能者を5年以内に倍増。直近では女性技術者1万人、女性技能者9万人

●9月
広報誌「ACe 建設業界」にて、『いま、建設業で活躍する女性たち』を特集

●10月28日
建設業で活躍する女性技術者・技能者の愛称を募集し、「けんせつ小町」と決定

2015年

●1月22日
「けんせつ小町」ロゴマーク決定

●3月
日建連が「再生と進化に向けて－建設業の長期ビジョン－」を作成

●4月1日
「けんせつ小町委員会」発足

●4月13日
「第1回けんせつ小町委員会」開催
「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル」を発表

●7月
「けんせつ小町活躍現場見学会2015」を開催（全国14現場）

●10月30日
「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル」のチェックリストを策定

2016年

●1月1日
「なでしこ工事チーム」の名称を「けんせつ小町工事チーム」に変更

●3月22日
第1回（2015年度）けんせつ小町活躍推進表彰

●7月
「けんせつ小町活躍現場見学会2016」を開催（全国15現場）

●7月4日
国土交通省に女性の活躍推進に関する要望書を提出

●11月2日
建設業への女性の入職を促進するポスターを制作

2017年

●3月22日
第2回（2016年度）けんせつ小町活躍推進表彰

●4月25日
けんせつ小町ホームページリニューアルサイト公開

●7月
「けんせつ小町活躍現場見学会2017」を開催（全国15現場）

2018年

●3月12日
第3回（2017年度）けんせつ小町活躍推進表彰

●6月20日
「女性活躍推進に関わる会員企業の制度関係の事例」を更新

●7月
「けんせつ小町活躍現場見学会2018」を開催（全国17現場）

2019年

●1月21日
「現場環境整備チェックリスト Web版」を開設

●5月8日
第4回（2018年度）けんせつ小町活躍推進表彰

●6月12日
「EduTownあしたね けんせつ小町特集ページ」開設

●11月22日
「けんせつ小町活躍推進計画」（2020～2024年度）を策定

2020年

●10月30日
第5回（2019年度）けんせつ小町活躍推進表彰

建設業で活躍する女性の
愛称・ロゴマークです

けんせつ小町
KENSETSU-KOMACHI

ヘルメットを花びらに見立て、建設業で明るく活き活きと活躍する女性を表現しています。5枚の花びらは、建設業の重要なファクターであるQ（品質）、C（費用）、D（工期）、S（安全）、E（環境）に因んでいます。

2015年に決定したけんせつ小町ロゴマーク

ピンバッジやヘルメット用の特製シールなどのグッズを製作

定着支援 働き続ける環境づくり

家庭との両立の難しさ、他業界への転職などの事情により、けんせつ小町が建設業から離れることのないように支援する（休職したあと、円滑に職場に復帰し、働き続けられることも含む。建設業から離れる理由には、職場環境・人事制度の問題など種々あるため）。

- ●女性社員の勤続勤務年数向上
- ●快適なトイレと更衣室の設置率100%
- ●現場環境整備マニュアル・同チェックリストの普及
- ●各種ハラスメントの解消

けんせつ小町工事チーム

建設現場で働くけんせつ小町の活動を広く知ってもらうため、二〇一四年に「けんせつ小町工事チーム」の登録制度を始め、累計で三八七チーム（二〇二一年一月現在）が登録しています。登録されたチームの活動は、けんせつ小町のホームページのほか、Ｉｎｓｔａｇｒａｍや Ｆａｃｅｂｏｏｋでも配信しています。

Instagram

Facebook

現場環境整備マニュアル・チェックリスト

日建連では、二〇一五年四月に建設現場を女性が働きやすい環境にするための指針として「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル」を策定しました。同年十月にはマニュアルの達成状況を見える化した「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル・チェックリスト」を策定、二〇一九年一月にはチェックリストに加え、すべての現場での利用を推奨するＷＥＢ版「現場環境簡易チェック」を公表しました。会員企業では、このチェックリストを活用し、女性だけでなく誰もが働きやすい職場環境づくりに役立てています。

WEB版「現場環境簡易チェック」

https://www.nikkenren.com/checklist/komachi/

現場環境簡易チェック　検索

2015年4月に策定された「『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル」ポスター

上のQRコードから簡易チェックリストにアクセスできます。回答後には達成度を表す点数と、よりよい環境にするためのアドバイスが表示され、この“見える化”により環境整備が容易かつ具体的に進められます。

『けんせつ小町』が働きやすい現場環境整備マニュアル

女性用トイレ

パウダーコーナー

授乳スペース

休憩室

活躍支援 柔軟で多様な働き方の実現

個々人の働きがいを尊重しつつ、けんせつ小町がよりイキイキと働き続けることができる柔軟で多様な働き方の実現を支援する。

- ●男女ともに育児休業などの取得率100%
- ●子育て中の社員、技能者における時差出勤等の利用率向上
- ●女性管理職の社員数を2,100人程度に
- ●「やりがい」と「モチベーション」の向上

けんせつ小町活躍推進表彰

日建連は、建設業界での女性活躍を顕彰し、けんせつ小町が活躍しやすい職場環境を実現するための一環として、二〇一六年三月に「けんせつ小町活躍推進表彰」を設けました。

これまでに実施した五回の募集に対して累計四七一件の応募があり、そのうちの五〇件を表彰しました。受賞した活動はけんせつ小町の活躍推進、働き方改革のモデルとして水平展開されています。

2020年 第5回（2019年度）けんせつ小町活躍推進表彰式の様子

セミナー・フォーラム

建設業界のなかの一人ひとりが活躍できる働き方について、けんせつ小町のみならず男性も対象として、セミナーやフォーラムなどを定期的に開催しています。

けんせつ小町セミナー

	開催日	テーマ
第1回	2016年5月	男性上司向け「女性にも支持される、できる上司になろう」
第2回	2016年9月	女性社員向け「みんな笑顔で仕事と育児を両立するために」
第3回	2017年4月	【対話型】女性技術者向け「他社のけんせつ小町の話を聞いて自身と今後の働き方を考えよう！」
第4回	2017年12月	「少子高齢化を乗り越え地域とともに続く企業になる働き方改革～100人いれば100通りの働き方～」（講師：サイボウズ）
第5回	2018年6月	【対話型】若手女性向け「他社のけんせつ小町と交流しながらこれからの自分のキャリアを描こう！」
第6回	2018年11月	【対話型】「みんなで考えよう！『誰もがイキイキと働ける職場』って具体的にどんなところ？」
第7回	2019年7月	【対話型】「『働き方改革』だけではわからない！誰もがイキイキと働ける職場。そのヒントを一緒に考えましょう！」
関西支部主催	2019年11月	【対話型】「『誰もがイキイキと働ける職場』って？みんなが主役になれる社会。そのヒントを一緒に考えましょう！」
第8回	2019年12月	【対話型】「はたらく女性の健康セミナー　イキイキと働き続けるために自分自身のからだ・健康を考えよう！」
第9回	2020年9月	【対話型】男性管理職向け「多様なメンバーの主体性・やる気を引き出し職場の生産性を高める対話をしよう！」

セミナーの様子

フォーラムの様子

けんせつ小町フォーラム

	開催日	テーマ
第1回	2014年2月	「女性が働きやすい職場とは～イキイキとした職場を作ろう！～」
第2回	2014年12月	【関西支部共催】「女性が働きやすい職場とは～建設業界を取り囲む女性活躍推進の状況、そして期待されるもの～」
第3回	2016年2月	【中部支部共催】「よくばりな女性のワークスタイル」
第4回	2017年2月	【九州支部共催】「働く女性の悩みを解消！けんせつ小町が笑顔で働き続けるために」
第5回	2018年2月	【中国支部共催】「働く女性の悩みを解消！けんせつ小町が笑顔で働き続けるために」
第6回	2018年9月	【北海道支部共催】「働く女性の悩みを解消！けんせつ小町が笑顔で働き続けるために」

入職支援 建設業で働くことの支援

入職希望者を増やすことを支援するとともに、これから職業に就こうとする、または他業種から転職しようとする女性が建設業で職を得ることを支援する。
専門工事業への入職については、会員企業は直接の雇用者ではないため、現場環境の整備や情報提供など、入職雇用につながる支援を行う。

- ●技術者に占める女性比率10%引き上げ
- ●技能者の雇用・育成を行っている協力会社を支援
- ●建設業の魅力・やりがい・社会的意義などを広く発信

けんせつ小町活躍現場見学会

二〇一五年から女子小中学生とその保護者を対象とした「けんせつ小町活躍現場見学会」を開始しました。
二〇一九年までに計五回（七九現場）開催し、累計で一、九四七名（子ども一、一〇三名、保護者八四四名）が見学会に参加しました。

測量体験

現場監督の業務を体験

高所作業車体験

現場見学会一覧

2015年	7月24日	（仮称）芝浦工業大学附属豊洲中学高等学校建設工事	三井住友建設(株)
	7月31日	科学技術館「建設館」と六本木三丁目東地区再開発作業所見学	大成建設(株)
	8月4日	（仮称）大阪市中央区淡路町3丁目PRJ新築工事	(株)大林組
	8月4日	東京外環自動車道田尻工事	大成建設(株)
	8月6日	大正製薬大宮物流倉庫増築工事	戸田建設(株)
	8月7日	杏林大学井の頭キャンパス	(株)竹中工務店
	8月19日	大師線立体交差事業・第1期第3工区	鹿島建設(株)
	8月20日	357号東京港トンネル（その2）工事	(株)大林組
	8月20日	（仮称）大阪陽子線クリニック新築工事	戸田建設(株)
	8月26日	MJR六本松新築工事	西松建設(株)
	8月27日	江東ポンプ所江東系沈砂池棟建設工事	清水建設(株)
	8月28日	阪神高速大和川線シールド工事	鹿島建設(株)
	8月28日	野村不動産プラウドシティ志木本町	(株)長谷工コーポレーション
	10月24日	(株)奥村組九州支店社屋・寮新築工事	(株)奥村組
2016年	7月21日	中村中部雨水幹線下水道築造工事	(株)安藤・間
	7月23日	広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事	戸田建設(株)
	7月25日	東京外環自動車道市川中工事	鹿島建設(株)
	7月27日	仙台湾南部海岸深沼南工区井土浦地区堤防復旧工事	前田建設工業(株)
	7月28日	科学技術館「建設館」と目黒駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事見学	大成建設(株)
	7月29日	（仮称）HC大成有楽浦和駒場計画新築工事	(株)長谷工コーポレーション
	8月2日	北海道横断自動車道天神橋（PC上部工）工事	三井住友建設(株)
	8月4日	安威川ダム建設工事	(株)大林組
	8月5日	（仮称）北里研究所白金キャンパス薬学部校舎・北里本館建替新築工事	戸田建設(株)
	8月8日	京都線・千里線淡路駅周辺連続立体交差工事（第2工区）に伴う土木工事	(株)奥村組
	8月10日	東京港クルーズ・海の建設現場見学	五洋建設(株)
	8月23日	長崎県庁舎行政棟新築工事	鹿島建設(株)
	8月24日	（仮称）東映アニメーション新大泉スタジオ計画	清水建設(株)
	8月26日	科学技術館「建設館」と渋谷駅南街区プロジェクト新築工事見学	東急建設(株)
	8月30日	ささしまライブ24グローバルゲート	(株)竹中工務店
2017年	7月21日	相鉄・東急直通線新横浜駅地下鉄交差部土木工事	鹿島建設(株)
	7月22日	新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事	(株)大林組
	7月23日	横浜湘南道路トンネル工事	西松建設(株)
	7月24日	（仮称）磯上オフィスビル新築工事	(株)竹中工務店
	7月25日	（仮称）国分寺市東恋ヶ窪1丁目計画新築工事	(株)長谷工コーポレーション
	7月27日	平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事と科学技術館「建設館」見学	清水建設(株)
	7月28日	（仮称）レッドウッド南港ディストリビューションセンター2新築工事	前田建設工業(株)
	7月29日	長崎自動車道中尾トンネル工事	(株)フジタ
	7月31日	札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事及び公共施設整備工事	大成建設(株)
	8月2日	東京港クルーズ・大型船ターミナル建設現場見学	五洋建設(株)
	8月3日	桜坂3丁目計画新築工事	三井住友建設(株)
	8月7日	新奈良県総合医療センター新築工事	(株)奥村組
	8月8日	虎の門病院整備事業	戸田建設(株)
	8月24日	新橋駅改良工事（Ⅰ期）その3と科学技術館「建設館」見学	鉄建建設(株)
	8月27日	渋谷駅南街区プロジェクト新築工事	東急建設(株)
2018年	7月24日	読売テレビ新社屋建設計画	(株)竹中工務店
	7月25日	（仮称）摂津市千里丘新町A敷地計画建設工事（Ⅱ・Ⅲ工区）	(株)長谷工コーポレーション
	7月26日	東京湾クルーズ（大型客船ターミナル・東京臨海道路南北線建設工事）	五洋建設(株)
	7月27日	東京外環中央JCT北側ランプ工事	鹿島建設(株)
	7月28日	北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建設物新築工事	西松建設(株)
	8月1日	阪急渋路高架工事	(株)鴻池組
	8月3日	都営住宅建替工事	株木建設(株)
	8月3日	吾嬬ポンプ所施設工事	飛島建設(株)
	8月5日	新東名高速道路柳島高架橋工事	オリエンタル白石(株)
	8月7日	（修）臨海副都心出口基礎・擁壁その他工事	(株)奥村組
	8月7日	入江崎水処理センター改築土木その10工事	前田建設工業(株)
	8月9日	新東名高速道路谷ヶ山トンネル西工事	三井住友建設(株)
	8月10日	北陸新幹線、福井橋りょう工事	東急建設(株)
	8月18日	旭労災病院新棟整備工事	佐藤工業(株)
	8月21日	広島高速5号線シールドトンネル工事	(株)大林組
	8月22日	相鉄・JR直通線、羽沢駅新築他工事	鉄建建設(株)
	8月24日	江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築工事	(株)フジタ
2019年	7月23日	外かく環状道路本線トンネル（南行）東名北工事	鹿島建設(株)
	7月25日	NHK新奈良放送会館建設工事	(株)奥村組
	7月26日	恵比寿西二丁目複合施設建築工事	東急建設(株)
	7月27日	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設建設工事	(株)竹中工務店
	7月30日	北陸新幹線、福井下荒生田高架橋工事	佐藤工業(株)
	7月31日	東京港クルーズ・海の建設現場見学（東京臨港道路南北線建設工事・新海面処分場護岸築造工事）	五洋建設(株)
	8月1日	西部処理場北系水処理施設築造工事（土木）	戸田建設(株)
	8月2日	（仮称）海老名駅間マンション計画新築工事	三井住友建設(株)
	8月3日	（仮称）プラウド堤通雨宮町Ⅲ計画新築工事	日本国土開発(株)
	8月5日	（仮称）福島7丁目ホテル計画	(株)鴻池組
	8月7日	29-新千里東町団地先工区建設工事	青木あすなろ建設(株)
	8月8日	高松赤十字病院新東館（仮称）建築等工事	(株)大林組
	8月9日	高速横浜環状北西線シールドトンネル（港北行）工事	大成建設(株)
	8月9日	赤坂迎賓館前公園（仮称）新築（18）建築その他工事	鉄建建設(株)
	8月20日	29-堺市原池公園［第3期］野球場建設工事	前田建設工業(株)
	8月21日	トヨタ紡織株式会社体育館建設工事	清水建設(株)
	8月22日	内径1200耗排水管シールド工事（四期・羽津）	(株)安藤・間
	8月23日	（仮称）練馬区北町三丁目賃貸マンション計画	飛島建設(株)

ホームページ

けんせつ小町の活動がより見やすく、わかりやすくなるようデザインや構成を一新するとともに、スマートフォン、タブレットにも対応したサイトへリニューアルしました。これからもコンテンツの充実とFacebookを活用した積極的な情報発信を継続して行います。

https://www.nikkenren.com/komachi/

けんせつ小町　検索

技能者STORY

専門工事を行う協力会社でも、けんせつ小町は活躍しています。
二〇一八年八月、日建連はホームページ内に「技能者STORY」を公開しました。協力会社における女性の新規入職と定着を図ることを目的として、現場で働く女性技能者たちに焦点を当て、等身大の姿を取材。登場する女性技能者の入職の経緯、現在の仕事との向き合い方、今後のキャリア形成への想いなどを通じて、未来のけんせつ小町に向けた力強いメッセージが掲載されています。

WEB版「技能者STORY」

第6回 重機オペレーター
「私にしかできない仕事を探す」

第7回 スリーブエ
「先輩から褒められた一言が、元気の素！」

https://www.nikkenren.com/komachi/story/

技能者STORY　検索

EduTownあしたね

国内最大級の小中高生向けキャリア教育サイト「EduTownあしたね」内に、けんせつ小町の特設ページが新設されました。
現在活躍中のけんせつ小町一名の仕事内容をはじめ、「こころざし」「仕事への想い」などをインタビューや写真、イラストで紹介しています。

「Edu Town あしたね」

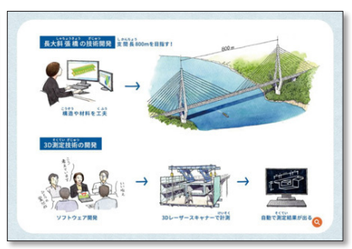
仕事内容をイラストで紹介

https://ashitane.edutown.jp/komachi/

あしたね　けんせつ小町　検索

働き方改革・生産性向上

建設現場における週休二日の実現と生産性向上に向けた取組みを中心に建設業で働くすべての人々の働き方改革を推進

建設業に入職した若者の離職率が高い最大の原因は休日が非常に少ないことで、若者は賃金より自分の時間を重視する、とも言われています。他産業との競争に打ち勝って若年労働者を確保していくために、日建連では建設現場の土日閉所を原則とした週休二日を2021年度までに定着させることを目標としています。

また、週休二日の実現と働き方改革の推進に向けた、現場での生産性向上に関する様々な活動に取り組んでいます。

働き方改革と建設業にかかわる経緯

第3次安倍内閣の目玉となった働き方改革は、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を目標に掲げました。これらの目標に向け、新たに「一億総活躍担当大臣」が任命され、建設業界でも様々な改革が行われることとなりました。

建設業界の働き方改革実現に向けて

二〇一七年三月二十八日、政府により「働き方改革実行計画」がた。「同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善」「賃金引上げと労働生産性向上」「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」など働き方改革実現に向けた諸課題への対応策が示され、建設業界が一丸となって諸課題に取り組むこととなりました。

主な社会の流れと日建連の取組み

2016年 6月2日　ニッポン一億総活躍プラン　閣議決定
- 法規制の執行強化
- 長時間労働を是正する仕組みの構築
- 36協定における時間外労働規制のあり方についての再検討

2016年 8月3日　第3次安倍（第2次改造）内閣発足

2016年 9月27日　第1回 働き方改革実現会議開催

2017年 3月3日　石井国土交通大臣と建設業4団体との会談

＜石井大臣要請＞
- 長時間労働の是正
- 時間外労働の上限規制適用除外見直しへの対応
- 適切な賃金水準の確保

＜日建連要望＞
- 長時間労働の上限規制は、猶予期間を設けて段階的に適用すること
- 工期の適正化等への配慮を官民の発注者に呼びかけること

2017年 3月17日　第9回 働き方改革実現会議

＜安倍総理発言＞
- 自動車の運転業務、建設事業については、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で時間外労働規制を適用する。
- 荷主、施主の協力を含めて全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いする。

2017年 3月27日　週休二日推進本部設置

2017年 3月28日　「働き方改革実行計画」策定
- 賃金などの処遇の改善
- 時間・場所などの制約の克服
- キャリアの構築

長時間労働の是正：罰則付き時間外労働上限規制の導入決定。

2017年 6月29日　「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」設置

2017年 7月　主要な民間発注団体、建設業団体および労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

2017年 8月　「第2回関係省庁連絡会議」「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」策定

2017年 9月　「働き方改革推進の基本方針」策定

2017年 9月　時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行

2017年 12月　「週休二日実現行動計画」策定

2018年 2月　「第3回関係省庁連絡会議」

2018年 4月　「統一土曜閉所運動」を展開
※統一土曜閉所運動は2019年度で終了

2019年 6月　新・担い手三法成立

2020年 7月　「工期に関する基準」制定

2020年 10月　「改正建設業法」の施行

2024年 4月　時間外労働の上限規制適用

統一土曜閉所運動 広報ポスター

週休二日実現行動計画

働き方改革の推進

日建連では、建設業の担い手不足解消のための活動を行ってきましたが、その方策の一つである「週休二日確保をはじめとする職場環境改善」が政府の推進する働き方改革の一環として提唱されたことから、最重要課題として取り組むこととなりました。

働き方改革推進の基本方針

日建連では、二〇一七年三月に政府が策定した「働き方改革実行計画」で示された諸課題について、日建連のこれまでの活動と新たに求められる取組みを基本方針として打ち出しました。活動内容を「会員企業をあげて日建連全体で推進すべき事柄」「日建連が示した方向性に従って各会員企業が取り組むべき事柄」「各会員企業が独自に取り組むべき事柄」に区分して整理し、業界全体として総合的に推進していくための方針としています。

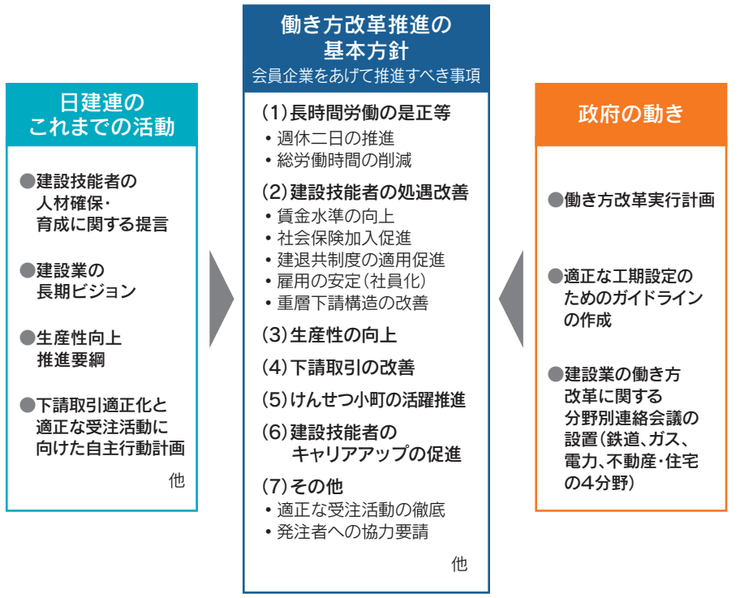

建設業の働き方改革　三位一体の活動

日建連は、建設業の働き方改革として「建設現場の週休二日」「長時間労働の是正」「適正な工期の設定」の三位一体の活動に取り組んでいます。

建設業の働き方改革　三位一体の活動

週休二日の実現に向けて

日建連では、建設現場における週休二日を実現するために、2017年3月に「週休二日推進本部」を設置しました。

「週休二日実現行動計画」

二〇一七年十二月に、建設現場における週休二日を実現するための基本方針・具体的な方策である「週休二日実現行動計画」を策定しました。

基本フレーム

- ●本行動計画が目指す週休二日は、土曜日及び日曜日の閉所とする。
- ●本行動計画の対象事業所は、本社、支店等やすべての工事現場とする。
- ●本行動計画の計画期間は2017年度～2021年度の5年間とし、2019年度末までに4週6閉所以上、2021年度末までに4週8閉所の実現を目指す。
- ●本行動計画の実施状況について、毎年度フォローアップを行う。

基本方針

- 週休二日を2021年度までに定着させる
- 必要な経費は請負代金に反映させる
- 建設サービスは週休二日で提供する
- 生産性をより一層向上させる
- 週休二日は、土日閉所を原則とする
- 建設企業が覚悟を決めて一斉に取り組む
- 日給月給の技能者の総収入を減らさない
- 企業ごとの行動計画を作り、フォローアップを行う
- 適正工期の設定を徹底する

週休二日実現に向けた行動

週休二日推進本部では、週休二日の推進を業界全体の取組みとするために、ロゴマークの策定、ポスターや発注者向けパンフレットの作成、統一土曜閉所運動などの活動を展開しています。

ロゴマーク

“健やかさ”を表すブルーのヘルメットでロゴ化。
左右2本の帯でアテンションをつくりつつ、週休二日を実現して元気な現場を目指していくアイコンに。

ポスター

発注者向けパンフレット

バッジ、シール等

会員企業に向けて

日建連会員企業は、4週8閉所をベースに「工期に関する基準」を考慮した工期設定を行い、工期の見積もりを提出します。
工期設定に際しては、現場の特性を踏まえた生産性向上に努める必要があります。

発注者へのお願い

法令の適用に向けた働き方の環境整備にご協力をお願いします。
日建連の「建築工事適正工期算定プログラム」や国交省の「工期設定支援システム」等を参考にしていただき、適正工期の確保についてのご理解をお願いします。

「週休二日実現行動計画」のフォローアップ

「週休二日実現行動計画」に基づき、二〇一八年度よりフォローアップのためのアンケート調査を半期ごとに行っています。

建設現場の閉所状況に関するアンケート調査結果（2020年度上期）

全事業所数合計：12,827現場（土木：6,293現場、建築：6,534現場）

建設現場全体

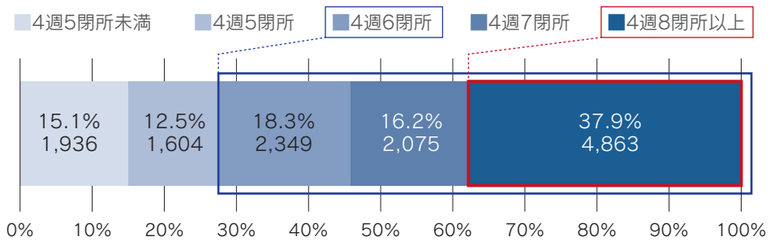

2019年度上期		2020年度上期	
4週8閉所以上	30%	4週8閉所以上	37.9%
4週6閉所以上	68.5%	4週6閉所以上	72.4%

➡2019年度上半期に比べ4週8閉所以上で8ポイント向上

土木現場

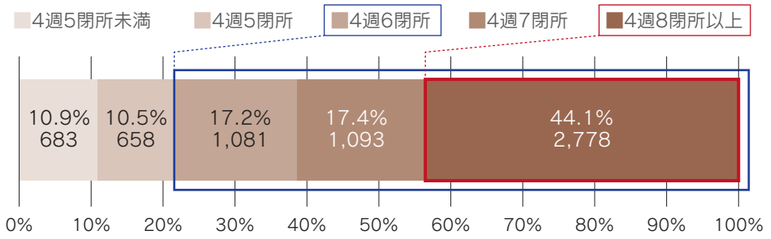

2019年度上期		2020年度上期	
4週8閉所以上	36.7%	4週8閉所以上	44.1%
4週6閉所以上	74.4%	4週6閉所以上	78.7%

建築現場

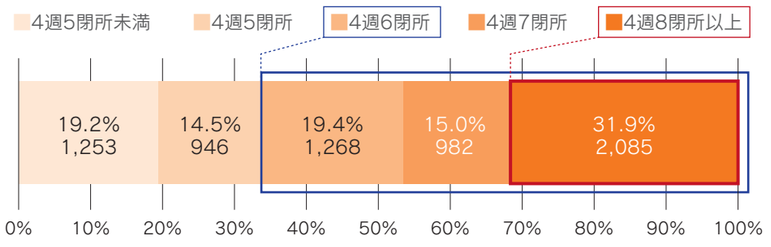

2019年度上期		2020年度上期	
4週8閉所以上	23.9%	4週8閉所以上	31.9%
4週6閉所以上	63.2%	4週6閉所以上	66.3%

➡民間工事主体の建築より、公共工事主体の土木の方が閉所率は高い。
➡土木・建築ともに昨年度に比べ4週8閉所以上が8ポイント前後向上

日建連作成「週休二日実現行動計画 2020年度上半期 フォローアップ報告書」を基に作成

時間外労働の適正化

「改正労働基準法」の施行により、法律で定められた上限を超える時間外労働はできなくなりました。建設業は2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されるため、長時間労働の改善が喫緊の課題です。

時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行

改正労働基準法の施行から五年後に適用される罰則付き時間外労働の上限規制に対し、会員企業が円滑な対応を図るための二〇一九年度以降の時間外労働の改善目標の設定を二〇一七年九月に公表しました。

会員企業への要請

①本自主規制に沿って時間外労働の削減に向けた段階的な改善目標を定め、社内体制の整備や社員の意識改革を進める。
②目標の達成度を毎年度確認し、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策を検討し、実施する。
③本自主規制に準じた取組みを行うよう、下請企業に対しても要請する。

自主規制の対象者

日建連会員企業が36協定を締結する従業員

※海外勤務者や管理監督者は対象外とするが、従業員の健康管理の観点から、本自主規制に準じた取扱いを期待する。

時間外労働の改善目標

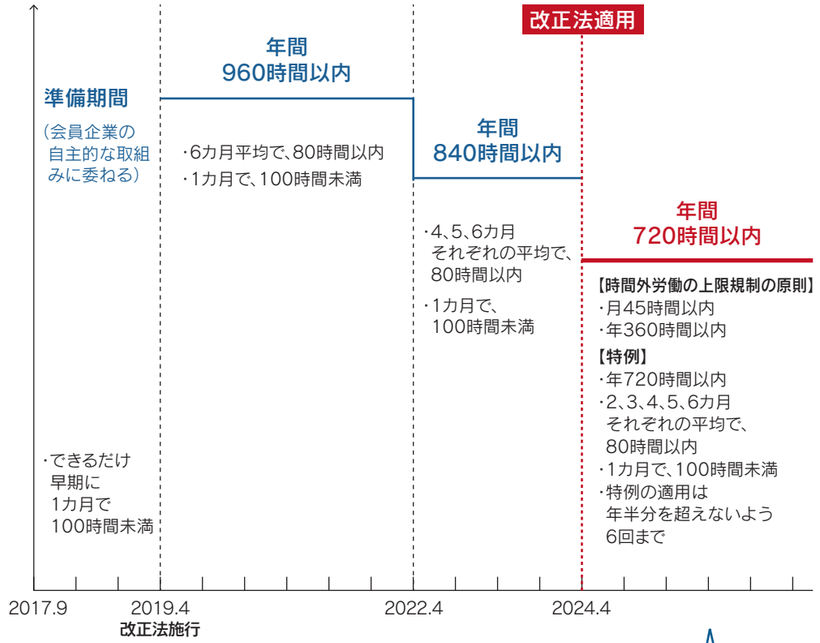

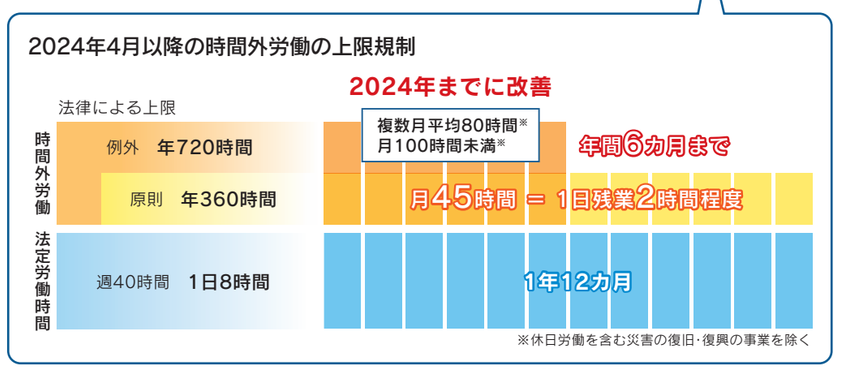

厚生労働省特設サイト「時間外労働の上限規制」の図を元に作成

「時間外労働の適正化に向けた自主規制」のフォローアップ

「時間外労働の適正化に向けた自主規制」の初年度にあたる二〇一九年度における会員企業の達成状況を把握するフォローアップを行い、二〇二〇年十月に公表しました。

年間法定時間外労働時間別従業員の分布

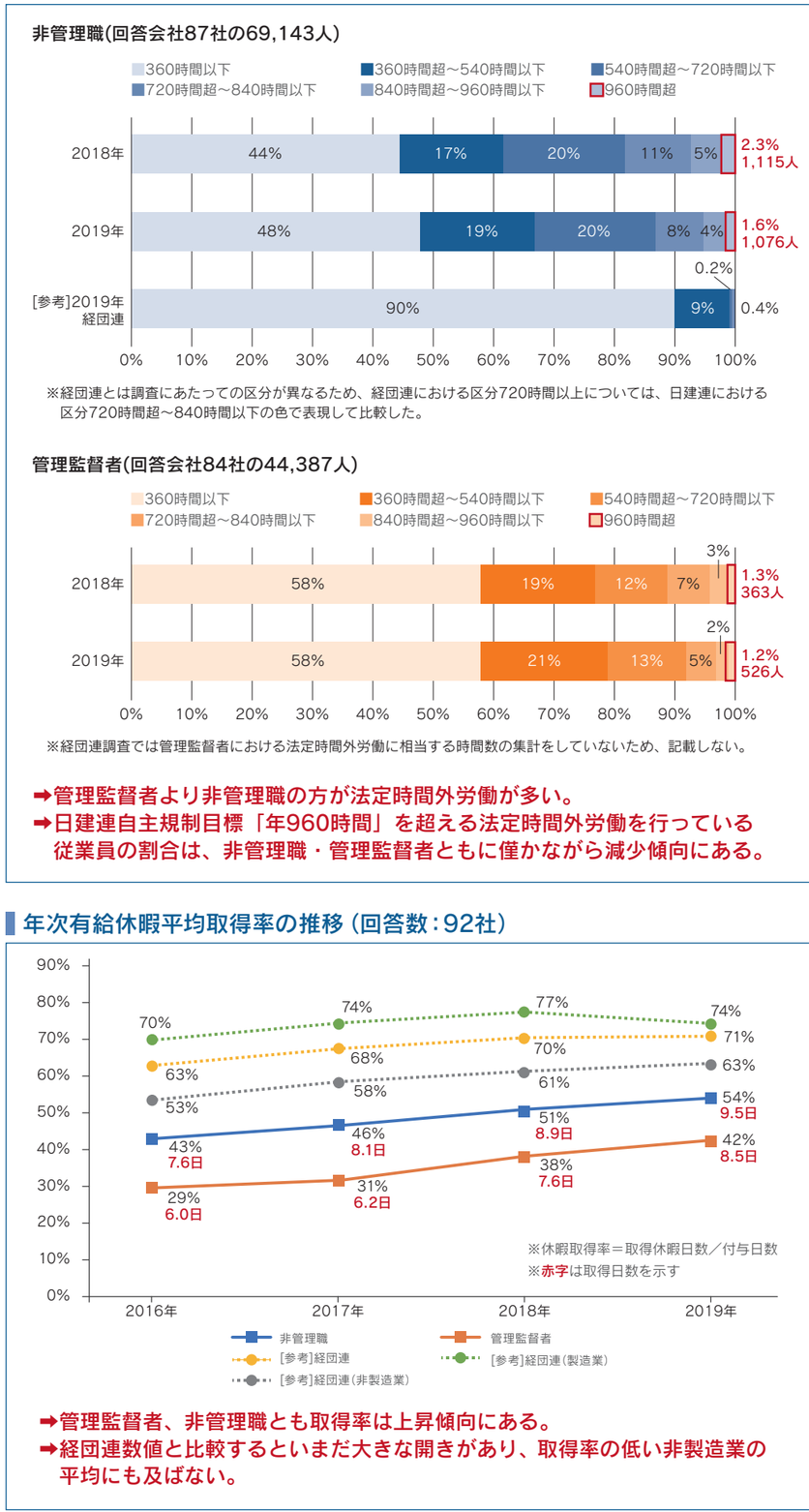

➡管理監督者より非管理職の方が法定時間外労働が多い。
➡日建連自主規制目標「年960時間」を超える法定時間外労働を行っている従業員の割合は、非管理職・管理監督者ともに僅かながら減少傾向にある。

年次有給休暇平均取得率の推移（回答数：92社）

➡管理監督者、非管理職とも取得率は上昇傾向にある。
➡経団連数値と比較するといまだ大きな開きがあり、取得率の低い非製造業の平均にも及ばない。

日建連作成「会員企業労働時間調査報告書（2019年度）」を基に作成

適正工期実現のために

建設業の働き方改革には、個々の建設会社や建設業界全体における取組みに加え、発注者や国民の理解を得て適正な工期を確保することが不可欠です。

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

二〇一七年六月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年八月には、公共・民間を含めすべての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

ガイドラインの内容

1．ガイドラインの趣旨等
- 働き方改革関連法による改正労働基準法（2019年4月1日施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

2．時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

（1）請負契約の締結に係る基本原則
- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

（2）受注者の役割
- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

（3）発注者の役割
- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

（4）施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3．時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

（1）適正な工期設定・施工時期の平準化
- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・建設工事従事者の休日（週休2日等）
  - ・労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
  - ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休二日工事の件数拡大。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

（2）必要経費へのしわ寄せ防止の徹底
- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

（3）生産性向上
- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用等

（4）下請契約における取組
- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

（5）適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4．その他（今後の取組）
- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

国土交通省作成資料を基に作成

「工期に関する基準」の制定

二〇一九年、働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の緊急対応の強化を柱とする「新・担い手三法」が成立しました。このうち、改正建設業法において、工期の適正化に向けて中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告し、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止（違反者には国土交通大臣から勧告・公表）されました。

工期に関する基準（概要）

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章　総論
- ❶背景
- ❷建設工事の特徴
  （ⅰ）多様な関係者の関与　（ⅱ）一品受注生産　（ⅲ）工期とコストの密接な関係
- ❸建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  （ⅰ）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  （ⅱ）公共工事における考え方　（ⅲ）下請契約
- ❹基本準の趣旨
- ❺適用範囲
- ❻工期設定における受発注者の責務

第2章　工期全般にわたって考慮すべき事項
- ❶自然要因
  降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- ❷休日・法定外労働時間
  改正労働基準法に基づく法定外労働時間
  建設業の担い手一人ひとりが週休二日（4週8休）を確保
- ❸イベント
  年末年始、夏季休暇、GW、農業用水堰の落水期間 等
- ❹制約条件
  鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- ❺契約方式
  設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- ❻関係者との調整
  工事の前に実施する計画の説明会 等
- ❼行政への申請
  新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- ❽労働・安全衛生
  労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- ❾工期変更
  当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- ●その他
  施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章　工程別に考慮すべき事項
- ❶準備
  （ⅰ）資機材調達・人材確保
  （ⅱ）資機材の管理や周辺設備
  （ⅲ）その他
- ❷施工
  （ⅰ）基礎工事　（ⅱ）土工事　（ⅲ）躯体工事
  （ⅳ）シールド工事　（ⅴ）設備工事
  （ⅵ）機器製作期間・搬入時期　（ⅶ）仕上工事
  （ⅷ）前面及び周辺道路状況の影響　（ⅸ）その他
- ❸後片付け
  （ⅰ）完了検査　（ⅱ）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  （ⅲ）原型復旧条件

第4章　分野別に考慮すべき事項
- ❶住宅・不動産分野
- ❷鉄道分野
- ❸電力分野
- ❹ガス分野

第5章　働き方改革・生産性向上に向けた取組みについて
働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理

第6章　その他
- ❶著しく短い工期と疑われる場合の対応
  駆け込みホットラインの活用
- ❷新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
  受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- ❸基準の見直し
  本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

国土交通省作成「工期に関する基準（概要）」を基に作成

建築工事適正工期算定プログラム

工期が短いことは発注者にとって大きなメリットとなります。特に民間建築工事においてはその傾向が顕著です。このため、建設会社各社はより短工期での受注を競い、結果として技術者・技能者の就労環境の悪化を招く大きな要因の一つとなりました。

このプログラムは建設業で完全週休二日制を実現し、従事する人々の生活の質を高め、将来にわたる担い手を確保することを目的として作成したものです。

建築工事適正工期算定プログラム画面イメージ

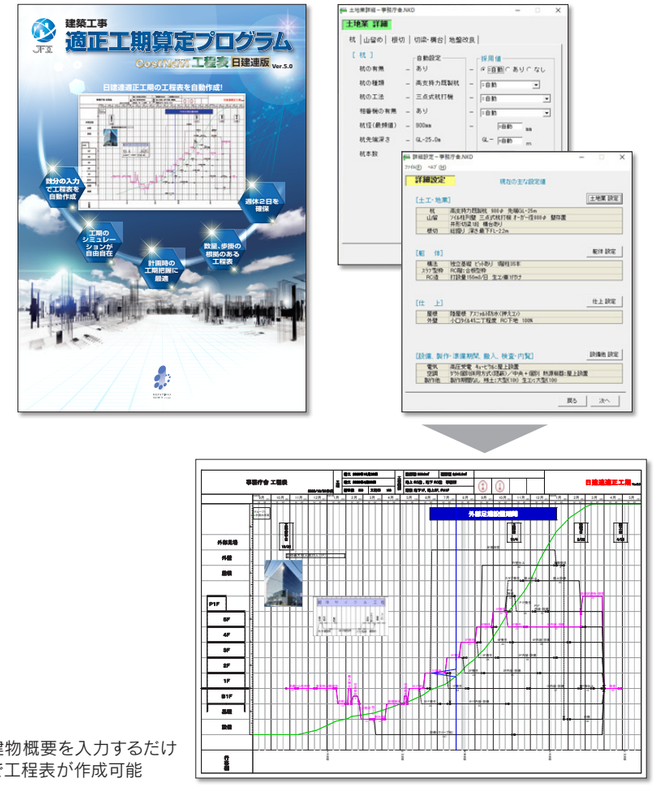

建物概要を入力するだけで工程表が作成可能

バージョンアップ履歴

2016年5月の初版以降、より現場の実態にあわせるため、毎年バージョンアップを行っています。その結果、会員企業のみならず設計会社、施工会社等、幅広いユーザーに活用されています。なお、公共建築工事における適正工期設定の普及を促進するため、公共工事発注者には無償で提供しており、多くの工事で活用されています。

バージョン（リリース年月）	主な改良点
Ver.1（2016年5月）	・市販版から日建連の歩掛・施工手順に変更 ・完全週休二日を基本とし、雨天休止日を設定
Ver.2（2017年7月）	・S造超高層対応（45F 200m） ・設備工事団体と協働して、設備工事期間を反映 ・内装タクト工程により用途別仕上げ工程を算出 ・建屋形状を6パターンから選択 ・躯体工事の工区設定、ラップ工程の採用 ・柱、杭本数をユーザー設定可能
Ver.3（2018年7月）	・基礎・柱頭・中間階免震に対応 ・積雪・寒冷などの気象条件による冬期休止・施工歩掛低減を採用 ・雨天休止日を各都道府県ごとで設定 ・工程作成根拠を出力可能 ・杭工事・山留工事の工区、ラップ工程の採用
Ver.4（2019年7月）	・RC造のPCa工法の採用（60F 200m） ・柱RC-梁Sの複合構造採用 ・地下S造に対応 ・製作物の調達・製作期間を工程表に表示可能
Ver.5（2020年10月）	・建物主用途に宿泊施設・商業施設の2用途を追加 ・工場・倉庫の用途を工場と倉庫（物流含む）のそれぞれに分割 ・主用途の追加に伴い、室用途を追加 ・各用途ごとに対応面積を拡大 ・基礎支持形式に地盤改良を追加 ・柱RC-梁S造の最上階S造が選択可能

生産性の向上 ①生産性向上推進要綱

日建連では、長期ビジョンに掲げた省人化目標の達成、週休二日の定着のために「生産性向上推進要綱」を策定し、会員企業の取組みを支援しています。

生産性向上推進要綱

要綱の趣旨

■2016～2020年度の5年間を対象とするアクションプログラム。毎年度ローリング方式で運用。

■目先のコスト比較を超えた生産性向上の取組みを行う。

産業構造と生産方式の課題
- 重層下請構造の改善
- 担い手の確保・育成
- 生産方式の効率化
- 生産性の向上を重視した受注活動の徹底

土木分野の主要課題
- コンクリート工の効率化
- ICTの活用
- 書類削減による業務の効率化
- 適切な工期設定と工程管理

建築分野の主要課題
- 生産工程における生産性向上の取組み
- 施工BIM、ICTの活用
- 設計・施工一貫方式の普及促進
- 適正工期算定プログラムの活用

生産性向上推進要綱

生産性の向上は、市場競争に打ち勝つために必須の企業努力です。日建連では、生産性向上を個々の企業努力に委ねるだけでなく、建設業界と建設企業が一丸となり、発注者、設計者、コンサルタント等も巻き込んで取り組むための指針として、二〇一六年四月に「生産性向上推進要綱」を策定しました。

週休二日を定着させるためには、生産性を向上させ、工期の延伸をできる限り抑制することが必要となります。日建連としては、生産性向上推進本部、土木本部、建築本部において会員企業の取組みを積極的に支援しています。

フォローアップ

二〇一六年四月に「生産性向上推進要綱」を策定して以来、日建連並びに会員企業は国土交通省の指導と協力、幅広い関係者との適切な連携の下で、様々な生産性向上に向けた取組みを行ってきました。

策定の翌年から毎年度、当該一年間の推進状況をフォローアップし、対象年度である二〇二〇年度までの日建連、並びに会員企業における生産性向上の成果と問題点を検証、評価し、取組み方針などの改定を進めています。

生産性指標の算出について

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{完成工事高（円）}}{\text{人工（人日）}}$$

【技術者・技能者1日（8時間）当たりの施工高】

●算出量は、会計上の数値である「完成工事高（進行基準）」を用いる。
●投入量は労働災害統計のために現場毎に作成されている「延労働時間」を用いる。
これを8時間で割ることによって一日当たりの人工(人日)に換算する。

生産性指標の推移

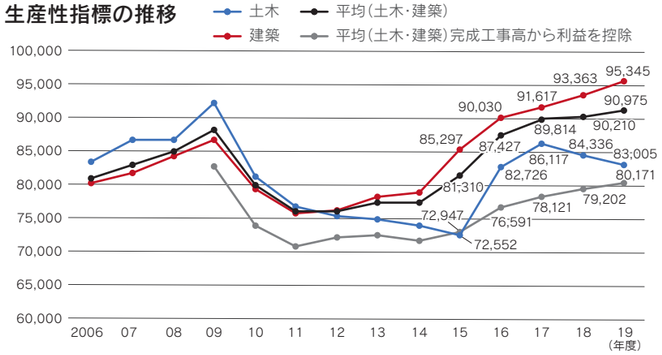

日建連作成「生産性向上推進要綱2019年度フォローアップ報告書」を基に作成

生産性向上事例集

生産性向上事例集

日建連の生産性向上推進本部では、「生産性向上推進要綱」が策定された翌年から、当推進本部構成会社における優良事例を公開し、「生産性向上事例集」として発行しています。本事例集は、実際の建設プロジェクトにおける様々な生産性向上技術・工法の開発、活用事例や、現場での創意工夫事例とその成果を、共通のフォーマットでコンパクトに紹介するものです。会員企業はもとより、建設業界全体の生産性向上に資するとともに、官民の発注者、そして社会一般の皆様に、建設業の生産性向上に向けた努力の現状をご理解いただくことを目的としています。

2019年度
生産性向上事例集より

理解促進の本格化

生産性向上のためには、実際に施工を行っている会員企業の努力だけではなく、国や地方自治体の理解が必要となります。そのため、国土交通大臣への報告や国土交通省幹部との座談会などを通じてその推進に努めています。

また広報誌「ACe 建設業界」では、座談会や特集企画などで会員内外への情報発信を行っています。

「生産性向上の取組み強化」を国土交通大臣に報告

生産性向上推進本部の小原本部長、今井副本部長は2016年2月1日、石井啓一国土交通大臣（当時）を訪問し、日建連全体の生産性向上への取組み強化を目的として同本部を設置したこと、また今後の検討課題、活動の方向性などについて報告を行いました。

広報誌「ACe 建設業界」での座談会、特集企画による情報発信

特別座談会「建設業の生産性向上に向けて」（2016年4月号）

生産性向上に関する座談会「所長のマネジメント力」（2016年11月号）

「i-Construction FRONTLINE」（2016年12月号）

生産性の向上 ②土木分野の取組み

国土交通省のi-Construction推進に呼応し、新技術導入や現場打ちコンクリート、プレキャストコンクリートによる生産性向上に加え、ICTを活用した業務の効率化など生産性向上のための様々な取組みが行われています。

現場打ちコンクリートの生産性向上

国交省では、二〇一六年から「コンクリート生産性向上検討協議会」が設置され、生産性向上を進めるための課題および取組み方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方が検討されています。日建連では、機械式鉄筋定着工法、機械式鉄筋継手工法、コンクリートのスランプ値十二㌢以上の活用などの現場打ちコンクリートの生産性向上について、国交省、学識経験者および建設コンサルタンツ協会等と共同で検討委員会を設置し、次の三つのガイドラインを作成・公表しました。

現場打ちコンクリートの施工性の向上のための3工法のガイドライン作成【2016年～2017年】

- ●機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（2016年7月）
- ●現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（2017年3月）
- ●流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
  ＜スランプ値12cm以上の活用＞（2017年3月）

機械式鉄筋定着工法（定着体を使用したせん断補強鉄筋）

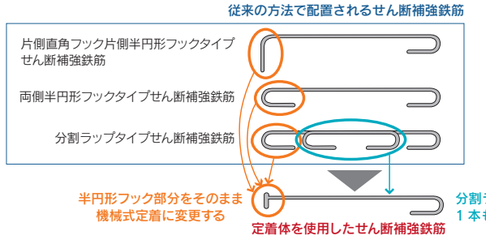

機械式鉄筋継手工法の例

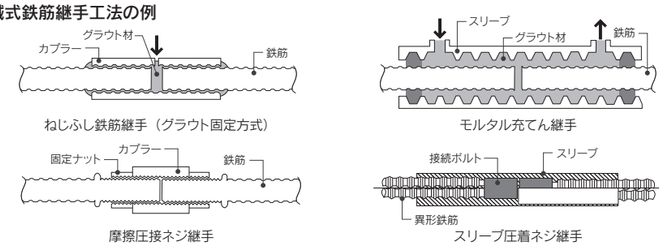

プレキャスト推進の全体像

プレキャスト活用の効果は、現場の省力化に加え、生産性向上に伴う早期供用による経済的効果、工場生産による品質の向上、現場作業が減少することによる安全性の向上、設計・積算・検査等の省力化等があげられます。日建連では、発注者との意見交換会において、コスト以外の導入効果を加味した総合的な評価に基づき、プレキャストの導入促進を求めています。今後、発注者の理解を得て、プレキャスト導入が促進されることが期待されます。

プレキャスト推進の全体像＜背景とシナリオ＞

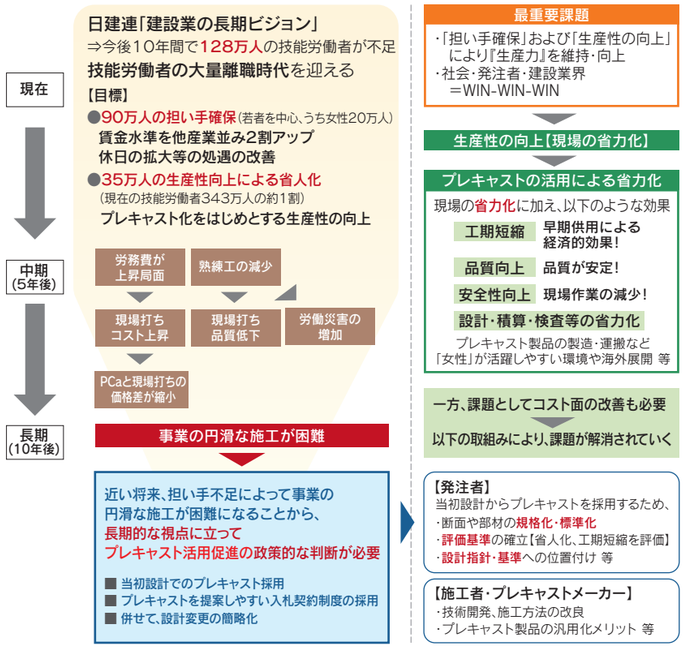

ICT施工やCIMの活用促進

日建連では近年急速な普及が進んでいるICT活用工事やBIM／CIMの活用促進に向けた検討を、国交省、日本建設情報総合センター（JACIC）をはじめとする関係機関と協働して行っています。二〇一四年から日建連では会員企業が保有する施工CIM事例の収集を行っており、「施工CIM事例集」として毎年取りまとめています。

ICT施工の拡大～構造物の出来形管理への適用～

●更なる効率化に向け、構造物の出来形管理等へICT施工を拡大するとともに、取得する3次元データを活用し維持管理分野の効率化を図る

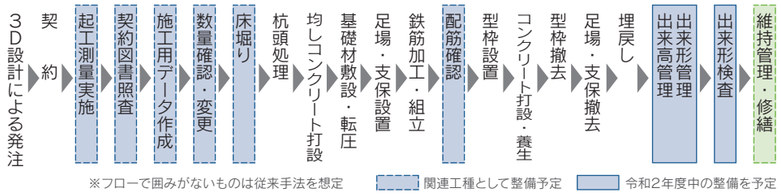

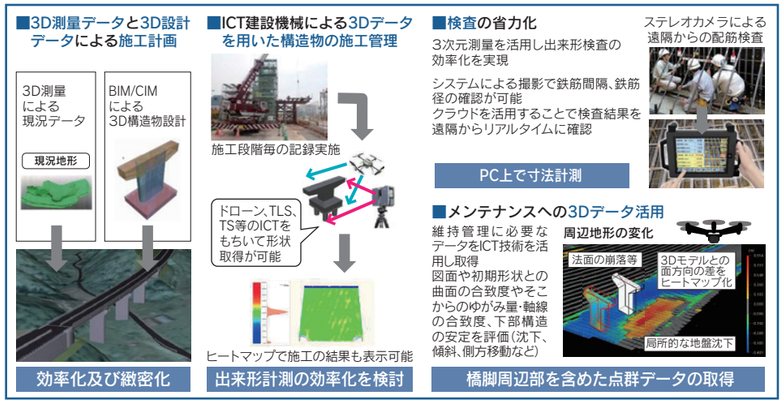

国土交通省作成「ICT施工の対象工種の拡大に向けた取組」を基に作成

IoTの活用、施工の自動化・ロボット化

日建連では、建設産業の担い手不足の解消、危険性の高い作業の代替などを目的としたIoTやロボットの活用促進に当たり、IoT対応機器による有効な情報活用の手法や、建設業にロボットを適用するための課題などを検討し、報告書に取りまとめています。

「土木工事現場のIoT活用ガイド」（2017年10月）

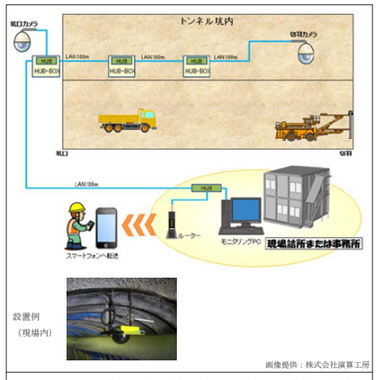

画像提供：株式会社演算工房

現場内に設置するWEBカメラ画像を画像解析することで切羽の崩壊を検知し、ネットワークを介して事務所PCほかスマートフォンに情報を転送するシステム。

切羽崩壊監視システム

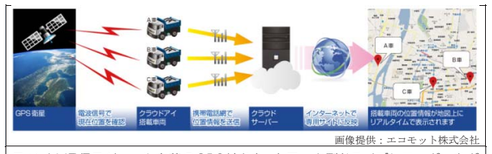

画像提供：エコモット株式会社

モバイル通信モジュール内蔵のGPS付きネットワーク型ドライブレコーダーをダンプ等の工事用車両に搭載し、人工衛星による測位で位置情報を取得。運行状況や走行ルートをインターネット上で遠隔地からほぼリアルタイムに把握できる。ドライブレコーダー内蔵の加速度センサにより急ハンドルや急発進、急ブレーキ等の情報も取得でき、運転データに基づいた運転手の安全運転教育を実施できる。電子地図上へのエリア登録機能によりエリア進入時のイベント設定を行うことができる。

車両運行管理システム

「建設業のためのロボットに関する調査報告書」（2020年3月）

コンクリ仕上げロボット「NEW コテキング」

自律型鉄筋結束ロボット「T-iROBO Rebar」

土木技術開発に関する意見交換会

日建連では、土木技術開発に関する官民研究者（国土技術政策総合研究所・土木研究所・ゼネコン各社の研究所）との、官民の最新の技術開発や新技術の採用にかかわる課題の解決等に向けた意見交換会を二〇一三年度から継続的に開催しています。

開催年度	テーマ
2013年度	(1) 研究概要紹介とフリーディスカッション
2014年度	(1) 技術開発の（公共事業）現場への適用 (2) 今後の維持管理のあり方 (3) 大規模災害時の技術支援等 (4) 官民連携の推進のあり方（共同研究、交流研究員）
2015年度	(1) 今後の社会経済状況から見た課題（建設生産システムの生産性向上等）への対応 (2) 各組織の概要紹介 (3) 個別課題への対応（共同研究、交流研究員）
2016年度	(1) 建設生産システムの生産性向上
2017年度	(1) 建設生産システムの生産性向上
2018年度	(1) 活用されていない事例の原因と課題、活用に向けた取組み (2) i-Construction：ゼネコンにおける現場の生産性向上の実現にあたっての研究所としての取組み、役割
2019年度	(1) AI・ICT・IoT等を活用した建設技術の開発および活用状況 (2) 建設業全体で成果を得る協調分野への取組みおよび官民連携のあり方

意見交換会の様子

映像を活用した遠隔臨場

日建連では、遠隔臨場について、立会い調整にかかる時間や待機時間を大幅に削減できるなど、業務効率化に効果が大きいことから、国土交通省をはじめ発注機関に積極的な導入を求めてきました。

国交省では、先行的に試行してきた整備局での成果を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止対策としても活用できるよう、二〇二〇年三月、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」などを作成、各地方整備局に通知されました。同年五月には試行方針が示され、本格的に試行導入が図られるなど、一気に取組みが加速しました。

リモートでの確認（遠隔臨場）

●受注者が施工現場で撮影した映像を、発注者が事務所等でリアルタイムに確認
●移動時間削減や立会いの調整時間を削減

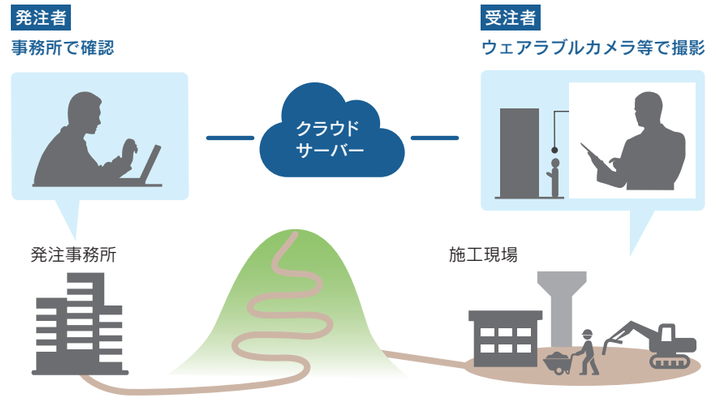

発注者確認状況

確認用モニター

受注者撮影状況

国土交通省作成資料を基に作成

ICT活用等による業務効率化

日建連では、発注者との意見交換会を通じて、監督検査業務の効率化、書類の簡素化などを提案しています。これらの提案を受けて、ICT活用による監督・検査・出来高管理業務の効率化のための基準類の策定・改訂、書類の簡素化などの様々な取組みが継続的に進められています。

電子小黒板の活用

➡2017年1月30日（国技建管第10号）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」

効果
1. 撮影時の補助員（黒板の持ち手）不要による省人化
2. 写真データの整理の省力化

課題の改善
1. 改ざん防止、信憑性の確認　→チェックシステムの開発
2. 写真管理基準への適合　→機器・ソフトウェアの対応

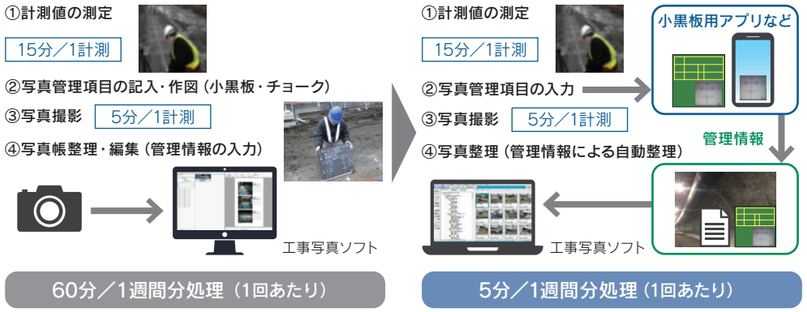

配筋写真撮影業務の効率化

➡2020年3月、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」改定

Before

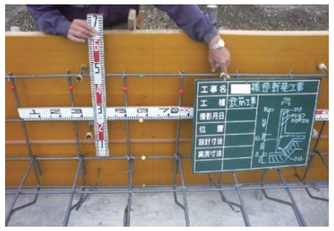

After

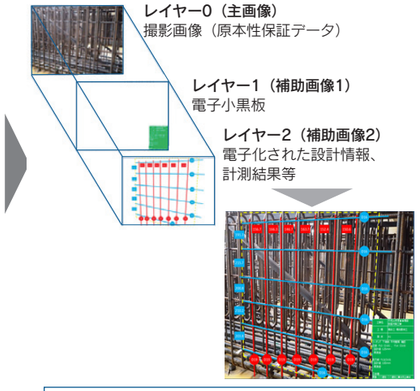

配筋検査準備作業
- 配筋径毎に目印（色つきカプラー）を設置
- スケール配置（ピッチがわかるように配置する）
- 黒板を設置
- 豆図を手書き

書類の簡素化の取組み

➡2024年度「改正労働基準法の時間外労働の上限規制」適用に向けた労働時間の削減

Before

従前の検査での持込では書類の厚さ約4.1m

After

2015年3月20日付通知・二重納品防止により
書類の厚さ2.0mまで削減

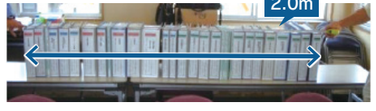

2016年7月特記一部改訂における
更なる削減イメージは書類の厚さ1.0m

日建連では、更に、書類作成そのものの削減などを提案

生産性の向上 ③建築分野の取組み

日建連会員企業の総合力が最大限発揮できる「設計施工一貫方式」や「建築・設備総合施工方式」の採用に向けて、様々な取組みが行われています。

工法などの改善

「働き方改革」を進めていくためには、施工性の向上や効率化のための改善努力が不可欠となります。日建連では、会員各社が行っている省人化のための技術や工夫、ＶＥ提案をまとめた事例を発信しています。事例をわかりやすく具体的にシートにまとめ、ホームページに公開することにより、広く活用されることを目指しています。

建築設備省人化工法シート

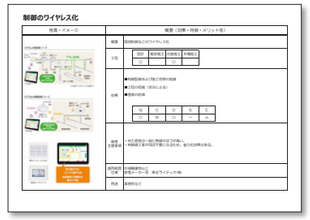

建築省人化事例集（ホームページ）

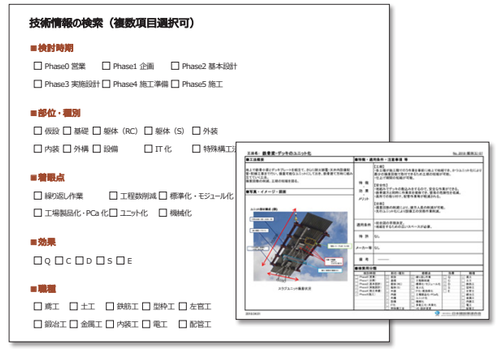

VE等施工改善事例発表会

フロントローディング

「フロントローディング」は、「プロジェクトの早い段階で建築主のニーズを取り込み、設計段階から建築主・設計者・施工者が三位一体でモノ決め（合意形成）を進め、後工程の手待ち・手戻りや手直しを減らすことにより、全体の業務量を削減し、適正な品質・コスト・工期をつくり込むこと」と定義されます。この考え方を、プロジェクト関係者の共通認識として業務を進めることのメリットをまとめました。

設計・生産プロセスの前倒しと全体業務量の削減

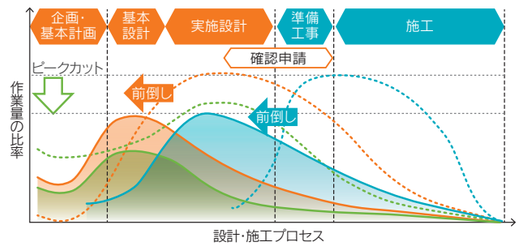

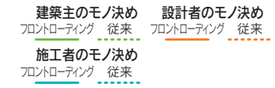

フロントローディングには既に実績があり、効果を実感する意見が多く聞かれています。建築主の協力を得ることが課題ですが、関係者（建築主・設計者・施工者）が生産性を向上でき、WIN-WIN-WINになり得る取組みです。

フロントローディングの効果＝プロジェクトの最適化

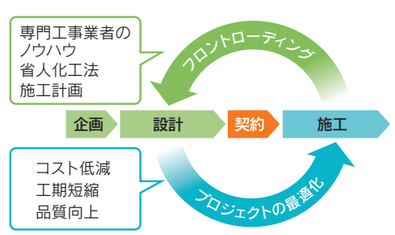

設計段階で施工情報を取り込むことによってプロジェクトの最適化を図ることも、フロントローディングの効果の1つです。

「フロントローディングの手引き」作成

フロントローディングに関する基本的な考え方や実例等を紹介する資料を作成しました。

施工ＢＩＭ

設計、施工、維持管理の建築物ライフサイクルを通じてのＢＩＭの活用が進みつつあります。各段階のＢＩＭデータを連携することにより、生産性向上等の効果が期待されますが、まだ課題も少なくありません。そのため、まずは施工段階におけるＢＩＭの活用（施工ＢＩＭ）に着目して様々な普及活動を行っています。

施工BIMのスタイル

元請と専門工事会社の双方が施工段階でのBIM利用のメリットを享受するために、連携して施工BIMを進めるプロセス（BIMモデル合意）などを提唱しました。

施工BIMのすすめ

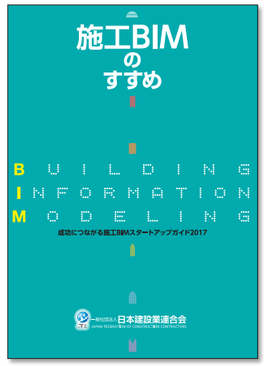

これからBIMを導入する企業や、BIMは導入したがうまく推進できていない企業を対象に、施工BIM活用の裾野を広げるための入門書を作成しました。

事例発表会

各社で取り組んだ様々な事例を収集し、その成果や課題の共有を目的として、事例集を発行し、発表会を開催しています。

ＩＣＴ活用

建築設計や建築生産段階の進捗管理、品質管理、写真や図面の管理等でＩＣＴやＢＩＭおよびスマートデバイスの活用が進んでいます。また、生産性向上や働き方改革に関連してロボットやウェアラブルデバイス、ＩｏＴ等の活用が広がっています。これらＩＣＴ活用の最新状況を調査し、セミナーを通じて広く周知を図っています。

建築のITセミナー

建築生産にかかわる建築産業界に共通する情報の共有化・標準化に関する整理・分析・啓発等の活動を行っており、その活動の一つとして「建築のITセミナー」を毎年開催しています。

セミナーで紹介したICT活用事例（2020年度）

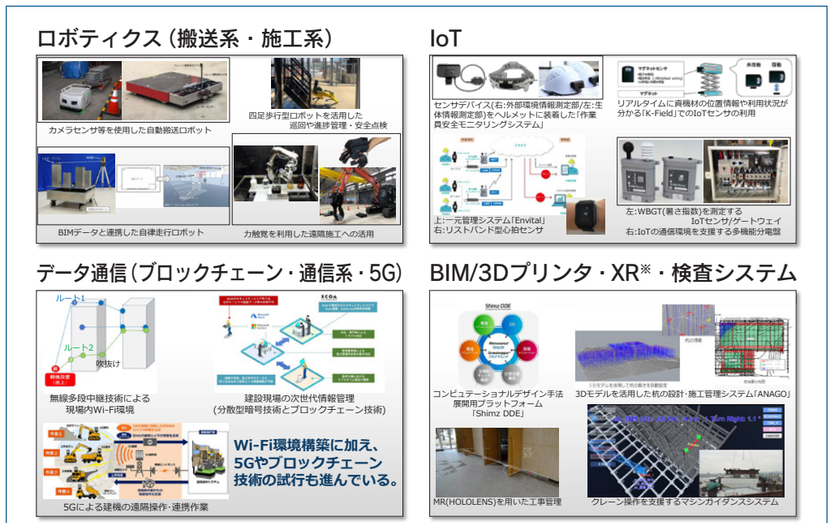

※XR：VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、MR（複合現実）の総称

日建連表彰

「優秀な建築物」と「良質な社会資本」の顕彰

わが国の国土と都市、社会基盤を構築してきた歴史や経緯を後世に継承することは、建設業界の大きな使命でもあります。

その一環として、1959年の旧建築業協会の設立以来、BCS賞として優秀な建築物を表彰してきましたが、2019年にはこれまでなかった土木賞を創設し、新たに日建連表彰を発足することとなりました。

日建連表彰は業界の発展のみならず、この国の文化と国民生活の向上、更には地方創生や環境保全に寄与するものとして、動き出します。

第60回 BCS賞表彰式開催時の様子

日建連表彰（土木賞・BCS賞）の新設

歴史あるBCS賞と新たに創設された土木賞で構成される日建連表彰が、2019年、スタートしました。

創設の背景と特徴

日建連表彰は、良質な社会資本あるいは優秀な建築物をつくり出すには、発注者（建築主、施設管理者等）、設計者、施工者（これを支える専門建設業者等を含む）など数多くの関係者による理解と協力が必要であるとの視座に立ち、優れた建設物を創出し、文化の進展、国民生活・産業基盤の充実、地方創生や環境保全に寄与するため、二〇一九年に創設されました。

日建連表彰は、土木分野の「土木賞」および建築分野の「BCS賞」により構成されます。

日建連表彰 土木賞

土木賞
土木に係る事業企画の質及び土木技術の進歩向上を図るために、土木分野での優良なプロジェクト・構造物を表彰
▶詳細はP.76

BCS賞

BCS賞
良好な建築資産の創出を促し、文化の進展と地球環境保全に寄与することを目的として、「優秀な建築物」を顕彰
▶詳細はP.78

日建連表彰2020の概要

募集期間	2020年1月6日～1月31日
選考の範囲	土木賞：土木分野の構造物・プロジェクトで2019年末までに概ね竣工したもの BCS賞：日本国内において建築された建築物ないしは建築群で、2020年4月30日時点において供用開始後1年以上を経過（2019年4月30日までに供用開始）したもの
応募手続き	土木賞：施設管理者（発注者等を含む）、設計者、施工者とこれを支える関係者のいずれかが行う BCS賞：建築主、設計者、施工者のいずれかが行う
選考期間	2020年2月～12月
表彰式	2021年4月19日（予定）

選考の視点

土木賞の選考は、プロジェクト・構造物の事業企画、および計画・設計、施工、環境、維持管理等に関する総合評価により行われます。そのなかで、施工プロセスに関係する施設管理者（発注者等を含む）、設計者、施工者とこれを支える関係者の相互の協力関係が良好であること、また、施工プロセスの視点（施工プロセスの改善、良質な社会資本の効率的創出、土木技術の発展・伝承など）が重視されます。

BCS賞は、一九六〇年の創設以来、数多くの「優秀な建築物」を表彰し、良好な建築資産の創出を促してきました。選考は、建築にかかわる事業企画、計画・設計、施工、環境及び建築物の運用・維持管理等に関する総合評価に基づいて行われます。そのなかで、建築主、設計者及び施工者の相互関係が良好であること、すなわち建築主・設計者・施工者による「三位一体」が重視されます。

土木賞

多様な関係者との良好な関係

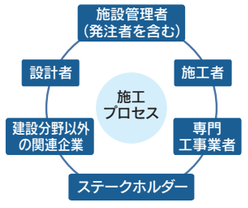

施工プロセスの視点

施工プロセスの改善	良質な社会資本の効率的創出	土木技術の発展・伝承
コストの低減 環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源又はリサイクル	構造物の性能・機能の向上 安全・安心の向上 生産性向上	技術伝承の取り組み、育成 建設業を取り巻く他産業との関係強化 新しい建設システム 特別な事業マネジメント
その他 建設業のイメージアップ活動　復興支援 社会貢献活動　特別な地元対策　など		

BCS賞

建築主、設計者、施工者の三位一体

表彰委員長によるコメント

日建連表彰委員長
（清水建設㈱ 会長）
宮本 洋一

日建連としての一体感の醸成に向け、新たな一歩を踏み出す。

二〇一九年九月、建築分野の「BCS賞」と、土木分野の「土木賞」とで構成される、新たな表彰制度である「日建連表彰」が創設されました。

BCS賞は、今年も多数の応募が寄せられ、全国から多彩な用途の受賞作品が選ばれました。

BCS賞では、かねてより建築主、設計者、施工者の三者と選考委員が揃って行う現地調査が選考の要ですが、今回の日建連表彰創設を機に見直しを行い、評価項目の拡充・明確化などを通じて審査の客観性、明示性を高めるとともに、表彰対象者についても、建築主、設計者及び施工者の相互の協力関係において、主要な役割、深い関与、専門性における不可欠な貢献などを果たし、「三位一体」の考え方に合致すると判断される者も対象にすることとしました。

一方、土木のプロジェクトは建築に比べて長期にわたり関係者も多くなります。そのため今回新設された「土木賞」では、発注者、設計者だけではなく、専門工事業者や建設用以外の企業等、施工プロセスに貢献した多様な関係者を検証対象としました。評価においては、様々な立場から事業に向けた想いや施工での創意工夫を選考委員に対してプレゼンテーションしていただくことで、施工プロセスを理解することができました。

両賞の評価において共通して言えるのは、社会の要請に応えているかという視点だったと思います。

特に第一回となった土木賞の二〇二〇年の表彰では、全五八件もの多くのご応募をいただくことができました。公共と民間、規模の大小に関わらず、幅広い分野から手を挙げていただいた結果だと思います。

発注者と施工者が一体化して築き上げた構造物のプレゼンテーションからは、関係者全員の愛着さえ感じられます。関係者を広範にわたって顕彰する土木賞のコンセプトが既に認知されているということかもしれません。加えて、規模に捉われない応募があったことも大きな成果です。小規模な案件にも輝きを放つところは必ずあります。そうした独自の技術や取組みに更に光を当てていくのがこの賞の意義だと感じています。

今回受賞した八ッ場ダムは早期施工という要求に見事に応えたプロジェクトです。慎重さが求められる試験湛水の際には、台風の影響で膨大な雨量が流れ込み、一挙に水を溜めることになった稀有な事例でしたが、結果としてほとんど漏水はなく、治水効果を証明しました。後日、下流に暮らすおばあさんが「このダムがなかったら大変なことになっていた」と涙ながらに語ったというエピソードを耳にしました。

災害からの復旧・復興はこれからも建設業界が総力を挙げて対応していかなければならない大きなテーマです。日建連表彰にはそうした視点、自覚も求められると思います。

広報誌「ACe 建設業界」2021年3月号より引用

土木賞

2020年1月に始まった第一回の土木賞への応募は58件にもおよびました。秋にはBCS賞と一緒に表彰式が行われる予定でしたが、コロナ禍の影響を受けたため、2020年12月に受賞案件の発表を行いました。

土木賞の概要

毎年、優良なプロジェクト・構造物を表彰し、広く内外に紹介することにより、土木にかかわる事業企画の質および計画・設計、施工、環境、維持管理、その他土木技術の進歩向上を図ります。果、良好な土木資産を創出し、わが国の国民生活と産業活動の基盤の充実に寄与します。

第一回土木賞を受賞した一一件（特別賞一件を含む）のプロジェクト・構造物は、過去に例がないような極めて特殊かつ過酷な条件下における施工、環境負荷を抑え新たな環境を創生するための施工、早期完成の社会的要請に応える施工など、様々な課題を克服するための施工プロセスが高く評価されました。

日建連「土木賞」の概要

1. 募集の前年末までに概ね竣工した**土木分野のプロジェクト・構造物**を対象
2. 幅広い関係者の応募が可能　**日建連会員以外の建設会社が施工した案件も対象**
3. 施設管理者（発注者を含む）、設計者、施工者（これを支える専門工事業者等を含む）など**多様な関係者**を表彰
4. 施工者団体が設ける賞として、事業企画から維持管理までの総合評価に加え、**施工プロセスの視点**（施工プロセスの改善、良質な社会資本の効率的創出、土木技術の発展・伝承など）を重視
5. 固有の課題への取組みで特に優れているものを**特別賞**として表彰
6. 特別賞を含め10件内外を表彰
7. 受賞者には、表彰状、表彰パネル、賞牌を贈呈
8. 選考にあたっては、学識者、行政、建設コンサルタント、建設機械メーカー、マスメディア、施工者から構成される選考委員会で多面的に評価

ロゴマーク

コンセプト

土木賞の特徴である「多様な関係者」を六角形の輪郭とし、その共通する視点として六角形の中心に位置する施工プロセスを具現化するため、応募の多い代表的な土木構造物であるダム・トンネル・橋梁を配しました。さらに、立方体として三次元を表現することで、3Dデータなど最新技術の活用を通した土木技術の進歩向上への貢献を表しています。

日建連表彰
土木賞

土木賞の選考プロセス

二〇二〇年の土木賞は、現場の声と熱い想いを聴くプロセスを経て、左記の選考により受賞案件が決定しました。

第一回土木賞 選考プロセス

●プロジェクト・構造物の募集
2020年1月6日から31日までの間に、58件を受付

↓

●第一次選考
選考委員による書類選考　（20件選考）

↓

●第二次選考

現地調査
第一次選考で選ばれたプロジェクト・構造物を対象に、技術専門委員が現地を訪れ、応募関係者から説明を受ける。

応募関係者によるプレゼンテーションおよび選考委員会よる選考会議
パワーポイントを用いて、選考委員に向けてプロジェクト・構造物の特徴を説明する。

評価
現地調査、プレゼンテーションの結果から総合的に評価が行われ、受賞案件が決定する。

↓

受賞案件決定

二次選考 現地調査の様子

二次選考 プレゼンテーションの様子

第一回 土木賞 受賞プロジェクト

二〇二〇年度の第一回土木賞は、五八件もの応募がありました。厳正なる選考が行われ、特別賞一件を含む一一件が受賞となりました。

❶ 阿蘇大橋地区斜面防災対策工事
熊本県阿蘇郡南阿蘇村

❷ 天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備流入部建設工事
京都府宇治市

❸ 荒瀬ダム本体等撤去工事
熊本県八代市

❹ 国道45号夏井高架橋工事におけるi-Bridgeの取組み
岩手県久慈市

❺ 鶴田ダム再開発事業
鹿児島県薩摩郡さつま町

❻ 阪神高速道路大和川線シールドトンネル工事
大阪府堺市

❼ 福島第一原子力発電所陸側遮水壁（凍土壁）
福島県双葉郡大熊町

❽ 三種浜田風力発電所建設プロジェクト
秋田県山本郡三種町

❾ 八ッ場ダム本体建設工事
群馬県吾妻郡長野原町

❿ 横浜北線鉄道（JR、京急）交差部新設工事
神奈川県横浜市

⓫ 湖陵多伎道路多伎PC上部工事（特別賞）
島根県出雲市

積極的な広報の実施

日建連の広報誌やホームページに受賞プロジェクトを掲載、プロジェクト・構造物集を作成・配布するなど、情報を広く発信しています。

表彰パネル

賞牌

応募案件一覧パンフレット

BCS賞

「BCS賞」は、1960年に創設されました。以後、わが国の良好な建築資産の創出を図り、文化の進展と地球環境保全を寄与することを目的に、毎年、国内の優秀な建築作品の表彰を行ってきました。

BCS賞の概要

BCS賞は、「優良建築物の表彰により建築業界の一段の向上発展を図るとともに、選考の基準として施工技術にいっそうの重点を置くことで、わが国の建築技術の進歩向上に大いに貢献し、また、設計の芸術性とともに施工の重要性が広く理解されることを願う」という建築業協会初代理事長竹中藤右衛門の発意によります。

以来、国内の優秀な建築作品を毎年表彰し、他の賞にない独自性、すなわち、三者を表彰対象とする「三位一体」、特定の分野・観点に偏らない「総合評価」、更に良質な建築資産の創出を目的とする顕彰制度であることが高く評価されてきました。

三団体の合併後も、賞の歴史とともにこれらを継承しています。

表彰パネル
受賞建物に取り付けるブロンズパネル。「BCS」の呼称は、建築業協会（Building Contractors Society）に由来している

賞牌
設計者および施工者（共同企業体の場合は代表者）に贈呈される

表彰式
建築主・設計者・施工者が出席する前で各作品が紹介される

表彰状
各受賞者に贈呈される

広報の拡充

賞の創設当初より刊行している日英併記の「受賞作品集」を始め、新聞や関連出版物等で広報を行ってきました。二〇一一年の新日建連発足以降は、広報誌への記事掲載や日建連ホームページでの発信を行っています。

広報誌「ACe 建設業界」への掲載

受賞作品集

2019年（第60回）

ホームページ

日本語版

https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/

英語版

https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/en/

第五二回から第六一回の概観

新日建連が発足した二〇一一年以来、一〇年間で一五六件の作品が受賞しました。その間に応募件数は漸増し、特に近年は建築主からの応募が増える傾向にあり、賞への関心の高まりを示しています。

応募件数の推移

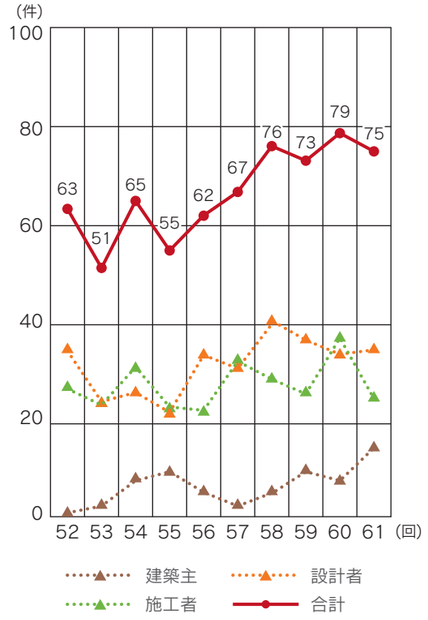

受賞作品の建物用途（第52回～61回）

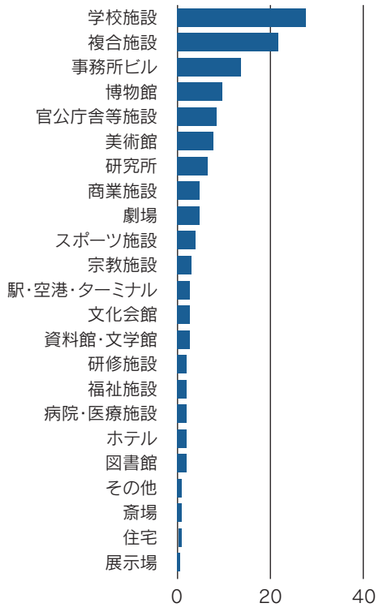

第52回から第61回までの主な受賞作品

2011年 第52回
根津美術館

2012年 第53回
犬島アートプロジェクト「精錬所」

2013年 第54回
金沢海みらい図書館

2014年 第55回
シティホールプラザ
アオーレ長岡

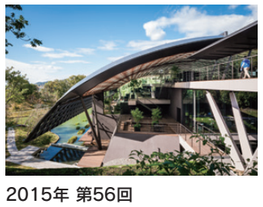

2015年 第56回
ROKI Global Innovation Center
－ROGIC－

2016年 第57回
京都国立博物館　平成知新館

2017年 第58回
静岡県草薙総合運動場体育館
（このはなアリーナ）

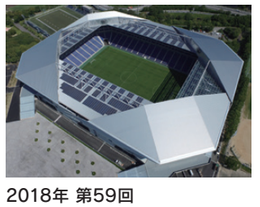

2018年 第59回
パナソニック スタジアム 吹田

2019年 第60回
ナセBA（市立米沢図書館・よねざわ市民ギャラリー）

2020年 第61回
福井県年縞博物館

土木

将来へわたる、継続的な社会資本整備のために

日建連土木本部の前身である土工協の時代から、公共工事の発注者とのパートナーシップに基づく意見交換会を数多く開催し、現行制度や運用の改善、新たな仕組みの導入などを提案し、建設現場における円滑な施工を実現することで、担い手確保、生産性向上等に貢献してきました。

また、防災・減災対策やインフラ老朽化対策の必要性など、社会資本整備が果たす役割についても幅広く世の中の共通認識の醸成を図ってきました。

今後も発注者と連携してi-Constructionの推進、新技術導入や業務の効率化などに取り組むとともに、土木技術に関する調査研究を積極的に行っていきます。

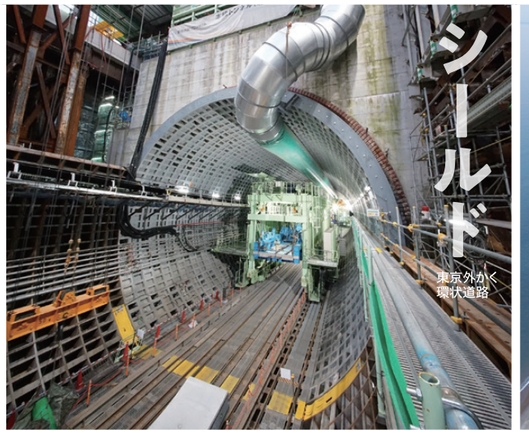

土木本部・各委員会と意見交換会

多くのインフラ構築の基礎となる土木工事における調査研究、提言および対策の推進、土工協時代から続く発注機関との意見交換会に取り組んでいます。

組織と意見交換会について

日建連土木本部では、国土交通省をはじめ発注機関との意見交換会を通じて、入札・契約制度や設計変更にかかわる課題、近年は働き方改革・担い手確保と生産性向上にかかわる課題を中心に、現行制度の改善、新たな仕組みの導入を提案しています。意見交換会の開催に当たっては、様々な委員会活動の調査検討に基づきテーマ設定がなされるなど、意見交換会の開催に委員会が深くかかわっています。

土木本部

- 公共工事の諸課題に関する意見交換会の実施
- 日建連表彰 土木賞の運営
- i-Constructionシステム学寄付講座への対応
- プレキャスト導入促進に向けた調査研究

公共工事委員会
入札契約方式、低価格入札等調査、技術者評価等の企業評価、高速道路工事の諸課題、生産性向上――の調査検討

高速道路会社との意見交換会
毎年、NEXCO東日本・中日本・西日本、首都高速道路、阪神高速道路と意見交換会をそれぞれ開催

土木工事技術委員会
土木工事技術、技術開発、土木技術研修会等の開催、情報通信技術――の調査検討

電力・エネルギー工事委員会
電力施設等の建設技術の調査研究、関係機関との連携促進

鉄道建設本部

鉄道工事委員会
鉄道構造物施工技術力の向上と鉄道固有技術の承継、工事発注者との意見交換会、鉄道交通講習会、国土強靭化路線計画、海外鉄道プロジェクト、鉄道工事の働き方改革について調査検討

公共契約委員会
請負契約に係る受発注者間のリスク分担、工事書類の簡素化、監督・検査の効率化等、新たな契約方式――の調査検討

防衛省との意見交換会
隔年で防衛省との意見交換会を開催

鉄道・運輸機構との意見交換会
毎年、JRTTとの意見交換会を開催

公共工事の諸課題に関する意見交換会
毎年、全国9地区にて、地方整備局等、地方公共団体、関係機関（高速道路会社、鉄道・運輸機構、都市再生機構、水資源機構、下水道事業団 等）との意見交換会を、各地方整備局等との共催にて開催

公共積算委員会
週休二日の実現、および公共工事の円滑な施工の確保、工事の採算性改善、新技術の活用、主要建設資材の動向――の調査検討

海洋開発委員会
海洋基本計画に基づく主要な課題、海洋開発建設技術、空港建設技術、海洋の開発・利用・環境保全――の調査検討

インフラ再生委員会
維持管理・更新等のインフラ再生事業、BIM/CIMの導入推進等、ICTを活用した効率化、無人化および自動化・ロボット化技術――の調査検討

支部
公共工事や積算、契約、鉄道など各委員会

各支部での意見交換会
地方整備局や県・政令市、NEXCO支社等との意見交換会

公共工事の諸課題に関する意見交換会と提案テーマ

日建連では、日本土木工業協会時代からこれまで二六回にわたり「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催してきました。

この意見交換会は、日建連の重要な活動の一つであり、担い手の確保・育成、働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策など、具体的な課題や取組みについて社会変革を踏まえながら議論を深め、適切なフォローアップを進めて成果を得てきました。

二〇一一年（平成二十三年）

1．社会資本整備の推進
（1）東日本大震災に関わる応急復旧対策及び復興対策の推進
（2）成長促進型公共事業の強力な推進等
①中長期的に経済成長を促進する「成長促進型公共事業」の強力な推進
②官公需法の適正運用（適切な発注ロットや地域要件の設定など）

2．入札契約制度の改善
（1）総合評価方式の改善
①二段階選抜方式の試行拡大
②工事規模、難易度に応じた総合評価方式の採用
③地方公共団体における総合評価方式の採用
（2）実効性のある低入札防止対策の導入・実施
①調査基準価格の更なる引上げ
②施工体制確認型等、実効性ある低入札防止対策の導入
③予定価格等の事前公表の廃止
（3）建設現場における生産性向上と適正利益の確保
①総価契約単価合意方式、施工プロセスを通じた検査、出来高部分払の一体的推進
②設計変更審査会拡大と設計変更の円滑実施及び設計変更書類作成の役割分担ルール確立
③三者会議、ワンデーレスポンスの拡大と情報共有システムの整備

二〇一二年（平成二十四年）

1．社会資本整備の進め方
（1）東日本大震災からの速やかな復旧・復興の推進
①復旧・復興事業の速やかな推進
②施工者の持つ技術力・マネジメント力を活用した発注
③復旧・復興工事に係る円滑な施工の確保
（2）全国防災対策及び成長促進型公共事業の推進
①地震や洪水等による大規模災害に備えた予防的対策（全国防災対策）の推進
②我が国経済の成長の実現と地域活性化に資する高速交通基盤等の整備推進
③防災対策や成長促進型公共事業の効果・必要性等に関する広報活動の展開
（3）官民協働による防災体制の強化
①東日本大震災を踏まえた災害協定の拡充に向けた取組み

2．入札契約制度の改善
（1）総合評価方式の改善
①「二段階選抜方式」（WTO対象工事を含めた）試行拡大と、技術評価にウェイトを置いた競争
②高度技術提案では、加算方式を含む技術評価に優位な差が付く方式の導入と、施工体制確認型の全面的な導入
③地方公共団体のWTO対象工事等における総合評価方式の採用
（2）実効性のある低入札防止対策の導入・実施
①調査基準価格に基づく失格基準、国に準じた施工体制確認型方式等の導入
②調査基準価格の更なる引き上げ
③予定価格等の事前公表の廃止
（3）建設現場における生産性向上と適正利益の確保
①工期を守るための施策の一体的推進
②円滑な施工の確保と設計変更の確実な実施
③請負代金の適正な支払及び検査の簡素化・効率化等（受発注者協働による「総価契約単価合意方式」、「施工プロセスを通じた検査」、「出来高部分払」の改善と推進）
（4）公共建築工事における数量公開と契約数量化の推進
①数量公開のなお一層の推進及び公開された数量を契約数量とすることの本格的な実施

二〇一三年（平成二十五年）

1．社会資本整備の進め方
（1）事前防災・減災及び我が国経済の再生を図るための社会インフラ整備の促進
①東日本大震災被災地の復興加速に向けた取組み
②事前防災・減災のための土木・建築分野における国土強靭化の取組み、日建連との災害協定拡充に向けた意見交換等、災害対応力強化に向けた取組み
③経済成長と地域活性化に資する基幹的交通インフラ等の整備に対する考え方
④防災・減災対策や成長促進型公共事業の効果・必要性等に関する広報活動のあり方
（2）社会インフラの老朽化対策の推進
①土木界の力を結集した社会インフラの老朽化対策への取組み
（3）〝十五か月予算〟事業の迅速かつ円滑な施工確保

2．入札契約制度の改善
（1）総合評価方式の改善と低入札防止対策の充実
①二段階選抜方式のWTO対象工事を含めた試行拡大、また地方公共団体におけるWTO対象工事等における総合評価方式の採用
②予定価格等の事前公表の廃止、調査基準価格に基づく失格基準の導入及び国に準じた施工体制確認型方式の導入
（2）現場における諸課題の改善
①工期を守るための取組みの一体的推進
②請負代金の適正な支払の推進
③若手（監理）技術者を育成するため、監理技術者の要件緩和等の取組みの計画的推進
（3）公共建築工事における積算の改善
①数量公開における契約数量化の試行拡充と本格的な実施

次ページへ続く

二〇一四年（平成二十六年）

1. 社会資本整備の進め方

（1）公共事業の安定的・継続的確保
①国土のグランドデザインの策定、公共事業費の安定的・継続的確保
（2）国土強靭化、都市インフラ整備、災害対応力強化、広報活動の充実
①国土強靭化法に基づく計画策定及び整備の推進
②東京オリンピックを契機とした都市インフラ整備の計画的推進
③災害協定の充実等の災害対応力の強化（ＢＣＰ策定会社の活用、包括的災害協定の締結等）
④広報活動の充実（建設界が一体となった現場見学会の推進、整備効果の広報等）
（3）東日本大震災からの復興の加速
①復興に向けた街づくり、復興道路・復興支援道路、海岸堤防等の整備の促進
（4）インフラ老朽化対策の推進
①国や地方公共団体等におけるインフラ長寿命化のための「行動計画」及び「個別施設計画」の早期策定とこれに基づく戦略的な維持管理・更新の推進

2. 円滑な施工の確保と担い手確保の促進

（1）入札契約制度等の改善
①改正品確法の現場における的確な運用
②発注ロットの拡大、二段階選抜、一括審査方式の導入拡大
（2）現場における円滑な施工の確保
①各地域における発注の見通しや資機材情報の共有化の促進
②実勢価格を適正かつ早期に反映した積算
③工期の適切な設定と根拠の明確化、工事一時中止等の的確な運用
④設計変更やスライド条項を円滑かつ確実に実施するための取組みの推進
（3）担い手（技術者・技能者）の確保・育成
①監理技術者の確保・育成
②技能労働者の確保・育成
（4）公共建築工事の円滑な施工の確保

二〇一五年（平成二十七年）

1. 社会資本整備の進め方

（1）公共事業予算の安定的・継続的確保と円滑な施工確保
①公共事業予算の安定的・継続的確保
②平成二十七年度当初予算及び平成二十六年度補正予算の円滑な施工確保
③東日本大震災からの復興の加速
（2）社会資本整備の計画的推進と建設産業活性化・担い手確保等の推進
①国土強靭化基本計画、国土のグランドデザイン2050、インフラ長寿命化基本計画に基づく計画的な社会資本整備及び経済的ストック効果を重視した社会資本整備の推進
②建設産業活性化・担い手確保等のための環境整備の推進（適正利益の確保、労務賃金の適正な支払、社会保険加入促進、女性技能労働者の活躍推進等）
（3）災害対応力及び広報の強化
①災害対応力の強化
②発注者と一体となった現場見学会の実施拡大

2. 担い手確保・育成と円滑な施工の確保

（1）改正品確法の的確な運用
①運用方針の取組みの浸透・徹底
②多様な入札方式の導入
（2）適切な工期の確保
①準備期間の的確な運用
②適切な工程管理
（3）休日拡大に向けた環境整備
①適正な労賃の確保
②休日拡大に取り組むためのインセンティブ付与

3. 生産性の向上

（1）ＩＣＴ、ＣＩＭの全面的な活用
①ＩＣＴ土工の基準類の見直し
②ＩＣＴ土工の対象工事の充実（件数、規模等）
③ＩＣＴの活用拡大
④ＣＩＭ導入ガイドラインの活用
（2）コンクリート工の生産性向上
①現場打ちコンクリート工の生産性向上
②プレキャストの導入促進
（3）新技術（ロボット、ＡＩ等）導入環境の整備
（4）業務の効率化推進
（5）人材育成
①技術の伝承
②技術者の育成
③技能労働者の確保

二〇一六年（平成二十八年）

1. 社会資本整備の進め方

（1）公共事業予算の安定的・持続的な確保
①今後の地域づくりのための社会資本整備の考え方
②平成二十八年度当初予算及び平成二十七年度補正予算の執行
③東日本大震災復興にあたり、新たな「復興・創生期間」における取組み
（2）公共事業の円滑な施工の確保
①改正品確法の趣旨の浸透
②ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ（建設現場の生産性向上）への取組み
（3）災害対応力および広報の強化
①災害対応力の強化
②広報の強化

2. 担い手の確保

（1）適切な工期の設定と工程管理
①適切な工期の設定
②クリティカルな工程情報の共有化、的確な工程管理
③完全週休二日制を目指した休日の確保
（2）処遇改善・技術者の確保
①適正な労賃の確保
②技術者の確保
（3）適正利潤確保のための改正品確法の的確な運用
①運用指針の浸透拡大
②多様な入札方式の導入

3. 建設現場の生産性の向上（ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ）

（1）現場打ちコンクリート工の生産性向上
（2）プレキャストの導入促進
（3）ＩＣＴ活用に向けた三次元データの導入
（4）受発注者の負担の軽減
①書類の削減
②一括審査方式の拡大

4. 公共建築工事に係るマニュアル・ガイドライン等の地方公共団体等への浸透

二〇一七年（平成二十九年）

1. 社会資本整備の進め方

（1）公共事業予算の安定的・持続的な確保
（2）生産性向上―省人化のみならず魅力ある建設業実現のために―
（3）国民の期待に応える災害対応力
（4）広報の強化

2. 担い手確保の取組み

（1）改正品確法の的確な運用
①運用方針の取組みの浸透・徹底
②多様な入札方式の導入
（2）適切な工期の確保
①準備期間の的確な運用
②適切な工程管理
（3）休日拡大に向けた環境整備
①適正な労賃の確保
②休日拡大に取り組むためのインセンティブ付与

3. 生産性の向上

（1）ＩＣＴ、ＣＩＭの全面的な活用
①ＩＣＴ土工の基準類の見直し
②ＩＣＴ土工の対象工事の充実（件数、規模等）
③ＩＣＴの活用拡大
④ＣＩＭ導入ガイドラインの活用
（2）コンクリート工の生産性向上
①現場打ちコンクリート工の生産性向上
②プレキャストの導入促進
（3）新技術（ロボット、ＡＩ等）導入環境の整備
（4）業務の効率化推進
（5）人材育成
①技術の伝承
②技術者の育成
③技能労働者の確保

二〇一八年（平成三十年）

1. 働き方改革・担い手確保への取組み

（1）週休二日の実現に向けた環境整備
①自助努力の拡大
②技能者の労務賃金の確保
③発注者指定型工事の全面導入
（2）適切な工期の確保（工程の共同管理）
①条件明示の徹底
②工程の共同管理の推進
（3）人材育成
①技術者の確保
②技能者の育成・確保
（4）改正品確法の的確な運用
①運用指針に基づく様々な取組みの浸透・徹底
②多様な入札方式の導入

2. 建設産業の生産性向上（ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進）

（1）ＩＣＴ、ＣＩＭの全面的な活用
（2）コンクリート工の生産性向上
①現場打ちコンクリートの３ガイドラインの浸透
②プレキャスト（ＰＣａ）の導入促進
③仕様の統一
（3）新技術等の導入環境の整備
①新技術等の導入環境の整備
（4）業務の効率化推進
①提出書類の削減・簡素化
②ＩＣＴ等を活用した業務の効率化
③ＩＳＯの活用による受発注者の負担軽減

3. 公共建築工事に係る課題

（1）適正な工期の確保
（2）改正品確法の的確な運用

4. 公共建築工事に係る課題

（1）公共建築工事における適切な工期の確保
（2）官公庁施設整備に係る発注者のあり方に関する社会資本整備審議会の答申に沿った施策の推進

二〇一九年（令和元年）

1. 働き方改革・担い手確保への取組み

（1）週休二日の実現に向けた環境整備
①会員企業の自助努力の一層の推進
②発注者指定型工事の全面導入
③週休二日を可能にする適切な労務費等の確保
④「交替制週休二日」の検討
（2）適切な工期設定と工程管理
①条件明示の徹底
②工程の共同管理の推進
（3）人材育成
①技術者の確保（若手技術者の登用）
②技能者の育成・確保

2. 建設産業の生産性向上（ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進）

（1）ＩＣＴ、ＣＩＭの全面的な活用
（2）コンクリート工の生産性向上
①現場打ちコンクリート工の生産性向上
②プレキャスト（ＰＣａ）の採用促進
（3）新技術の導入環境の整備
①官民研究開発投資拡大プログラム（ＰＲＩＳＭ）の取組みの推進
②新技術の導入促進
（4）業務の効率化推進
①提出書類の削減・簡素化
②ＩＳＯ９００１活用による監督・検査業務の効率化
⑥請負代金支払の迅速化
⑦技術提案における技術の標準化の推進

二〇二〇年（令和二年）

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

2. 働き方改革・担い手確保への取組み（持続性）

（1）週休二日の実現に向けた環境整備
①会員企業の自助努力の一層の推進
②発注者指定型工事の全面導入
③技術者の確保（若手技術者の登用）（再掲）
④請負代金支払の迅速化
（2）多様な入札契約方式の導入
（3）公共建築工事における適正な予定価格の設定の効率化
③ＩＣＴを活用した業務の効率化
④入札参加に係る負担軽減

3. 品確法の適切な運用等

（1）運用指針に基づく様々な取組みの浸透・徹底
①設計変更等ガイドラインのより一層の浸透
②災害復旧における迅速・円滑な入札契約
③技術者の確保（若手技術者の登用）（再掲）
（2）適切な工期設定と工程管理
①適切な当初工期設定
②合理的な当初の工事発注
③施工中の工程の共同管理
（3）建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用促進等
①ＣＣＵＳの活用促進
②「労務費見積り尊重宣言」の取組み拡大
③会員企業の自助努力の一層の推進
（4）改正労働基準法の遵守
①積算への迅速な反映
（5）公共建築工事における働き方改革の取組みの推進

3. 建設産業の生産性向上（ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進）

（1）コンクリート工の生産性向上
①プレキャストの採用促進
②現場打ちコンクリートの生産性向上
（2）新技術の導入環境の整備
①官民研究開発投資拡大プログラム（ＰＲＩＳＭ）の取組みの推進
②ＥＣＩ方式等の導入拡大
（3）業務の効率化推進（ロス削減の徹底）
①入札・契約時の負担軽減
②施工中の負担軽減（提出書類の削減・簡素化）

緊急事態宣言を受け、オンライン会議にて開催

国土交通省地方整備局会場

日建連本部会場

ライブ配信画面

「公共工事の諸課題に関する意見交換会」の主な成果

「公共工事の諸課題に関する意見交換会」は、事前に会員企業へのアンケート調査を実施し、毎年五月～六月、全国九地区で開催しています。また意見交換会を受け、フォローアップ会議を毎年七・十一・一・三月に開催しています。その成果は、左記のように働き方改革、生産性向上など多岐にわたっています。

意見交換会の流れと近年の主な成果一覧

■委員会・部会活動成果
■現場へのアンケート調査
調査実施時の1年以内の竣工、施工中現場のおよそ1,500現場対象

会員の意見を **収集・整理**

公共工事の諸課題に関する **意見交換会**

国と連携

意見交換会 **フォローアップ会議**

国と連携

国と一緒に検討した **成 果**
発注者の制度改善

公共工事の諸課題に関する意見交換会
1. 開催時期等　毎年5月～6月、全国9地区
2. 発注機関　国（8地整・北海道開発局・沖縄総合事務局）、47都道府県、政令指定都市、高速道路会社、鉄道・運輸機構、都市再生機構、下水道事業団、水資源機構　等　＜オブザーバー：JR、電力会社、ガス協会＞

意見交換会フォローアップ会議
1. 開催時期　毎年7・11・1・3の各月
2. 出席者　国土交通省本省技術調査課、地方整備局、日建連の関係者
3. 検討テーマ　意見交換会テーマのフォローアップ

近年の主な成果（国土交通省関係）
- ●設計変更ガイドライン等の整備、改定（概算金額の提示等）
- ●低入札価格調査基準の見直し
- ●週休二日モデル工事の導入、拡大（2016年度～）
- ●機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（2016年7月）
- ●予備設計段階等におけるコンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項について〈現場打ちとプレキャストの仮設費等を含めたコスト比較〉（2017年4月）
- ●現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（2017年3月）
- ●流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン〈スランプ値12cm以上の活用〉（2017年3月）
- ●週休二日工事の労務費等補正の導入、改定（2017年度～間接費、2018年度～労務費、機械経費を追加）
- ●「工事関係書類の標準様式」の改定（2018年10月）
- ●各地方整備局における土木工事書類作成マニュアルの改定、工事書類適正化手引き等（2019年～2020年）
- ●直轄土木工事における適切な工期設定指針（2020年3月）
- ●国土交通省土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集（2020年3月）
- ●CCUS義務化モデル工事、CCUS活用推奨モデル工事の導入（2020年度～）
- ●「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の全国導入（2020年度～）
- ●遠隔臨場の試行導入（2020年度～）
- ●検査書類限定型モデル工事の全国試行拡大（2020年度～）
- ●全ての本官工事にて発注者指定型の週休二日モデル工事（2021年度～）

「公共工事の諸課題に関する意見交換会」とフォローアップ会議における制度改善の流れ

「公共工事の諸課題に関する意見交換会」とフォローアップ会議を経て、制度改善が発表され、次年度提案テーマが決定されます。

制度改善の流れは、左のフロー図のように国土交通本省、地方整備局、日建連土木本部の三者がそれぞれ提案と制度・現場改善を行っています。

また、フォローアップ会議の成果を他の発注機関に水平展開することにより、地方自治体や関係機関（高速道路会社、鉄道・運輸機構等）においても国に準じた制度の見直しが行われています。

意見交換会を通じた制度改善のフロー

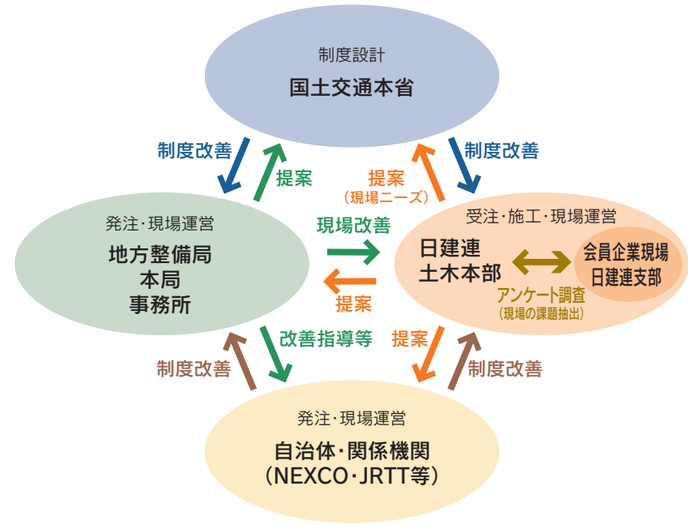

意見交換会 年間の流れ

5月・6月　地区別　意見交換会
6月　国土交通本省　報告会

↓

7月～3月 国土交通省・日建連フォローアップ会議

↓

制度改善・次年度提案テーマ

高速道路会社との意見交換会

日建連では、高速道路工事における入札・契約制度の改善、適切な設計変更、業務の効率化を図るため、NEXCO三社、首都高速、阪神高速の各高速道路会社との意見交換会を毎年開催しています。意見交換会には、高速道路会社から建設・保全部門の幹部が、日建連からは公共工事委員長をはじめ関係委員長、および高速道路部会委員が出席しています。

主な取組み成果

低入札対策への取組み

2011年～　低入札対策の実施
低入札防止策の導入、技術評価で差を付ける評価、加算方式の採用等（以降、順次国の低入札対策の水準にあわせて改定）【NEXCO、首都高速、阪神高速】

設計変更ガイドラインの適切な運用への取組み

2014年7月～　設計変更ガイドラインの改定
品確法改正を受けて、受発注者対等の観点から改定。2015年以降、受発注者への周知徹底を目的に、説明会開催とともに定期的な改定を実施。【NEXCO、首都高速、阪神高速】
従来の設計図書（仕様書・図面）では、割掛項目の仕様・数量等の詳細把握が困難なため、別途「割掛け対象表参考内訳書」を作成し、数量明示を実施。【NEXCO】

現場業務の効率化への取組み

2017年7月～　土木工事書類関係マニュアルの策定
マニュアルの中で「現場管理の留意点」として、組織や担当者による指示や対応の濃淡により生じる課題の解決事例を掲載。また、紙とデータの二重提出の解消等を目的とした運用ルールの策定【NEXCO】

2017年7月～　Kcube2（情報共有システム）の開発・機能改良
受発注者の業務の効率化を目的に、情報共有システムを開発。更に決裁機能の強化などの改良を実施。以降も、受注者の改善意見を反映し改良。【NEXCO】

2017年7月～　コンクリート施工管理要領等の改定
業務の効率化を図るため、NEXCO品質管理の基本である施工管理要領を見直し改定【NEXCO】

適正な工期と週休二日への取組み

2018年～　週休二日試行工事の実施
働き方改革に向けた取組みとして、週休二日試行工事を実施【NEXCO、首都高速、阪神高速】

2018年7月　適切な工期設定に関する取組み
組織や担当者の考え方のバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるよう「工事工程作成の手引き」を作成。また、適正な工程確保の推進を図るため、受発注者それぞれの責任分担、対応者および期限等を明確にした工程表の作成を実施。【NEXCO】

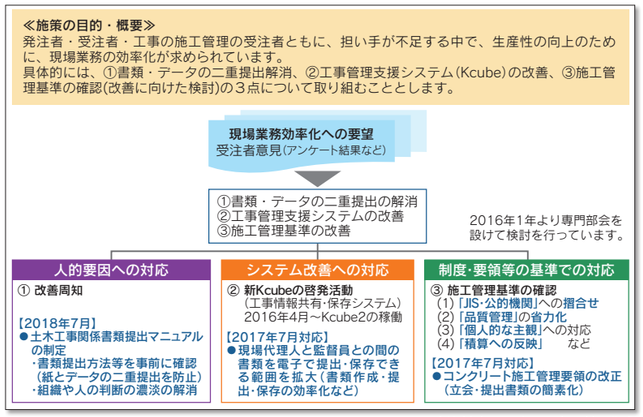

現場業務の効率化の問題意識　NEXCO西日本資料（2020年10月）を基に作成

意見交換会の様子

鉄道・運輸機構との意見交換会

鉄道工事委員会では、主として新幹線工事における入札・契約から工事施工・竣工にいたる一連の過程で生ずる様々な課題の解決に向けて、発注者である鉄道・運輸機構と毎年意見交換会を開催しています。

二〇二〇年度の要望事項と改善要望の具体的内容としては、左記の表の五項目となります。

これまでの取組みの成果として、総合評価方式の改善、積算要領・採用単価の見直し、設計変更ガイドライン等の制定、工事変更指示の改善、工事情報開示の改善、書類の電子化などが実施されています。

意見交換会での要望事項（2020年度）

要望事項	改善要望の具体的内容
1) 総合評価方式等契約関係	・技術提案項目数の削減等負担の軽減
2) 積算関係	・積上げ積算による適正な現場経費の計上 ・工事中止・急速施工等による増加経費の計上 ・実勢価格や施工実態と乖離した積算の是正 ・労基法改正に伴うトンネル積算要領の坑内作業時間見直しに伴う改訂
3) 設計変更関係	・設計変更ガイドラインの適切な運用による設計変更の実施 ・設計・施工内容および概案金額が明示された工事変更指示書の早期提示
4) その他	・設計図書の十分な精査と適切な着手見通しに基づく工事の発注 ・詳細な施工条件に基づく適正な工期の設定 ・迅速な事務処理・提出書類の簡素化による効率的な業務の推進
5) 今後の鉄道建設工事	・週休二日工事・CCUS活用等による担い手確保の取組み ・公共事業の基本となる品確法の理念等の確実な浸透 ・ICT活用・PCa採用による生産性向上の促進

社会資本整備の重要性に関するシンポジウムの開催

国民生活には、生活基盤の安全・安定を図ることが大切です。そのために、将来にわたり継続的に社会資本整備を進めていくことの重要性を国民の皆様にご理解いただけるよう、積極的な発信に取り組んでいます。

シンポジウム開催の様子（2020年11月10日）

第II部　パネルディスカッション
「これからの社会資本整備を考える」

パネリスト：
今村 文彦 教授
五道 仁実 次長
岡積 敏雄 政策秘書　（足立議員事務所）

ファシリテーター：
小池 剛　（日建連）

日時：2020年11月10日
場所：仙台勝山館
主催：一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人東北経済連合会
後援：東北地方整備局
協賛：日刊建設工業新聞社
日刊建通信新聞社
日刊建設産業新聞社
日本工業経済新聞社

第I部　講演

●ウィズコロナ時代の新たな国土づくりに向けて
足立 敏之／インフラ再生研究会代表（参議院議員）

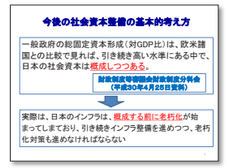

●大災害の時代に生きる―東北の復興と今後の防災
今村 文彦／東北大学災害科学国際研究所災害リスク研究部門
津波工学研究分野教授

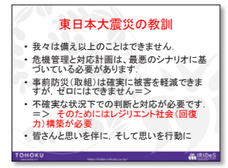

●国土強靭化の取組の着実な推進について
五道 仁実／内閣審議官兼国土強靭化推進室次長

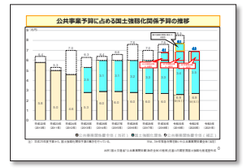

土木工事にかかわる技術者の確保・育成

日建連では、土木工学系の大学生を対象として、建設業界の実情とともに、シビルエンジニアの仕事、ゼネコンの魅力を伝える「出前講座」を、二〇一三年度から継続実施しています（二〇一九年度は、一九大学を対象）。出前講座では、土木工事技術委員会・土木技術研究部会委員が一大学二～三名体制で講師を分担し、映像による説明、その後、自身の経験や業務の現状の紹介を行い、学生との意見交換も実施しています。ゼネコンの仕事を正しく理解し、将来にわたって〝この仕事、この会社で働いて、間違いはなかった、よかった〟と感じられるよう、その人に相応しい仕事に就いていただくお手伝いをしています。

紹介映像「シビルエンジニアの仕事」

建設業の仕事をわかりやすく説明

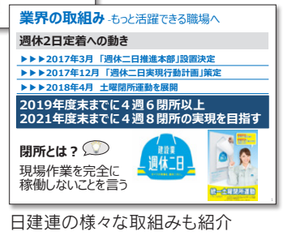

日建連の様々な取組みも紹介

出前講座 2019年度の実績　聴講者数 19大学1,735名

■千葉工業大学	工学部	■東海大学	工学部
■東洋大学	理工学部	■横浜国立大学	理工学部
■首都大学東京	都市環境学部	■芝浦工業大学	工学部
■群馬大学	理工学部	■長岡技術科学大学	環境社会基盤工学課程
■足利大学	工学部	■ものつくり大学	技能工芸学部建設学科
■東京都市大学	工学部	■関東学院大学	理工学部
■東京理科大学	理工学部	■東京農業大学	地域環境科学部
■日本大学	理工学部	■日本大学	生産工学部
■埼玉大学	工学部	■東京農工大学	農学部
■琉球大学	工学部		

電力・鉄道・海洋の各事業分野における活動

電力、鉄道、海洋などの建設技術に関する調査研究活動として、技術資料や施工事例などのデータを収集して取りまとめ、報告書として発刊するとともに、講習会等を開催しています。

電力

電力土木施設に関する様々な報告書を発行するとともに、新しい技術および工法を容易に検索できるシステムをWEB上で公開するなど、電力・エネルギー工事に関する情報の公開・普及に努めています。

主な取組み

2014年3月　「電力土木施設の耐震性向上に関する調査　報告書」発行

電力・エネルギー委員会では、東日本大震災直後の2011年4月より、電力土木施設の耐震性向上工事・技術を重要なテーマと位置づけ、その工事事例調査や技術情報収集を実施し、その調査結果をまとめ、報告書として発行しました。

主な内容　第1章　電力土木施設を取り巻く地震環境
第2章　電力土木施設の耐震性向上工事事例
第3章　新しい耐震性向上技術

2015年9月　「水力発電土木施設のリニューアル技術【増補改訂版】」発行

水力発電施設における増設、補強、補修および堆砂の除去などのリニューアル工事の事例を収集し、その技術情報を体系的に取りまとめた事例集を2008年3月に発行後、工事実績や関連技術を追加し、2015年9月、増補改訂版として発行しました。

主な内容　第1章　貯水池…排砂技術、貯水池への流入土砂軽減技術、環境の保全・改善等
第2章　ダム本体…堤体表面・堤体の補修・補強、ダム本体の嵩上げ、洪水吐ゲートの改良等
第3章　取水施設…堤体の穴あけ、堤内取水ゲートの改良・補修、堤外取水口の新設・増設
第4章　水路トンネル及び発電所関連施設…水路トンネル、水圧管路、発電所関連施設等のリニューアル技術

2015年9月　「電力土木構造物における健全性調査・診断および補修技術【増補改訂版】」発行

「水力発電土木施設のリニューアル技術（2008年3月）」に対して寄せられた意見を基に、電力土木構造物での維持管理のための健全性評価とその技術対策のため、調査研究成果を取りまとめ2011年3月に発行しました。
その後の関連技術や施工事例を追加し、2015年9月、増補改訂版として発行しました。水力のみならず、火力・原子力発電ならびに送変電土木施設等電力土木施設に適用実績のある、または適用可能な、健全性調査・診断技術と補修・補強技術についての事例を収集し、その技術情報を体系的に取りまとめています。

主な内容　第1章　電力土木構造物の特徴…電力施設の維持更新の実態、施設/構造物の劣化事象等
第2章　調査・診断技術…調査・診断の現状と問題点、調査・診断技術の紹介等
第3章　維持・補強技術…補修・補強の実態、施工計画事例、積算事例等
第4章　今後の展望…電力土木の保全対策、将来の技術の方向性等

2017年3月　「電力土木における情報化施工・ICT活用に関する調査」発行

最近のCIMやi-Constructionの進展状況などを踏まえて、電力土木施設の建設や維持管理における「情報化施工やICT活用」をテーマに、関連する工事事例や技術情報を収集・検討して、報告書として取りまとめました。
本報告書では、個々の技術がどのような場所で、どのような施設を対象としたものであるか、3D展開図上で関連付けて紹介するとともに、情報の流れについても図示するなど、ビジュアル化に工夫をしました。

2020年4月　「電力土木における新技術・新工法」の収集・公開

電力土木分野およびその関連する分野において、電力・エネルギー工事委員会加盟26社が提唱する新しい技術および工法を日建連ホームページで公開しています。

https://www.nikkenren.com/doboku/shingijutsu/

鉄道

土木本部に鉄道建設本部を置き、鉄道工事委員会が中心となって、鉄道の技術基準習得のための技術講習会、鉄道工事発注者との意見交換会、鉄道交通講演会、国土強靱化に資する鉄道新線の検討、インド高速鉄道など海外鉄道プロジェクトへの技術協力や調査研究、鉄道工事の働き方改革の推進などの活動を行っています。

鉄道建設工事技術講習会

2007年に鉄建協が鉄道固有の技術基準の理解促進と技術の承継のために開催し、日建連鉄道建設本部に引き継がれ現在にいたっています。これまでに延べ7,000人が受講しています。

鉄道建設工事技術講習会

技術講習会テキスト

鉄道交通講演会

2005年に鉄建協が鉄道の建設・整備と建設業界への理解促進のために開催し、日建連鉄道建設本部に引き継がれ現在にいたっています。これまでに16回開催され、鉄道新線の整備と国土強靱化、鉄道の将来像、まちづくりと鉄道、海外鉄道プロジェクトなどのほか、鉄道土木と写真、豪華列車と観光新時代、東京五輪輸送対策、文学と鉄道など多彩なテーマで講演を行っています。

鉄道交通講演会（2020年2月13日）

国土強靱化のための鉄道新線整備の検討

国土強靱化に資すると思われる鉄道路線について、整備計画や実現に向けての課題などを整理した検討成果をパンフレットにわかりやすくまとめています。

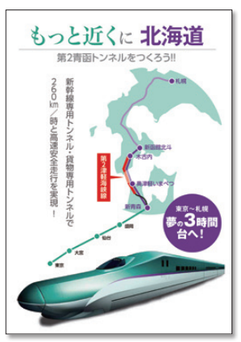

第2青函トンネル

四国新幹線

北海道新幹線（札幌・旭川間）

東九州新幹線（小倉・大分間）

海洋

豊かな資源、エネルギー並びに利用空間を有する海洋は、資源の乏しいわが国にとって、無限の可能性を秘めています。海洋開発委員会では、海洋開発建設技術の進歩と開発事業の促進に取り組み、報告書の発行や講演会の開催などを通じて、多くの経験と技術を蓄積するとともに広く周知し、次代の海洋開発建設に携わる技術者を育成しています。

海洋開発技術講演会

調査研究報告

年度		タイトル	発表者	部会名
2011	1	羽田空港処理容量拡大策の検討～滑走路増設とターミナル用地拡張の可能性～	水流正人	空港技術部会
	2	海洋管理の視点に立った遠隔離島の役割に関する検討	野口哲史	技術部会・海洋基本計画推進部会
	3	東日本大震災を踏まえた津波対策技術に関する検討	青野利夫	技術部会 津波対策専門部会
2012	1	羽田空港の容量拡大及び利便性向上策の検討	清水正巳	空港技術部会
	2	海洋管理の視点にたった離島の役割の検討	水流正人	技術部会
	3	東日本大震災を踏まえた津波対策技術の検討	前田涼一	技術部会 津波対策専門部会
2013	1	羽田空港ターミナル用地拡張策に関する検討	黒坂敏正	空港技術部会
	2	津波を知る技術、耐える技術、逃れる技術	真下秀明、青野利夫、秋山完幸	技術部会
2014	1	適切な維持管理と防災・減災対策により港湾インフラの強靭化をめざす	近本武、高橋正美	技術部会
	2	羽田空港の機能強化に向けた検討	水流正人	空港部会
2015	1	海洋開発委員会の調査研究概要	戸田和彦	
	2	洋上風力発電の事業化促進について	宮川昌宏	海洋基本計画推進部会
2016	1	海洋・港湾構造物の維持管理・リニューアル技術と新たな建設技術	中村泰、高橋正美	技術部会
	2	羽田空港の機能強化に向けた検討	水流正人、市川晃央	空港部会
2017	1	海洋基本計画推進部会報告	宮川昌宏、前田泰芳	海洋基本計画推進部会
	2	海洋開発委員会の歩み	戸田和彦	
2018	1	維持管理・リニューアル技術専門部会活動報告	近本武	技術部会
	2	今後の海洋開発に関連する建設技術専門部会活動報告	高橋正美	技術部会
2019	1	洋上風力事業化促進専門部会活動報告	宇佐美栄治	海洋基本計画推進部会
	2	空港部会活動報告	水流正人	空港部会

海洋開発技術講演会　特別講演

年度	タイトル	講演者	所属・役職等
2011	急展開する国際情勢と日本の対応	岡本行夫 氏	外交評論家
2012	海外建設市場における日本企業と土木技術者の使命	小野武彦 氏	土木学会 会長
	巨大プレート境界地震への備え	河田惠昭 氏	関西大学 社会安全研究センター長
2013	イプシロンロケット試験機の開発	徳留真一郎 氏	(独)宇宙航空研究開発機構 宇宙科学研究所 宇宙飛翔工学研究系准教授
	津波への備え	磯部雅彦 氏	高知工科大学 副学長
2014	未踏の地下世界－「ちきゅう」の挑戦－	平朝彦 氏	(独)海洋研究開発機構 理事長
	硫黄島・栗林中将への旅	梯久美子 氏	ノンフィクション作家
2015	海洋国家日本の未来	山田吉彦 氏	東海大学 教授
	クロマグロの完全養殖とその将来	升間主計 氏	近畿大学 教授
2016	巨大地震と火山噴火は活動期に入ったか	鎌田浩毅 氏	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授
	海の魅力、里海と漁師たち	中村征夫 氏	水中写真家
2017	アホウドリと日本人の太平洋進出	平岡昭利 氏	下関市立大学名誉教授
	AI、ロボットが同僚になる建設IoT時代がやってきた	家入龍太 氏	(株)イエイリ・ラボ 代表取締役
2018	6時だよ 全員退社！ 生産性を上げる黄金ルール	田中健彦 氏	ノンフィクション作家
	海のプラスチック汚染	高田秀重 氏	東京農工大学 教授
2019	南極で暮らす知恵 －エネルギーと建物－	石沢賢二 氏	日本極地研究振興会 理事
	イルカと話したい！－イルカの知能と言語能力－	村山司 氏	東海大学 海洋学部 教授

海洋開発技術講演会

海洋開発委員会報告書

発行年月	タイトル	担当部会	
2013年2月	海洋管理の視点に立った離島の利活用に関する調査研究報告	技術部会	
2013年2月	海洋開発技術に関する調査研究報告書(その2)	海洋基本計画推進部会	
2014年6月	津波災害を繰り返さないために-津波を知り、津波に耐え、津波から逃れる-	技術部会	津波対策専門部会
2015年3月	海洋・港湾構造物の維持管理・リニューアル技術調査研究報告書(2014年度)	技術部会	維持管理・リニューアル技術専門部会
2015年9月	新たな海洋産業等の創出支援に関する検討-海底鉱物資源、北極海航路の活用を支える拠点の検討-報告書(その1)	海洋基本計画推進部会	新たな海洋産業等創出支援専門部会
2017年3月	羽田空港の機能強化に向けた検討-中間報告-	空港部会	空港処理容量専門部会
2017年3月	海洋・港湾構造物の維持管理・リニューアル技術調査研究報告書(2016年度)	技術部会	維持管理・リニューアル技術専門部会
2017年6月	新たな海洋産業等の創出支援に関する検討-海底鉱物資源、北極海航路の活用を支える拠点の検討-報告書(その2)	海洋基本計画推進部会	新たな海洋産業等創出支援専門部会
2019年3月	海洋・港湾構造物の維持管理・リニューアル技術調査研究報告書(2018年度)	技術部会	維持管理・リニューアル技術専門部会
2020年3月	新たな海洋産業等の創出支援に関する検討-海底鉱物資源、北極海航路の活用を支える拠点の検討-報告書(その3)	海洋基本計画推進部会	新たな海洋産業等創出支援専門部会

建築

建築物が街をつくり、その集積が社会的資産に

日建連では、建築分野において技術開発から設計・施工まで幅広くかかわる総合建設業の立場から、これまで起きた様々な災害から得た課題および直面する地球環境問題等に対して建築が果たすべき役割の検討に多くの時間をかけてきました。

建築物は、そこに住まう人間を守り、活力ある生産・経済活動を支え、人々の生活と産業の基盤となるとともに、周辺環境にも大きな影響を与え、その集積としての街並みは、長い時間をかけて形成されるかけがえのない社会的な資産と言えます。会員企業の強い責任感と高い技術力を結集して、これからも次代に引き継ぐ建築・街づくりを目指します。

日建連建築宣言

2012年、「街づくり」「サステナブル社会」「建築文化の創造」への貢献を、「日建連建築宣言」として発表しました。

日建連建築宣言の公表

東日本大震災の発生以降、震災からの復旧・復興はもとより、安全・安心な生活環境の形成や低炭素・循環型社会の構築への社会的関心が高まっています。日建連は二〇一二年三月、技術開発から設計・施工までにかかわる総合建設業の団体として、今後の建築のあるべき姿と私たちがなすべきことを取りまとめ、「日建連建築宣言」を公表しました。

未来に引き継ぐ確かなものを

— 日建連建築宣言 —

建築物は、そこに住まう人間を守り、活力ある生産・経済活動を支え、人々の生活と産業の基盤となるものです。その存在は周辺にも大きな影響を与え、集積としての街並みは、長い時間をかけて形成されるかけがえのない社会的な資産です。

社団法人日本建設業連合会は、建築に幅広く関わる総合建設業の立場から、東日本大震災から得た課題及び直面する地球環境問題等に対して建築が果たすべき役割を踏まえ、次の基本方針のもとに、会員企業の強い責任感と高い技術力を結集して、次代に引き継ぐ建築・街づくりに取り組んで参ります。

基 本 方 針

1. 安全・安心の建築・街づくりに貢献します

安全・安心な建築には、人命を守るだけではなく、生活と産業、都市や地域の機能を守るという観点が求められます。私たちは、災害時にも建築物の機能が維持される構造・耐震技術の向上に努めるとともに、災害に強い街づくりの推進に向けた技術・知見の提供を通じて、ハード・ソフト両面から建築・街づくりの安全・安心の確保に取り組みます。

2. 低炭素・循環型社会の構築に貢献します

震災後の電力需給に対応しつつ、普遍的な地球環境問題の解決を図るためには、建築物の運用段階におけるエネルギー消費量の削減が大きな課題となります。私たちは、建築のゼロエネルギー化を目指して、既存建築物を含めたライフサイクルエネルギーの低減、計画段階から耐久性と更新性を考慮した長寿命化に取り組みます。

3. 世界に誇れる未来の建築文化を創造します

群として広がりを持った建築物が地域の文化的資源として受け継がれ、住民が誇りと愛着を持てる街づくりが求められます。私たちは、わが国の豊かな伝統と文化を再認識し、景観だけではなく土地・地域に適した材料と建築技術を用いて、それぞれの場所に相応しい建築・街づくりを推進します。

平成24年3月

社団法人日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS 建築本部
東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階
TEL 03-3551-1118 FAX 03-3555-2463

安全・安心の建築・街づくり

わが国は、世界の先進国のなかでも自然災害発生のリスクが最も高い国と言われています。台風や集中豪雨などによる風水害もさることながら、阪神・淡路大震災以来、全国各地で大きな地震が多発し、多くの物的、人的被害が生じています。

国の中央防災会議では、発生が切迫している東海・東南海・南海地震や首都直下地震による被害想定を行って、地震防災戦略を策定しています。国土交通省では、防災・減災のために既存建築物の耐震化の諸施策が打ち出され、地方自治体では災害時の避難施設、防災拠点など、公共施設の耐震化対策が進められています。

日建連では、耐震改修に対する考え方をより多くの方に広めるために、「耐震改修のすすめ」をホームページで公開し、また経験の浅い技術者向けの解説書「はじめての耐震改修工事」を発行しました。更に、「耐震改修事例集」を発行し、具体的な方策の必要性をアピールしてきました。

耐震改修のすすめ

頻発する地震被害からの教訓、巨大地震に対する備えから、耐震改修工事の進め方、更には耐震化に対する助成制度などを紹介しています。

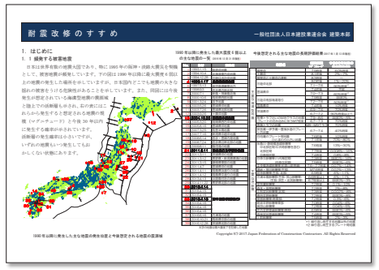

https://www.nikkenren.com/kenchiku/taishinka/

はじめての耐震改修工事解説書

耐震改修工事の経験がない若手・中堅技術者の教育用資料として、設計上の基礎知識から品質管理の留意点、最新の耐震改修工事技術までをまとめた解説書を作成しました。

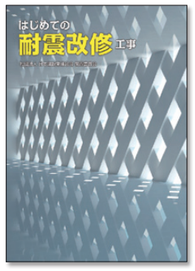

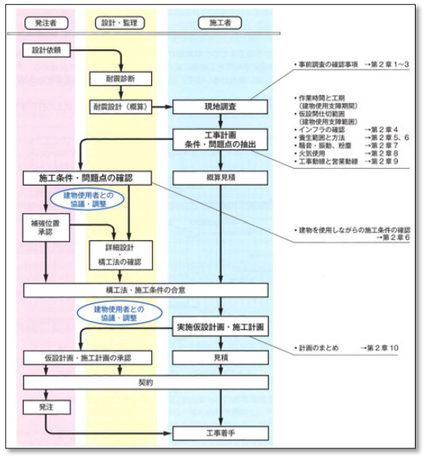

耐震改修事例集

建物所有者をはじめとする方々に向けて、実際の改修内容、工法・構法、実施までの経緯、診断の結果、改修の効果、コスト、発注者コメントなどを紹介しています。

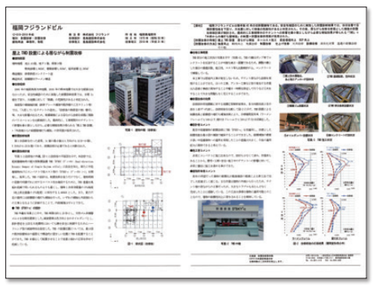

https://www.nikkenren.com/kenchiku/taishin_search.html

低炭素・循環型社会の構築

建築分野の使命として環境問題への配慮も必須となっている昨今、日建連では低炭素・循環型社会の実現のため、左記の取組みを進めています。

環境配慮設計の推進

CO_2排出量とCO_2排出削減量、CO_2削減率の推移

（建築設計委員会30社）

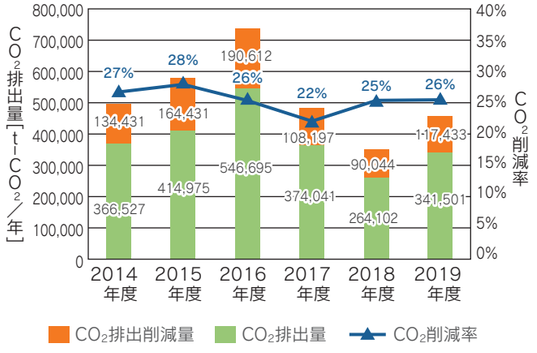

日建連作成「日建連会員各社における環境配慮設計（建築）の推進状況ー2019年省エネルギー計画書およびCASBEE対応調査報告書ー」を基に作成

会員企業は、施工会社として施工段階でのCO_2排出削減が求められる一方で、建築分野においては建物運用時（建物使用時）のエネルギー消費によるCO_2排出量がライフサイクルCO_2排出量の大部分を占めるため、省エネによる運用時CO_2排出削減に設計段階で取り組んでいます。
その推進を図るため、日建連建築本部委員会参加会社の設計施工案件を対象にCO_2排出削減量を推定把握し、省エネ設計の推進状況を定量的かつ継続的に把握する「省エネルギー計画書およびCASBEE対応状況調査」を行ってきました。

低炭素・循環型社会への貢献

再生骨材コンクリートとは

解体コンクリートに使用されていた砂利、砕石、砂を取り出して、それを新たな骨材「再生骨材」として利用したコンクリート

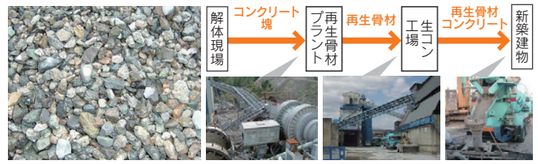

再生粗骨材　　再生骨材コンクリートの製造・供給フローの一例

H、M、L 再生骨材の3つの品質クラス
再生骨材には品質によって3つのクラスに分けられます。
Hクラス：普通骨材と同等の品質を有する再生骨材、
Mクラス：普通骨材よりもやや品質が低下する再生骨材、地下構造部に主に使用されることが多い。
Lクラス：Mクラスよりも品質が低下する再生骨材、製造コストが低く、製造にかかるエネルギーが最も少ない。

日建連では、再生骨材コンクリートの適用実績、供給体制、建物に使用する場合の実施環境について紹介し、再生骨材コンクリートの普及促進を進めています。

低炭素社会への貢献

コンクリート構造物の解体コンクリート塊は都心部で多く発生し、行き場を失いつつあります。一方、都心部で使用されているコンクリートの骨材は、主に遠方から運ばれています。都心部で発生したコンクリート塊を、身近なコンクリート構造物に使用することによって、骨材運搬に伴うCO_2を削減することが可能です。

循環型社会への貢献

解体コンクリート塊は有効な資源です。その中の骨材を、再び使用することで循環型社会に貢献します。更に、コンクリートに使用する天然骨材の使用量を削減し、自然環境保護に寄与します。

サステナブル建築事例集

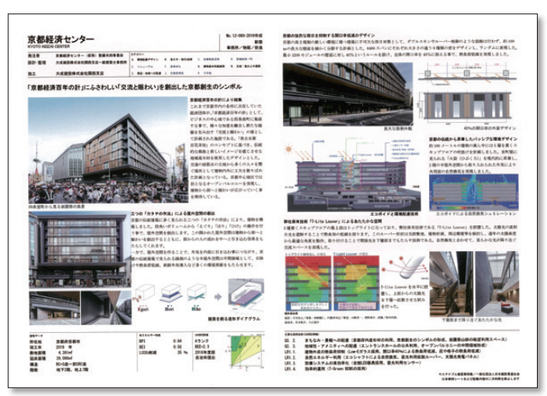

日建連会員企業の設計施工案件（新築、改修、保存等）のうち、特にサステナブル建築に取り組んだものを事例集としてまとめ、ホームページに掲載しています。省エネルギーや快適性の確保に高度な技術を導入した事例をはじめ、サステナブル建築としての性能とデザインや景観との高度な融合、免震・制振など建物の信頼性や長寿命に資する活動を有する事例など、事業企画、設計、施工、研究開発、運用・管理などに広く深く関わっている会員各社の取組みを示すものとなっています。

https://www.nikkenren.com/kenchiku/sustainable_search.html

世界に誇れる未来の建築文化を創造

日建連建築宣言に示された基本方針の一つである「世界に誇れる未来の建築文化の創造」に向けた活動の一環として、毎年、活躍中の建築家を講師に招き、建築を学ぶ学生、設計事務所や建設会社で設計業務に携わる若手を対象に講演および対談を行ってきました。

建築セミナー開催実績

2011年
テーマ：
『日本の建築』

2012年
テーマ：
『建築における世界と日本』

2013年
テーマ：
『地球のディテール』

2014年
テーマ：
『環境・建築・人間』

2015年
テーマ：
『居心地の良い公共建築』

2016年
テーマ：
『小さな風景から』

2017年
テーマ：
『動的設計論』

2018年
テーマ：
『関係性のデザイン』

2019年
テーマ：
『Essence Behind』

2020年
テーマ：
『「ふたつの予測不可能性」と「未体験な社会」』
講師：内藤廣氏

QCDSE全般にかかわる活動成果

施工管理におけるQuality（品質）、Cost（原価）、Delivery（工程、工期）、Safety（安全）、Environment（環境）を維持し、信頼を損なわないための活動を行っています。

受注にかかわる提案とひな型の提供

今日の建築にはニーズの高度化や多様化への対応が必要とされ、スピーディーかつ効率的な施工が求められています。

その結果、工事の実施体制やプロセスが多様化するため、それにあわせて設計をはじめ発注方式も多様化が進んでいます。日建連建築本部は会員企業がこのすう勢を見極め、会員企業をサポートする出版物の発行などの活動を行ってきました。

多様な発注方式

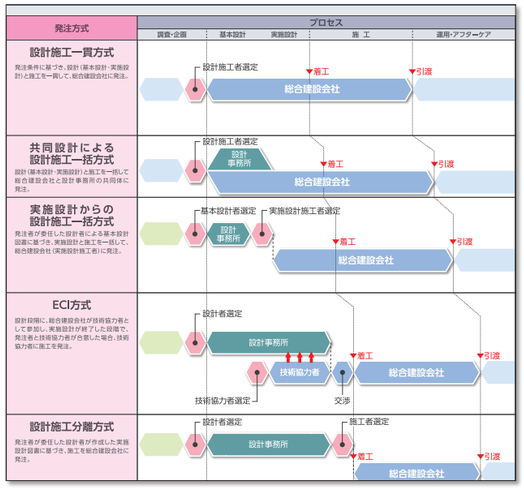

設計施工一貫方式は、品質、工期、コスト管理、環境配慮など総合的に発注者のニーズに応えることができるとともに、責任体制も一元化され、迅速かつ的確に対応できる発注方式といえます。

様々な発注方式の長所と留意点を明示するとともに、設計施工一貫方式の優位性を紹介する冊子を発行しました。

建築設備総合施工

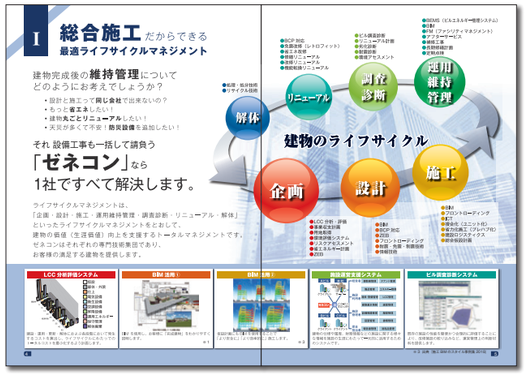

建築工事と設備工事を一体に行う総合施工は、品質、工期、コスト、サポートなど発注者や工事関係者にとって多くのメリットがあります。

総合施工だからできる最適なライフサイクルマネジメントについて紹介するリーフレットを発行しました。

設計施工契約約款

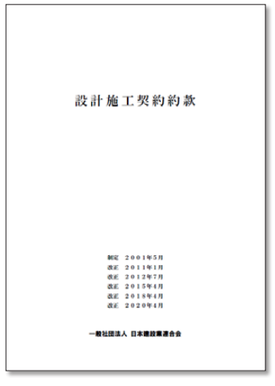

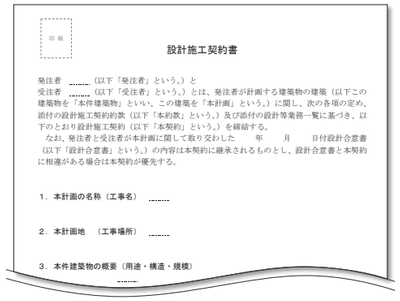

設計施工一貫方式における発注者と受注者の契約関係の明確化を図るため、2001年に初版が発行されました。その後2011、2012、2015、2018、2020年に改正を行い、販売してきました。

標準類の作成・普及による基盤整備

業界のデファクト・スタンダード（事実上の標準）となることを目指し、また、個社では困難な課題解決のために標準類を作成し、その普及を図ってきました。

鉄筋コンクリート造　配筋標準図

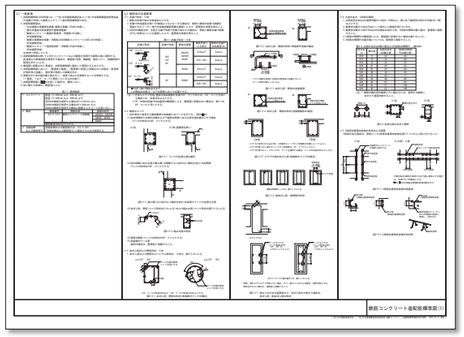

工事ごとによって異なる配筋標準図を使うことによる現場での混乱や配筋の誤りを減らすために、2012年に統一的な配筋標準図を作成しました。

その後、建設会社、設計事務所でも共通仕様として広く使用され、配筋図の追加依頼、鉄筋工事の現場からの追記要望などがあったことから、日本建築構造技術者協会（JSCA）と協働して2020年に改訂しました。

既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン

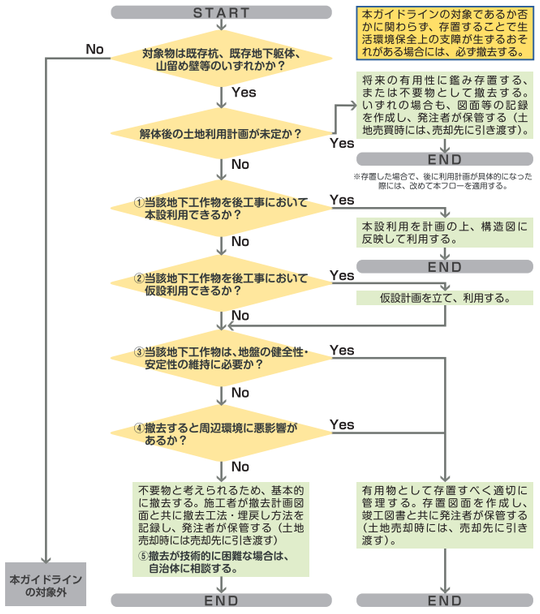

既存建物の解体撤去を伴う建築工事では、既存の杭・地下躯体・山留め壁等について、廃棄物に該当するか否か、撤去すべきか存置した方が良いか等の判断の目安が不明確です。本ガイドラインは行政・発注者・土地所有者・設計者・監理者・施工者が共通認識を持つことを目的として、判断の目安を提示しました。

施工品質の確保

既製コンクリート杭の施工管理記録が改ざんされていた事象が発覚したことを受け、杭の専門業者団体と協働で、杭施工の管理体制、施工記録の作成と報告等、再発防止のための管理指針を作成しました。

その後も指針を補完する技術的資料を公表してきました。

既製コンクリート杭施工管理指針

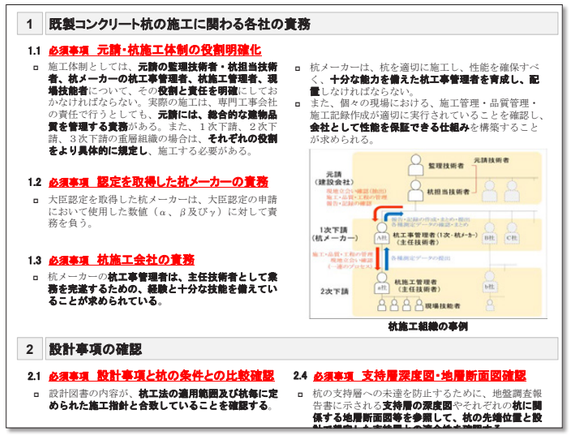

現業ニーズに的確に応える

建物種別、フェーズ、そのなかで担当する業務ごとに様々なトラブル発生の可能性があります。QCDSEをすべて満たしながらプロジェクトを完了するために、実務に役立つ解説・手引き・チェックリストなどが求められています。このニーズに応える刊行物などを制作し、広く提供してきました。

関西支部の刊行物出版活動

関西支部の建築委員会（旧関西委員会）は、日常業務において即戦力となる刊行物の編纂に注力しています。成果は会員企業やそれ以外の建設会社にまで提供され、編纂に当たった委員の方々のこれまで培ってきた知見・ノウハウが刊行物の形で幅広く還元されています。
また、各工事ごとの「施工計画書ひな形集」は、専門工事会社の多くが利用しており、省力化に貢献すると同時に元請側にも標準化によるメリットが生まれています。

関西支部の刊行物（2011年以降）

建築屋さんのための医療施設工事見積の解説	2020年 8月
設計図書の落とし穴（改訂版） ～確認しよう！契約前にこれだけは～	2020年 3月
建築屋さんのための外構工事見積の解説	2019年 6月
建築屋さんのための特殊工事見積の解説	2018年 6月
建築技術者のための 「建具・カーテンウォールの品質管理のポイント」	2018年 2月
タブレットの活用術	2017年10月
建築屋さんのための見積落ち防止の手引き	2017年 6月
建築屋さんのための概算見積手法の解説	2016年12月
施工計画書ひな形集（改訂版）	2016年10月
建築技術者のための生コン工場調査の着眼点	2016年 7月
建築技術者のための鉄骨製品検査の着眼点	2016年 6月
工法の変遷から学ぶ外壁タイルの施工と 保全管理のポイント	2015年 3月
建築屋さんのための杭工事見積の手引き	2015年 3月
イラスト『建築施工』改訂版	2014年11月
改修工事の落とし穴～事例から学ぶトラブル防止策～	2014年 3月
建築屋さんのための製作金物単価構成の解説	2014年 3月
はじめての耐震改修工事	2013年 1月
建築屋さんのための積算チェックの着眼点	2012年12月
建築屋さんのための鉄骨工事見積の手引き	2012年 7月
設計図書の落とし穴（旧版）	2011年11月
JASS5における積算時注意すべき事項の要点（廃版）	2011年 6月

情報セキュリティ

政府のサイバーセキュリティ月間にあわせて、建設現場特有の情報セキュリティのガイドラインや教育啓発資料を公表してきました。
その一つとして、情報機器の紛失盗難、現場写真の漏えい、図面紛失・報告遅延など「建設業界の情報セキュリティ5大脅威」と題し、情報セキュリティの重要性を視覚的に訴える動画を作成しました。また、現場の外国人労働者向けに多言語版（英語、中国語等）も作成しました。これらは日建連のYouTubeチャンネルにて公開されています。

日本語版

https://www.youtube.com/watch?v=S7ga49EL2RI

英語版

https://www.youtube.com/watch?v=vdy18UIjCkY

建築の魅力発信

これからの建築業界を支えてくれる担い手の確保のため、若い世代に建築の魅力を発信し続けています。

イラスト建築生産入門

建築を学ぶ学生に建築生産や施工を理解してもらうために、ものつくり大学と協働で作成しました。建築現場の着工から竣工、維持保全までのプロセスを建設業界の現状を反映し実践に基づいたストーリー仕立てにして、設計や施工技術者がどのように工事を進め、ものづくりに取り組んでいくのかを、イラストでわかりやすく紹介しています。
その後、海外の現地スタッフや国内の外国人技能労働者にも日本の建築生産を理解してもらうために英訳版も作成しました。

日本語版

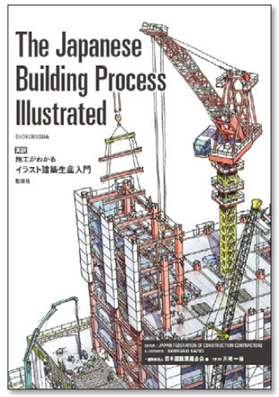

英訳版

作業所長による生産性向上に関する講演会・座談会

建設現場において作業所長のマネジメント力が極めて重要な役割を果たすことから、会員企業より推薦された、マネジメント力に優れた第一線の作業所長による座談会および講演会を開催しました。

広報誌「ACe 建設業界」2016年11月号
特集「生産性向上に関する座談会」に掲載の座談会

講演会の様子

建築設備エンジニアへの道 ～建設業で働くということ～

会員企業は、電気・情報・機械系の学科の学生を求めていますが、学生や就職関係者はそのことを十分認識していないのが現状です。そこで総合建設業への就職を促すパンフレットを作成し、工学系の大学へ配布しました。

環境

**低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を実現し、
持続可能な社会を目指すために**

建設業は、事業が社会に提供する「建造物」のライフサイクルを通じて、環境関連法規制の順守、環境負荷の低減、環境の保全、社会貢献活動などを実践し、持続可能な社会の構築に貢献する必要があります。

日建連では、建設事業を通じた「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の統合的な実現による、会員企業の更なる環境経営の充実を目指し、実施すべき内容を「建設業の環境自主行動計画」（現在第6版）に取りまとめています。

環境経営の充実

環境経営

建設業が国民の安全・安心な暮らしを支え、更には会員企業の持続可能性を高めるためにも、生物多様性にかかわる社会の一員として、生物多様性の主流化に資する取組みをよりいっそう推進することが重要な役割と認識し、活動を継続的に展開しています。

建設業の環境自主行動計画の策定

「建設業の環境自主行動計画」は一九九六年に策定されて以来、テーマごとに目標を設定して具体的な環境改善活動の拡充を図りながら、日建連および会員企業の取組みの指針として位置付けられてきました。

日建連では、建設業の社会的責任を果たしていくため、業界の環境活動指針である本行動計画に基づき、体系的かつ継続的な環境活動を展開しています。

「建設業の環境自主行動計画」見直しの経緯

1996年11月	日本建設業団体連合会、日本土木工業協会、および建築業協会で「建設業の環境保全自主行動計画」を策定。
1998年10月	「建設工事段階で発生するCO_2を、1990年度を基準として2010年までに12%削減すべく努力する」基本目標を掲げた「自主行動計画第2版」を策定。
1999年 4月	緑化の推進、CO_2以外の温室効果ガスの排出抑制を加えた「自主行動計画第2版（増補版）」を策定。
2003年 2月	項目を整理し、「自主行動計画第3版」を策定。
2006年 3月	一部目標の見直しを行い、「自主行動計画第3版（改訂版）」を策定。
2007年 4月	全体構成および重点実施項目の見直しを行い、「自主行動計画第4版」を策定。
2010年 4月	地球温暖化対策、建設副産物等に関する目標の見直しを行い、「自主行動計画第4版（改訂版）」を策定。
2011年 4月	上記3団体が合併し、（社）日本建設業連合会が発足。
2013年 4月	「環境経営」をベースに、重点課題への対応である「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つのフレームで「自主行動計画第5版」を策定。
2016年 4月	2020年目標を設定し、「自主行動計画第6版」を策定。

社会に向けたPR活動・環境教育の展開

日建連では生物多様性への取組みをよりいっそう推進するべく、「エコプロダクツ」への出展などのPR活動、環境資料作成や教育機関への環境教育の実施などに幅広く取り組んでいます。

「エコプロダクツ」への出展（2011～2015）

日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ」に旧日建連時代（2006年度～）から2015年度まで出展し、建設業の役割と建設業の環境活動について小中学生を中心とした一般来場者に広くPRを行いました。

2015年度出展「けんせつeco祭」の様子

出展テーマ（新日建連時代）

2011年度	「未来に向けたものづくり」
2012年度	日建連の建設エコひろば ―環境で新たな豊かさを創出する建設業―
2013年度	未来都市建設中 ―すべての建設にエコをプラス―
2014年度	探検！建設のせかい
2015年度	けんせつeco祭

教育資料作成と環境教育の実施

建設業が実施している環境への取組みを一般社会にPRするためのパンフレット「建設業の環境への取組み」を作成しました。
一般社会向け環境教育として神奈川県の高校や私立大学において、建設業の環境への取組みや生物多様性にかかわる取組み事例等について講義を実施しました。

建設業の環境への取組み

環境教育の様子

低炭素社会の実現

低炭素社会

日建連会員企業は建築工事受注額の約40%を設計施工一貫方式で受注しており、建物の企画・設計段階から関与しているため、省CO_2建物の設計を推進するとともに、その推進状況を定量的かつ継続的に把握し、温暖化対策に役立てています。
また、発注者・国等との省エネルギー性能に関する指標策定などの連携活動を推進しています。

施工段階での排出抑制

施工段階におけるCO_2排出量を一九九〇年度比で二〇二〇年度までに二〇%削減、二〇三〇年度までに二五%削減を目標としています。

数値目標はCO_2排出量とすると、生産活動の規模（＝施工高）に大きな影響を受けて削減活動の実態が把握しにくいため、施工高あたりの原単位（t-CO_2／億円）を目標値としています。また、日建連はこの取組みにおいて、経団連の「低炭素社会実行計画」に参画しています。

CO_2排出量原単位　削減率の推移

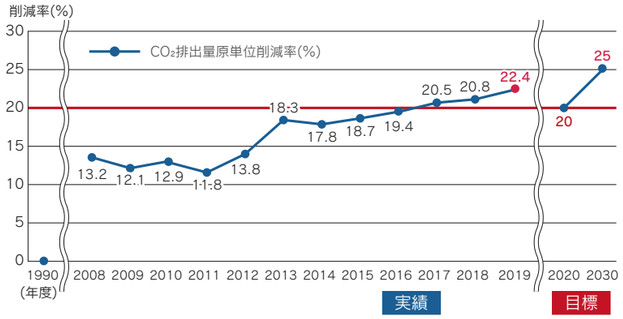

日建連作成「CO_2排出量調査報告書」を基に作成

業界内における省燃費運転の普及・展開

建設現場から発生するCO_2の約七割が軽油に起因していることから、日建連では二〇〇二年よりバックホウ、ラフタークレーン、ダンプを対象に省燃費運転研修会を実施しています。

また、その取組みが「二〇一九年度エコドライブ活動コンクール」にて審査員長特別賞を受賞しました。

省燃費運転研修会の実施

2002年度から実技研修、座学研修を計44回実施しています。

2019年度エコドライブ活動コンクール審査員長特別賞を受賞

エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の普及に関連した取組みとして、環境委員会温暖化対策部会が実施する省燃費運転研修会が独自の取組みとして評価され、2019年11月、審査員長特別賞を受賞しました。

地球温暖化防止活動の啓発

日建連では、地球温暖化防止活動の啓発のため、様々な刊行物やガイドラインを作成しています。

わたしたちにできる地球温暖化防止

低炭素型コンクリートの普及促進に向けて（2016年4月発行）

建設業におけるバイオディーゼル燃料利用ガイドライン（2019年4月改訂）

循環型社会への取組み

循環型社会

建設業は、国内全産業の約4割の資源を利用し、約2割の廃棄物を排出しています。
これらを削減するため、資源の有効利用、建設廃棄物の3Rを長年にわたり推進し、その結果、最終処分量が大幅に減少するなど、一定の成果を上げています。
建設業界としては、適正処理ならびに循環型社会の実現に向け、更なる建設廃棄物の削減とリサイクルをいっそう推進していきます。

建設廃棄物の対策

建設業は、これまで建設廃棄物の再資源化などの定着、最終処分量の減少などを進めてきました。

しかしながら、その一方で、建設廃棄物の不法投棄や不適正処理は、排出事業者責任の強化や監視体制の強化等により、投棄量・投棄件数とも減少傾向にはあるものの、いまだ顕在化している状況にあります。

こうした中、日建連では建設工事で発生する廃棄物処理の徹底や再資源化の促進を図るための資料を作成し、ホームページや冊子等で紹介しています。

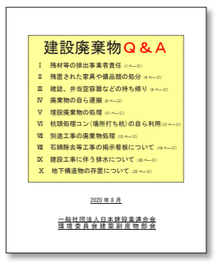

建設廃棄物Q&A

建築系混合廃棄物の原単位調査報告書

建設汚泥（建設泥土）の適正処理およびリサイクルの手引き

建設発生土等の対策

建設発生土は建設事業活動を通じて多くの工事で発生します。国土交通省の実態調査結果によれば、建設発生土の現場外排出量の六四％が工事間利用されておらず、更には、民間のストックヤードでの不適切な取り扱いが見受けられるなど、課題が明らかとなっています。

こうしたことからも、建設発生土は、施工計画段階における発生抑制と、工事施工段階で廃棄物との分別・分級などの適切な処理を行い、現場内利用や工事間利用のよりいっそうの推進を図ることが必要です。

また、汚染土壌への対策については、建設業者は土壌汚染対策法で対象となる汚染土壌や法対象とならない基準不適合土壌等の取り扱いについても適正な管理を行い、土壌・地下水汚染の拡散防止に努める必要があります。建設業者が汚染土壌を取り扱ううえで最低限必要な事項をコンパクトに取りまとめたパンフレットをホームページで紹介しています。

汚染土壌の取扱いについて

有害廃棄物の対策（石綿、PCB、フロン）

既存の建造物には、石綿やPCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質や、フロンのような温暖化係数の高い物質が存在しているケースが多くあります。

これらの有害廃棄物への適正な対応は国レベルでも大きな課題となっていることから、建設業の役割は大変重要です。

こうしたことから、これらの適正処理を推進するため、石綿除去等工事の掲示看板の様式集や石綿含有廃棄物表示テープ等の啓発資料を作成しました。

また、解体工事・改修工事で遭遇する建設廃棄物以外の特殊な廃棄物の取り扱いを紹介するマニュアル（第五版）は、建設業以外の企業を含め、幅広く活用いただいています。

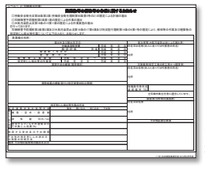
石綿除去等工事の掲示看板の様式集

石綿含有廃棄物表示テープ

特殊な廃棄物等処理マニュアル

自然共生社会の実現

自然共生社会

建設業が国民の安全・安心な暮らしを支え、更には会員企業の持続可能性を高めるためにも、生物多様性にかかわる社会の一員として、生物多様性の主流化に資する取組みをよりいっそう推進することが重要です。
このような観点から、事業活動を通じた生物多様性の保全およびその持続可能な利用を目指すとともに、建設業の魅力向上にも寄与する活動を展開しています。

「日建連 生物多様性行動指針」の策定

会員企業における生物多様性保全活動の更なる促進を図ることを主な目的に、「愛知目標」の達成にも資する、建設業独自の事業形態を踏まえた生物多様性保全活動の基本的な取組み事項を五つの行動として整理し、「日建連 生物多様性行動指針」を策定しました。

また、行動指針の内容をわかりやすく解説するとともに、具体的な取組み方や事例をあげることにより、新たな取組みの参考となること、あるいは既に取り組んでいる活動の発展・深化に資するための教育資料として「解説と具体事例」を作成しました。

「日建連 生物多様性行動指針 -解説と具体事例-」の作成（2017年9月）

生物多様性リーフレット作成

生物多様性の保全および持続可能な利用の促進に向けた建設業界の取組みを紹介するリーフレットを作成しました。

本リーフレットは、奥山自然地域、里地里山・田園地域、河川・湿地地域、都市地域、沿岸地域での建設工事において、生物へ配慮すべきポイントをそれぞれの地域ごとに整理しています。

リーフレットは現在五種作成しましたが、今後も新たな事例を取り上げていきます。

自然共生社会の構築に資する多様な関係者との連携

日建連では、多様な関係機関との連携を通じた建設業の環境保全の取組みの広報的な役割を果たすことも視野に入れ、様々な場を通じて建設業の取組みをPRしています。

連携活動の一覧

- 「経団連生物多様性宣言・行動指針（改定版）」への賛同（経団連生物多様性宣言イニシアチブ）
- 生物多様性民間参画パートナーシップへの参加
- 国連生物多様性の10年日本委員会にて連携事業に認定

「日建連による生物多様性活動の推進および普及啓発」にかかわる事業は、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」が推奨する連携事業として認定を受けています。

「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」連携事業の認定書

安全

建設工事に伴う各種災害の予防と公害防止、環境保全にかかわる啓発活動の実施

近年、建設現場における死傷事故は減少傾向にあるものの、ゼロにはいたらず、常に安全への闘いが続いています。

日建連では陸上および海上建設工事に携わる関係者の労働災害・職業性疾病の防止、交通・地下埋設物・火薬類にかかわる公衆災害の防止および公害防止・建設副産物管理、鉄道建設工事での事故防止に向けて、現場点検、教育資料の作成等を行っています。

更に、調査研究を行うとともに、優良な現場の表彰や教育・啓発活動により世代を超えて安全に対する意識を共有することで、安全の確保に努めています。

鉄道安全委員会による北陸新幹線現場パトロールの様子（2019年12月）

講習会・現場点検

安全委員会、公衆災害対策委員会、鉄道安全委員会の3委員会に分かれて、それぞれ会員企業の現場に対して安全点検や講演会・表彰、広報活動を行っています。

労働災害の推移（二〇一〇年～二〇一九年）

建設現場での労働災害は減少傾向にあるものの、死亡者数は依然全産業中トップの二六九人（二〇一九年）で、全体の約三分の一を占めています。また、死傷者数は製造業（二六、八七三人。全産業の二一・四%）、陸上貨物運送事業（一五、三八二人。一二・二%）に次いで建設業は第三位（一五、一八三人。一二・一%）です。

労働災害発生状況の推移（死亡災害）

（人）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
全産業	1,195	1,024	1,093	1,030	1,057	972	928	978	909	845
全建設業	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269
日建連会員	35	34	41	35	39	31	30	38	32	21

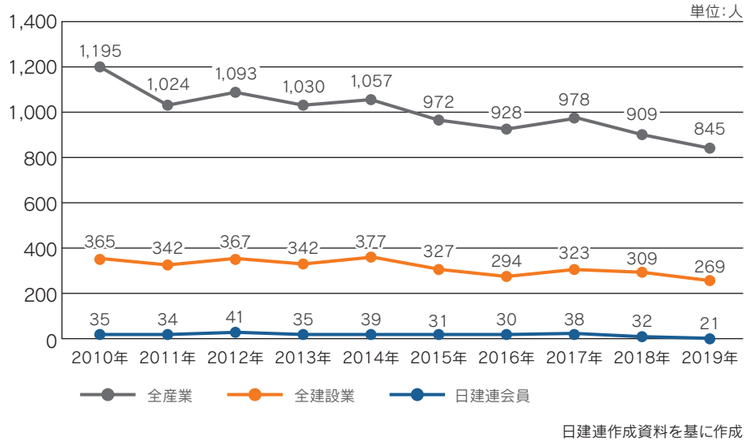

日建連作成資料を基に作成

表彰活動

公衆災害対策委員会では、交通・地下埋設物・火薬類・環境公害の各対策部会が現場点検を実施した事業場のうち、成績が優秀で他の模範となるものに対して表彰を行っています。

また、海洋工事での安全および環境対策等の推進を図るため、安全委員会では、優良な海洋工事の施工現場事務所等の表彰を行っています。

公衆災害対策委員会委員長表彰

建設工事に伴う交通・地下埋設物・火薬類に関連する公衆災害防止の着実な展開において優秀な成績をおさめた現場を表彰。

安全委員会海洋安全表彰

海洋工事現場の点検結果から安全衛生、環境対策について優良で他の模範となる現場を表彰。（写真は2019年度表彰 東亜・大林・菅原特定建設工事共同企業体護岸築造JV作業所）。

講習会・現場点検の実施

安全委員会、公衆災害対策委員会、鉄道安全委員会で現場点検や講習会を行っています。

講習会

公衆災害対策委員会

現場における事故防止、公害防止と建設副産物管理等の諸対策の着実な展開を図るため、交通、地下埋設物、火薬類、環境公害の各部会で講習会を開催。

現場点検

安全委員会 海洋安全部会

海洋工事現場での海上交通安全、安全の確保、環境保全および公害防止の徹底を図るため、複数の工事現場に対して現場点検を実施。

鉄道安全委員会

鉄道工事事故の防止および現場環境保持のための安全パトロールの実施（新幹線トンネル工事）。

広報活動

啓発のためのリーフレットや冊子の制作に加えて、安全意識を高めるための標語の募集や懸垂幕・ポスターの作成など、現場全体の意識を向上させるための広報活動を行っています。

安全委員会

2020年度 安全対策部会
災害防止対策特別活動
リーフレット

2020年度 衛生対策部会
粉じん障害防止月間
リーフレット

鉄道安全委員会

2019年度募集 鉄道工事安全標語
ポスターと短冊

公衆災害対策委員会

地下埋設物対策部会
ポスター

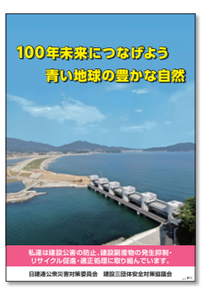

環境公害対策部会
ポスター

交通対策部会
懸垂幕

火薬類対策部会
ポケット版リーフレット

応災力

安全・安心な暮らしを守るために

東日本大震災以降も熊本地震等の地震、台風や集中豪雨等による河川の氾濫や大規模な土砂災害、高潮による沿岸地域の被害等が発生しています。

2015年4月、日建連は災害対策基本法に基づき、政府から「指定公共機関」に建設業団体として初めて指定されました。広域被害が発生した際の応急復旧等の活動とともに、これを円滑に行うために平時から体制を整えることが求められることとなりました。

災害対策委員会では、大規模災害への対応力強化と、会員企業の災害時における事業継続力の強化のための活動を行っています。

2018年7月西日本豪雨 東九州自動車道での復旧工事の様子

災害協定の締結と出動状況

東日本大震災以降、毎年のように発生する自然災害に対して、災害協定に基づく様々な要請に迅速かつ的確に対応しています。

日建連の災害対応と災害対策委員会活動

日建連は二〇一一年以降、二〇の災害について、緊急工事や資材調達の要請に対応してきました。活動は発災地域の支部が基本ですが、大規模な災害時には、発災地域から遠く離れた支部でも対応しています。

日建連各支部は、地方整備局とその管内の地方公共団体等と包括した災害協定を締結するなどして緊急工事などを行い、大規模災害時の対応の円滑化に取り組んでいます。

また、災害対策委員会では、防災業務計画や災害対応基準、各災害対応マニュアル等を整備し災害への対応の円滑化や建設BCPガイドラインを策定し、会員企業の事業継続力を高めるための取組みを行っています。

日建連支部の災害協定の締結状況

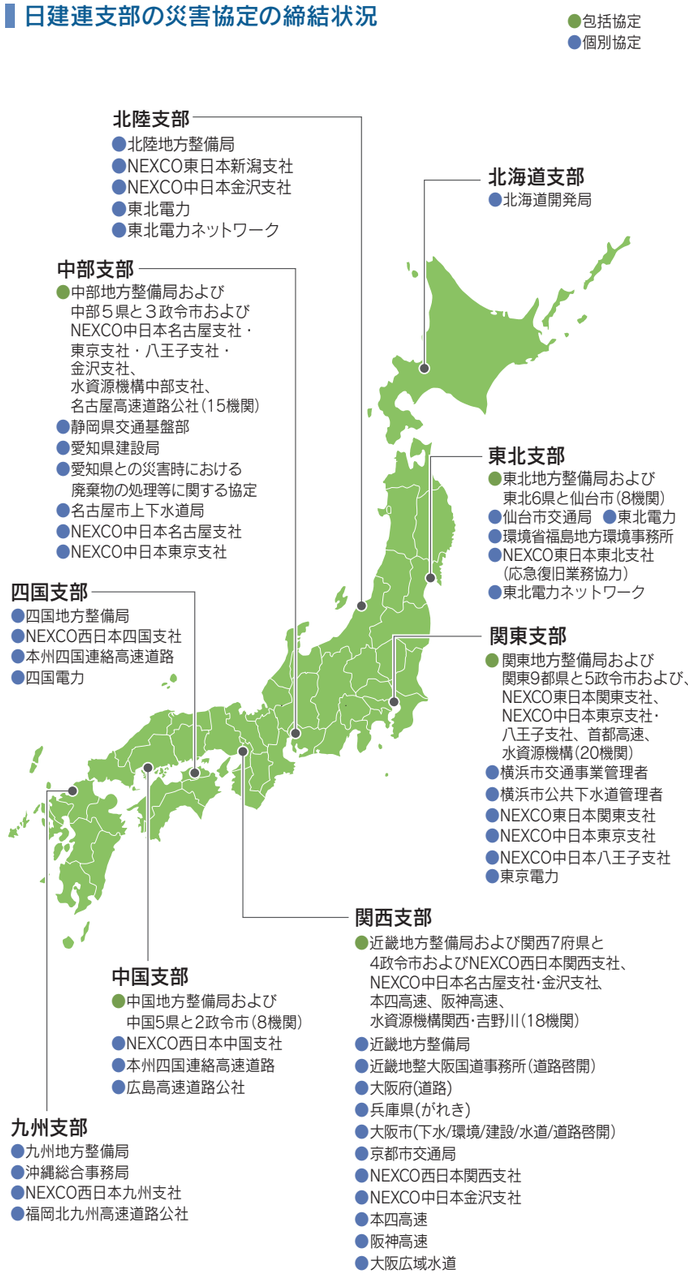

建設BCPガイドライン

防災業務計画

過去の出動

災害が発生した場合、日建連各支部では支部対策本部を設置し、要請に備えています。

2015年 関東・東北豪雨

茨城県常総市での鬼怒川堤防決壊の様子
（写真提供：国土交通省関東地方整備局）

茨城県常総市での鬼怒川堤防での応急復旧工事
（写真提供：日刊建設通信新聞社）

2016年 熊本地震

熊本城の被害の様子

復旧活動

2018年 7月西日本豪雨（平成30年7月豪雨）

北九州自動車道 街道下の道路の決壊の様子

宮崎自動車道での復旧工事

東九州自動車道での復旧工事

2019年 台風15号（房総半島台風）

復旧作業における建設資材調達および運搬作業の様子

2019年 台風19号（東日本台風）

復旧工事開始直後の千曲川氾濫の様子

千曲川での復旧工事

広報活動

建設業への理解促進のために

日本の少子高齢化はますます進み、建設業における担い手の確保・育成と生産性向上は待ったなしの状況です。また、2011年の東日本大震災を契機に、国土のグランドデザイン、国土強靱化基本計画、インフラ長寿命化基本計画といった一連の計画から中長期の視点による社会資本整備の基本的方向が提示されました。

日建連はこれらの背景を踏まえ、行政、学会等と連携した広報活動を展開し、社会資本の役割、整備の必要性等について広く社会の理解を得るよう努めるとともに、建設業界の環境改善を若年層に広く伝えていきます。

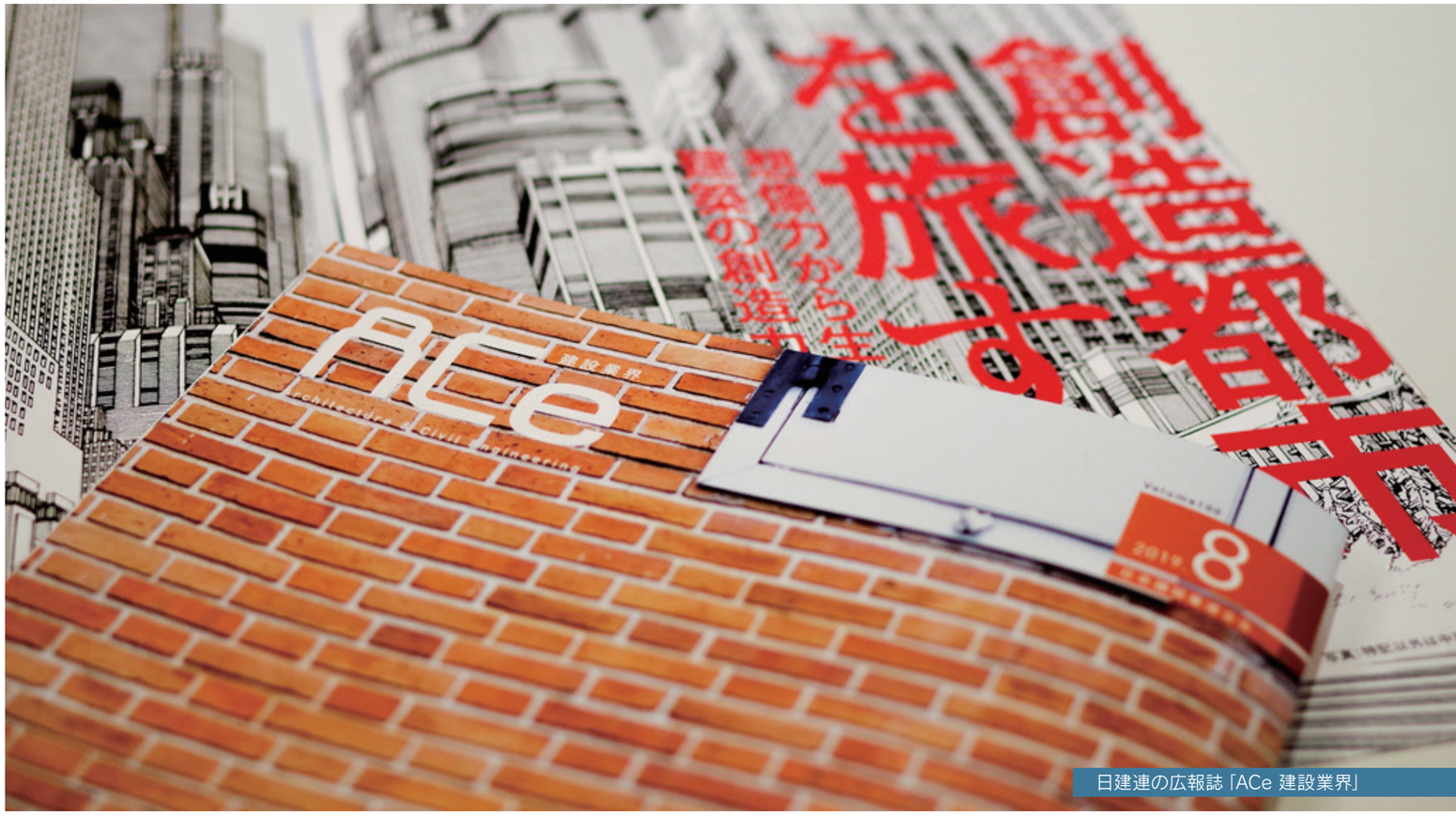

日建連の広報誌「ACe 建設業界」

広報誌の発行

新日建連となる以前から発行されていた土工協の「CE」、BCSの「築」の流れを踏襲し、2011年5月に「ACe 建設業界」が創刊されました。

日建連の広報誌「ACe 建設業界」

建築のArchitectureと土木のCivil Engineeringを合体した「ACe」として二〇一一年五月に第一号が発行されました。二〇一九年八月の一〇〇号を機にフルリニューアルを行い、社会資本整備の重要性、総合建設業としての役割と意義を、会員企業各社の現場最前線の取材等を通じて発信し続けています。

2011年5月の創刊から、2021年3月現在までに119号を発行

会員企業の現場を取材し、タイムリーな特集記事を制作

ACe別冊

国土強靭化を特集した東日本大震災後のACeは別冊として発行

座談会等の特別号

日建連の活動で特に重要な特集記事については抜き刷り別冊として発行

学生・子ども向け広報活動

建設業への理解促進のために、若年層へ向けた情報発信を行っています。近年は職業を選ぶ際に必要となる知識や情報を多く発信し、小学生や中学生に向けたコンテンツも数多く制作しています。

日建連の学生・子ども向け広報活動

工学部系大学生向けの「ACe FOR STUDENTS」では、建設業に携わる人物に焦点を当て、実際に取材を通じた誌面づくりを行いました。

また、小学生や中学生には科学技術館「建設館」の運営や建設館での「けんせつフェスタ」イベント開催、身近な建物や構造物から建設を学ぶ「けんせつタウン」WEBサイトの制作などを通じて、建設業と触れ合うきっかけづくりを行っています。

学生向け情報誌「ACe FOR STUDENTS」

イベント「けんせつフェスタ」

2012年開催時の様子

2013年開催時の様子

2013年ポスター

科学技術館「建設館」の運営

ワークショップの様子

入場口に広報パネルを設置

WEBサイト「13歳のハローワーク」

作家・村上龍氏の著書より生まれた子ども向け職業サイトに、総合建設業をわかりやすく紹介した記事を掲載

WEBサイト「けんせつタウン」

子ども向けWEBサイト。子ども向けイベント「けんせつフェスタ」と連動して運営

市民現場見学会

全国の建設現場を広く公開し、総合建設業の仕事の一部を紹介しています。
施工中の構造物や建築物を間近で見られる貴重な体験です。

市民現場見学会の実施

会員企業の協力により、毎年多くの市民現場見学会が開催されています。新日建連となる以前から行われていた市民現場見学会は、二〇一七年に参加者延べ三〇〇万人を達成しました。

市民現場見学会　実施状況

新日建連発足から（2011年4月～2020年12月）の実施状況

	会員企業主催		日建連本部主催		日建連支部主催		合計	
	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)
土　木	38,018	915,360	93	2,677	333	15,284	38,444	933,321
建　築	3,857	145,092	76	2,468	74	5,366	4,007	152,926
合計	41,875	1,060,452	169	5,145	407	20,650	42,451	1,086,247

【参考】2002年11月～2020年12月の実施状況

	会員企業主催		日建連本部主催		日建連支部主催		合計	
	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)	回数(回)	参加人数(名)
土木・建築合計	93,181	3,096,576	438	30,203	1,258	173,842	94,877	3,300,621

参加者300万人達成

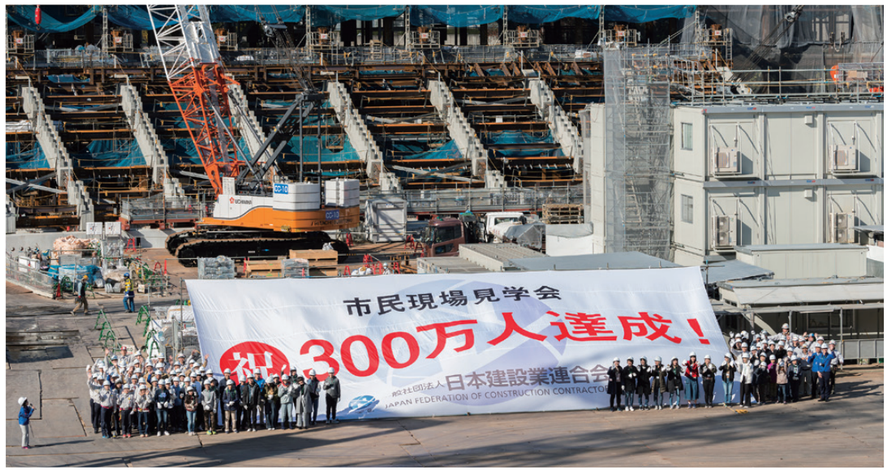

2017年11月、参加者300万人達成を記念し、東京・新宿区の新国立競技場整備事業の現場で見学会を開催

工事主任による現場説明の様子

けんせつ小町たちが参加者を案内

その他の広報活動

日建連の活動は建設業にかかわる多くの関係者との連携で成り立っており、
様々なステークホルダーに対し情報発信を行っています。

日建連の様々な広報活動

日建連の活動については、ホームページを中心に様々なツールを活用して情報発信を行っています。なかでも、「建設業ハンドブック」は建設業界の基礎的なデータを集約し、毎年発行しています。

また、会員企業やマスコミ機関、有識者等との交流のため、新春懇談会も開催しています。

建設業ハンドブック

ホームページ

https://www.nikkenren.com/

広く一般に向けた広告

新春懇談会の開催

新型コロナウイルス感染症対応

工事を円滑に進めつつ行う感染症対策

2019年12月に中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、感染が全世界的に広がりを見せています。日本でも2020年に初めての感染者を確認、その後多くの感染者と死亡者が発生するなど、医療現場はかつてない混乱に陥りました。

海外からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限を行うのみならず、ニューヨークやロンドンではロックダウンが実施され、必要不可欠な場合以外の外出が禁止されました。日本でも緊急事態宣言が発令され多くの国民が生活様式の変容を迫られました。

建設業でも工期の遅れなど様々な影響を受けましたが、現場では感染症対策を行い、円滑に運営を継続しています。

多様な飛沫防止グッズを常備し、感染症対策を実施している建設現場

新型コロナウイルス感染症対策における日建連の取組み

日建連では、新型コロナウイルス感染症から会員企業の社員と技能者の生活を守りながら「建設現場」を運営・管理していくことを目指し、様々な取組みを行っています。

ガイドラインの策定

日建連は大手元請建設業者の団体として、下請企業を守り、技能者の生活を守りながら「建設現場」を運営・管理していくことを目指し、「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」や「新型コロナウイルス感染症対応建設ＢＣＰガイドライン」を策定しました。

感染予防ガイドラインは、感染予防対策のための体制の整備や現場における感染拡大防止のための基本的な考え方や対策、国土交通省の公共事業、入札契約に関する対応をまとめたものです。

建設ＢＣＰガイドラインは、会員が感染症ＢＣＰガイドラインを作成する際の参考となるよう、会員に蓄積されたノウハウを集積・整理したものです。

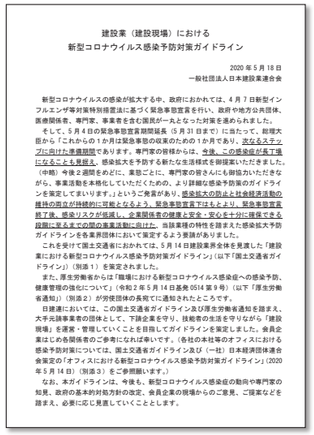

建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

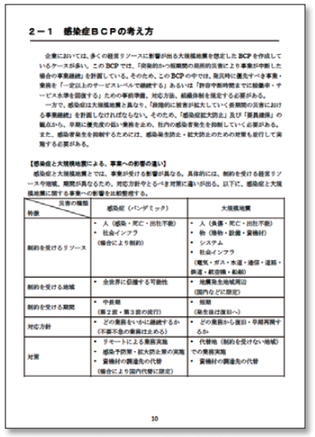

新型コロナウイルス感染症対応建設BCPガイドライン

建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き

新型コロナウイルス感染症にかかわる一回目の緊急事態宣言に前後して、政府は二〇二〇年四月三十日に第一次補正予算を、また六月十二日には第二次補正予算を成立させ、様々な支援制度を策定し、各省庁においてこれらの支援策が実施されています。日建連においては、五月十八日に策定した「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を補完するものとして、建設業にかかわる事業者・労働者それぞれの立場に立ったわかりやすい手引きを取りまとめました。

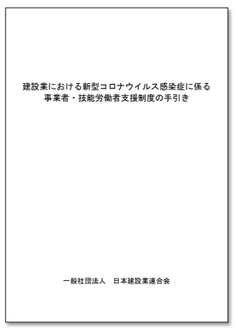

建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き

内容

Ⅰ. 下請事業者に対する支援策
　1. 助成金・給付金
　2. 資金繰り
　3. 税等

Ⅱ. 下請企業と雇用関係にある技能労働者に対する支援策
　1. 助成金・給付金
　2. 資金繰り

Ⅲ. 作業所でフリーランス・一人親方として就労する技能労働者に対する支援策
　1. 助成金・給付金
　2. 資金繰り
　3. 税等

Ⅳ. 元請企業に対する支援策
　1. 助成金・給付金
　2. 資金繰り
　3. 税等

現場での対応

会員企業の現場では、消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理、作業・打ち合わせ時のマスク着用等、政府の対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて様々な取組み・工夫が実践されました。また、遠隔臨場の積極的な導入を発注者とともに進めています。

マスクの着用と検温

3密を避けた朝礼

WEBカメラを利用した遠隔臨場

現場

映像と音声で通信

発注者事務所

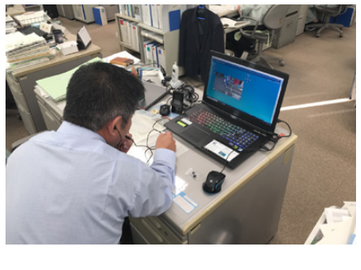

意見交換会での提言と座談会

国交省の地方整備局等との共催による二〇二〇年度「公共工事の諸課題に関する意見交換会」において、担い手の確保や生産性向上、働き方改革などの課題に加え、今年度は新たに「ブレイクスルーするための新たな展開」と題し、従来の枠組みを超えた建設業の「未来」について、広範な議論が展開されました。

そのなかでも特に新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、ＤＸやデジタルイノベーションを推進するチャンスにしようという認識を官民を超えて共有することができました。

そこまでの経緯について、土木本部所管の四委員会の委員長が意見交換会の進行役を務めた土木運営会議議長とともに振り返る特別座談会が開催され、その内容が広報誌「ＡＣｅ 建設業界」（二〇二〇年九月号）に掲載されました。

特別座談会「コロナ対策を改革の追い風に」
（広報誌「ACe 建設業界」2020年9月号掲載）

第3章

全本部長・委員長からのコメント

復旧・復興対策特別委員会

委員長
宮本 洋一
清水建設株式会社 会長

復旧・復興対策特別委員会は、東日本大震災で被災した地域の迅速な復旧・復興に、日建連の総力を挙げて取り組むため、二〇一一年二月に設置されました。

当委員会は、これまで、会員企業や現地作業所との連携により、復旧・復興事業の円滑な執行や工事の施工にかかわる調査・検討を行い、国や地元自治体などの関係機関に要望・提言をしてまいりました。

こうした活動に対する発注者、地元自治体、住民の皆様のご理解とご協力により、会員企業は培ってきた技術やノウハウを存分に発揮し、復旧・復興事業の一翼を担うことができたと考えています。

本年、震災の発生から一〇年目の年を迎え、主たる公共インフラの復旧・復興も堅調に進捗してきたことから、当委員会は二〇二〇年度をもちまして活動を終えることとなりますが、日建連は今後も引き続き、被災地の復興支援に貢献してまいります。

電力対策特別委員会

委員長
押味 至一
鹿島建設株式会社 社長

電力対策特別委員会は、東日本大震災および福島第一原発事故の発生を受け、放射性物質の除染等に日建連の総力を挙げて取り組むため、二〇一二年二月に設置されました。

当委員会では、中間貯蔵・除染部会と電力部会の二部会を設置し、環境省との緊密な連携の下、放射性物質の除染、中間貯蔵施設の整備、除染土壌の輸送等にかかわる諸課題に取り組むとともに、わが国のエネルギー政策に関する調査研究を行ってまいりました。

国、自治体をはじめ多くの方々のご努力により、福島の復興、被災住民の皆様の帰還に向け着実に事業は進展しておりますが、当委員会の活動もその一助になったのではないかと思います。

震災の発生から一〇年を迎え、所期の目的を概ね達成したことから、本年度をもって当委員会は廃止となりますが、日建連は今後も福島の復興のために尽力してまいります。

総合企画委員会

委員長
相川 善郎
大成建設株式会社 社長

総合企画委員会は、建設業をめぐる社会経済情勢の変化への対応と建設業のあり方に関する検討、各種方針の策定を目的として、政策部会、法務部会、PFI部会、コンプライアンス部会を設置し、多岐にわたる調査研究に取り組むとともに、法改正に対する意見の集約や解説書の作成、PPP・PFIにかかわる関係各所への要望等の活動を進めております。

二〇一五年度には、二〇五〇年に向けた建設業のあるべき姿、二〇二五年に向けた建設市場および労働市場の見通し等を深耕し、「再生と進化に向けて―建設業の長期ビジョン―」を策定いたしました。

また、二〇一七年度には就労環境の向上につながる施策として、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」「働き方改革推進の基本方針」を取りまとめ、周知・徹底に努めております。

二〇二〇年度には新型コロナウイルス感染症の建設市場への影響に関する分析も行ったところであり、今後も時代に即した活動を展開してまいります。

日建連表彰委員会

委員長
宮本 洋一
清水建設株式会社 会長

日建連は、二〇一一年の新・日建連の発足以降、土木・建築の両分野に活動の場が拡がっていることを踏まえ、新たな表彰制度を設けることとしました。

新しい表彰制度の創設にあたっては、建築分野における「BCS賞」の伝統の継承と土木分野における表彰の独自性の追求をテーマに、ゼロベースで検討を重ねました。そして、二〇一九年七月には、土木賞およびBCS賞からなる「日建連表彰」が創設され、それに伴い、当委員会が設置されました。

「日建連表彰」の第一回目となる二〇二〇年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、選考を一時休止するという事態に見舞われましたが、土木賞の一一件とBCS賞の一五件を合わせて、二〇二〇年十二月、無事合計二六件の表彰を決定いたしました。

当委員会は、「日建連表彰」を建設業界の権威ある賞として定着させ、育成していくとともに、本賞を通じて建設業への理解を促進することで、建設業の更なる発展に寄与してまいります。

広報委員会

委員長
佐々木 正人
株式会社竹中工務店 社長

広報委員会では、建設業に対する社会的理解の促進、イメージアップを図るため、広報誌「ACe 建設業界」の発行、ホームページの運営、市民現場見学会の開催などの積極的な広報活動を展開し、大きな成果を上げてきました。特に市民現場見学会は大変な好評をいただいており、二〇〇二年の開始以来、学生、一般市民等を中心に三〇〇万人を超える方々にご参加いただきました。小中学生を対象にけんせつ小町が活躍する現場を見学し、建設の仕事を体験していただく「けんせつ小町活躍現場見学会」は夏休みの恒例行事として定着しています。

一方、将来の担い手確保・育成や生産性向上に向けた様々な日建連の活動についても、広報誌やホームページなどを活用し、継続して情報発信していくとともに、他団体や会員企業広報との連携を図りつつ、これからも幅広い広報活動を行っていきます。

環境委員会

委員長
櫻野 泰則
株式会社熊谷組 社長

社会資本の整備を使命の一つとする建設業は、地球規模で環境問題が深刻化するなか、「環境経営」「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」をテーマに、持続可能な社会を目指すために必要な建設業における環境関連の中期的計画として「建設業の環境自主行動計画」を一九九六年十一月に策定しました。以来、計画の改訂とともに必要な活動を展開してきました。

ライフサイクルを通じた環境関連法規の順守、環境に配慮した設計の促進、施工段階並びに設計・運用段階における温暖化防止対策の普及促進、3Rの取組みの推進、生物多様性の意識向上等、環境関連の活動は着実に建設業界に定着してきました。

今後も建設業の社会的責任を果たしていくために、環境自主行動計画に基づく体系的で継続的な環境活動を展開していきます。

労働委員会

委員長
今井 雅則
戸田建設株式会社 社長

労働委員会は、建設技能者の確保・育成、外国人技能者の適正な受入れ、技術者も含めた労働環境の改善に向けた活動を推進しています。

建設技能者の確保・育成については、二〇一四年に旧日建連時代に策定した提言を改訂し、「社会保険加入促進要綱」（二〇一五年三月）、「労務費見積り尊重宣言」（二〇一八年十二月）、「建退共制度の完全実施の推進について」（二〇二〇年四月）などの取りまとめ、「快適職場認定（二〇一六年までは快適職場表彰）」の実施、「女性技能労働者活用方策」および「アクションプラン」（二〇一四年三月）の取りまとめなどを行っています。

外国人技能者については、二〇一九年四月に特定技能外国人制度が創設されたことを受けて「安全安心受入宣言」を取りまとめました。

また、改正労働基準法による二〇二四年からの罰則付き時間外労働の上限規制に対応するため「時間外労働の適正化に向けた自主規制」を策定しました。

当委員会では、これらの施策を通じて元請、下請を問わず、多様な人材が建設業に入職し、働き続けられる環境の整備に向けて活動してまいります。

けんせつ小町委員会

委員長
新井 英雄
三井住友建設株式会社 社長

日建連では建設業で活躍する女性の愛称として二〇一四年に「けんせつ小町」というネーミングをつくり、翌年の二〇一五年に「けんせつ小町委員会」を立ち上げました。

この委員会の発足は、「建設業界での女性活躍推進に関する取組みを一時的なブームで終わらせず、継続的な定着活動にする」という業界の強い決意表明です。その後五年間にわたり、委員会が主体となって様々な活動を展開し、その内容はＷＥＢやＳＮＳを活用し業界内外に広く発信しております。

二〇一九年十一月には二〇二四年度までを計画期間とする「けんせつ小町活躍推進計画 ～働きたい、働きつづけたい 建設業をめざして～」を策定しました。今後は、この計画に基づき、女性だけでなく、建設業で働くすべての人にとって、働きやすい、働き続けたいと思われる職場環境の実現に向け、積極的に活動を展開してまいります。

都市・地域政策委員会

委員長
髙瀬 伸利
西松建設株式会社 社長

都市・地域政策委員会は、わが国の成長を考えるとき、都市政策、特に大都市の再生は不可欠のテーマであり、建築物の安全性の向上や、国際的視点を踏まえた都市戦略の確立が求められることから、建設業界の立場で都市・地域政策に関する検討を行うことを目的として設置されました。

当委員会では、二〇一二年に建築物の耐震強化策を中心とした「大都市政策についての提言」を公表し、東京都の耐震化促進策の更なる強化を目指して、建物所有者に対する税優遇、容積率の緩和、老朽マンションの建替え促進などの施策を提言しました。その後も国土交通省をはじめとする関係各所との意見交換を定期的に開催するとともに、都市・地域開発を促進するための税制について毎年要望しております。

当委員会は、今後も都市・地域の健全な発展に向けた施策を検討し、広く発信してまいります。

災害対策委員会

委員長
清水 琢三
五洋建設株式会社 社長

災害対策委員会は、東日本大震災直後の二〇一一年四月に発足し、地震・津波、豪雨災害等の大規模災害、広域災害に対して、全国規模で事業を行う日建連会員企業の役割が重要であることを認識し、活動を進めてきました。

二〇一五年四月に建設業団体としてはじめて災害対策基本法の指定公共機関となり、これに基づく防災業務計画を策定し各種マニュアル類を整備するとともに、更に首都直下地震を想定した緊急連絡網など情報共有体制を構築してきました。大規模災害発生時には、地方整備局等と日建連支部との包括的協定等に基づき災害支援活動を機動的に行ってきました。また、会員企業の事業継続力を高めるため「建設ＢＣＰガイドライン」を策定しています。

今後予想される南海トラフ巨大地震、津波や首都直下地震、激甚化頻発化する豪雨災害、高波・高潮災害に対して、国土強靭化対策による事前防災と災害時の支援・早期復旧体制の構築が求められています。我々建設業が的確に対応できるよう課題の解決に取り組んでいきます。

国際委員会

委員長
蓮輪 賢治
株式会社大林組 社長

国際委員会は、会員企業の国際展開、わが国建設市場の国際化、インフラシステム輸出戦略への貢献をテーマに活動しています。

会員企業の国際展開については、合併前の二〇一〇年度から人材を確保する観点から外国人技能実習制度の効果的な活用法を検討するとともに、制度の成功事例を表彰する「ベストプラクティス表彰」を実施してまいりました（表彰は二〇一五年度で終了）。

また、ＴＰＰがわが国建設市場に及ぼす影響についての調査（二〇一二年度）や、米国建設企業との懇談会の開催、外国視察団の受け入れなど、わが国建設市場の国際化に向けた活動も実施しています。

近年は、政府が推進するインフラシステム輸出戦略にわが国建設業の高い技術力を生かして貢献するため、海外建設協会と連携して会員企業の海外展開を支援しています。

当委員会としては、今後とも政府、海外建設協会と連携して活動を推進してまいります。

会計・税制委員会

委員長
前田 操治
前田建設工業株式会社 社長

会計・税制委員会は、建設業の会計基準および税制に関する調査・研究やそれらに基づく要望活動等を行っています。

会計分野では、二〇一〇年三月期決算から上場企業の連結財務諸表において任意適用が始まった国際会計基準（ＩＦＲＳ）が建設業に与える影響について、公認会計士や学識経験者等の意見を踏まえながら検討を実施し、会員企業へ情報提供を行ってまいりました。加えて、二〇一八年三月に企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）が発表した「収益認識に関する会計基準」に対しては、新基準の具体的な建設業会計実務への当てはめ、適用にあたっての留意事項等を整理し、研究報告として公表しました。

税制分野では、毎年、建設業にかかわる税制上の課題や問題点を抽出し、税制改正要望として取りまとめ、政府・与党等の関係各所へ要望活動を行っています。

当委員会は、引き続き会員企業の事業活動に資する情報の提供、要望活動を行ってまいります。

安全委員会

委員長
乗京 正弘
飛島建設株式会社 社長

安全委員会では、安全対策、衛生対策、海洋安全の三部会を設置して、労働災害・職業性疾病の防止、および海上建設工事に伴う各種災害の予防等にかかわる諸対策の着実な展開を図ってきました。

合併以降、労働災害の防止については、毎年六月に会員企業のすべての現場で「災害防止対策特別活動」を展開してきております。また、土木・建築工事における死亡災害事例集等を作成しています。

職業性疾病の防止については、毎年十月の「トンネル建設工事 粉じん障害防止対策推進強化月間」において、現場点検等を実施しています。

海洋工事の各種災害の予防と公害防止・環境保全対策については、現場点検を実施し、その結果を踏まえて表彰を行っています。

今後も、会員企業の安全と環境保全の確保に資する諸活動に全力を挙げて取り組んでまいります。

公衆災害対策委員会

委員長
浅沼 誠
株式会社浅沼組 社長

公衆災害に対する各種安全対策活動が本格的に実施されるようになったのは、一九七〇年に大阪天六の地下鉄工事ガス爆発事故で多くの死傷者が出たことなどを契機として、同年、五団体合同安全公害対策本部が創設されたのが始まりです。その後、建設関連団体の合併に伴い、日建連公衆災害対策委員会が五団体合同安全公害対策本部の事業を継承することになり現在にいたっています。

具体的な活動としては、交通、地下埋設物、火薬類、環境公害の四対策部会を設置し、現場点検の実施、講習会の開催および各種教育資料の作成を柱として、会員企業の安全・環境対策に役立つ活動に鋭意取組んでおります。今後とも、公衆災害事故の防止のために会員企業とともに頑張ってまいりますので、ご協力をお願いします。

鉄道安全委員会

委員長
飯塚 恒生
東急建設株式会社 会長

鉄道安全委員会は二〇〇九年の日本土木工業協会との合併に伴い、日本鉄道建設業協会にあった安全労務委員会を改組して新生土工協に設置され、現在にいたっております。鉄道工事は営業線近接や線路閉鎖など特別な安全対策を必要とする工事が多いことから、委員会では事故防止の一環として、鉄道・運輸機構より事故発生状況や事故防止方針をご指導いただくとともに、次の部会で活動を行っております。

まず、安全推進部会は安全啓発活動として安全標語を募集し、優秀作品による安全ポスター・短冊を制作して会員各社へ配布するとともに、新幹線鉄道工事現場の安全パトロールを行い、鉄道・運輸機構に結果を報告し意見交換を行っております。

次に、安全教材部会は営業線近接工事事故事例集など安全テキストの制作・配布を通じて事故防止活動を行っています。

今後も事故防止に王道はないとの認識で、地道に活動を行ってまいります。

安全対策本部

本部長
竹中 康一
株式会社竹中土木 社長

建設工事において、事故や公害を防止し安全と環境を確保することは、建設業界を挙げて推進すべき重要な課題です。このため、日建連安全対策本部は、安全、公衆災害対策、鉄道安全の三委員会の正副委員長を構成メンバーとして、建設三団体安全対策協議会（日建連・日本道路建設業協会・日本埋立浚渫協会）と連携を図りつつ、労働災害防止、公衆災害防止および公害防止、建設副産物管理等の環境公害対策に一元的に取り組んでまいりました。

なかでも、労働災害防止は、最優先で取り組むべき課題となります。建設業における労働災害は、年々減少傾向にありますが、死亡者数は、全産業の中で約三割という高い比率を占めており、その割合を下げていくことが極めて重要です。

建設業界の安全対策のレベル向上が、建設業界への国民の信頼の確保につながるものとなりますので、この目標に向けて今後も全力で取り組んでいく所存です。

建設キャリアアップシステム推進本部

本部長
相川 善郎
大成建設株式会社 社長

建設キャリアアップシステム推進本部は、二〇一五年六月の発足以来、建設技能者の処遇改善につながる基幹インフラ構築を目指し、システムの開発段階から積極的に関与してまいりました。

システムの運用面においても「建設キャリアアップシステムの普及・推進に関する推進方策（ロードマップ）」（二〇一七年十二月）、「CCUSの普及・活用に向けた日建連の推進方策（二〇二〇）」（二〇二〇年四月）を策定し建設現場における早期浸透を図るとともに、推進本部構成会社一五社で組織する幹事会では、普及のけん引役として一段高い目標に基づく取組みに注力しています。

また、二〇二〇年度に実施されたシステム運営の健全化に向けたスキームの再構築にあたっては、料金見直しや追加開発経費の拠出にかかわる対応方策の提言等を通じ、運営協議会において主導的な役割を果たしたところです。

今後も、今春新たに設定した目標のもとで、システムの更なる定着に向けた活動を展開してまいります。

生産性向上推進本部

本部長
今井 雅則
戸田建設株式会社 社長

生産性向上推進本部は、二〇一五年に日建連が発表した「建設業の長期ビジョン」における「二〇二五年までに生産性を一〇%以上向上し、三五万人分の省人化を図る」との目標達成に向けた取組みを推進するため、二〇一五年十二月に設置されました。

二〇一六年四月には、具体的な取組み内容とその推進方策および工程について、関係する本部、委員会とともに検討し、生産性向上推進要綱を策定しました。

推進要綱は二〇一六年～二〇年を適用期間とし、進捗の検証には、一般的に用いられる「付加価値労働生産性」に替えて「日建連独自の指標」を設定しました。

毎年行っているフォローアップ調査において、二〇一九年度は土木・建築平均で一〇%の生産性向上が認められ、目標を五年前倒しで達成することができました。

今後、建設技能者の大量離職が予想されるなか、当推進本部では、今後も生産性向上に向けた取組みを推進してまいります。

週休二日推進本部

本部長
井上 和幸
清水建設株式会社 社長

二〇一五年に日建連が発表した「建設業の長期ビジョン」で、四週八休を業界の常識とすることが提唱されました。その後、二〇一七年三月に政府の働き方改革実現会議が「働き方改革実行計画」を決定し、建設業に対して二〇二四年から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されるとともに、これに適応するために政府が「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置して週休二日の定着を強力に後押しすることになりました。こうした動きを受け、二〇一七年三月に週休二日推進本部が設置され、同年十二月には「週休二日実現行動計画」を策定、業界全体の活動として推進するために、ロゴマークの策定、統一土曜閉所運動などを展開してまいりました。

二〇二〇年度上半期調査では、会員企業の現場のうち四週六閉所が約七三%、四週八閉所は約三八%と取組みが着実に進んでいることが確認できました。

当推進本部では、引き続き最終目標である四週八閉所の実現に向けて更なる取組みを展開してまいります。

公共工事委員会

委員長
茅野 正恭
鹿島建設株式会社 副社長

公共工事委員会では、公共工事の円滑な実施に向けた入札・契約制度の改善にかかわる活動をはじめ、高速道路会社発注工事における課題の改善、更には建設現場の生産性向上に資する活動を展開してまいりました。

新日建連発足当初は、総合評価落札方式や低入札防止対策、ＥＣＩ等の多様な入札契約方式の導入等に関する要望活動を実施しておりましたが、その後の品確法の改正も後押しとなり、今では、直轄工事をはじめとする各発注機関において、大きく改善が進んでおります。また、高速道路会社発注工事については、供用時期の制約という特殊性を考慮したうえで、その採算性や現場管理業務の改善等について、各高速道路会社と忌憚のない意見交換を重ね、ここ数年、非常に前向きなご対応をいただいております。

関係者の皆様には、これまでの活動に対するご尽力に感謝申し上げるとともに、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

公共積算委員会

委員長
佐藤 健人
株式会社大林組 副社長

公共積算委員会では、「現場の円滑化」「工事の採算性改善」「新技術の活用」「資材対策の推進」をキーワードに取組みを進めてまいりました。毎年、会員各社の現場に対して大規模なアンケート調査を実施し、現場の生の声を国土交通省をはじめとする発注機関に届けることにより、設計変更ガイドラインの策定、週休二日工事の実施、工期に関する基準の作成などの政策に反映されてきました。また、国交省の施工合理化調査や間接工事費等諸経費動向調査のフォローアップ、主要建設資材の需給動向調査など数多くの調査活動を行い、その結果を踏まえて各関係機関に継続的な意見交換と改善要望を実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大や、労働基準法改正に伴う時間外労働上限規制の二〇二四年度からの適用、ＳＤＧｓへの取組みの重要性増大など、建設現場を取り巻く環境はこれまでになく変化し続けています。今後も、時代の変化を的確に捉え、現場の働き方改革や生産性向上の一助となるよう活動を展開するとともに、国交省での取組みが地方自治体や民間発注工事など業界全体に拡がるよう、発注機関への働きかけを続けてまいります。

公共契約委員会

委員長
田中 茂義
大成建設株式会社 副社長

公共契約委員会では、請負契約制度の改善に向けて、請負契約にかかわる受発注者間のリスク分担に関する検討および啓発、工事書類の簡素化、監督・検査業務の効率化、新たな契約方式に関する調査等に取り組んでまいりました。

請負契約においては、受発注者間でどのリスクをどちらが受け持つかを明確にすることが大切であり、これまで会員企業の技術者を対象に公共工事の標準請負契約約款等に関するセミナーを実施し、受講者には大変好評を博しています。また、昨今のコロナ禍においては、円滑な発注や施工体制の確保のための、事務処理や確認作業の効率化が喫緊の課題として注目され、これまで監督職員が現場で立ち会っていた臨場確認に代えて、映像と音声により発注者の事務所内でリアルタイムに承認・確認ができる遠隔臨場の積極試行が実施されているところです。

引き続き、コロナ禍に必要とされる施策等について改善に向けた検討を進めながら、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に求められる請負契約制度のあり方を示してまいります。

インフラ再生委員会

委員長
山中 庸彦
清水建設株式会社
専務執行役員

近年、高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの老朽化が進行しており、対策は急務となっています。また、切迫する巨大地震や激甚化頻発化する風水害への備えとしても、既設インフラの機能確保は喫緊の課題です。

インフラ再生委員会は二〇一三年に発足し、これまで維持管理・更新等のインフラ再生事業に関する調査検討、ＢＩＭ／ＣＩＭの導入推進や三次元データ等の利活用に向けた検討、およびｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎに関する検討を実施してきました。

今後も社会のニーズに応じて、これらの活動を継続し深化させていくとともに、ロボット革命イニシアティブ協議会や官民研究開発投資拡大プログラム（ＰＲＩＳＭ）運営委員会等、関連する機関・団体と幅広く連携を取りながら、国や地方公共団体などに対する要望活動や提言を実施していきます。

土木工事技術委員会

委員長
大隅 健一
大豊建設株式会社 社長

土木工事技術委員会では、二〇一一年の合併以降、少子高齢化社会で顕在化した技術者・技能者の不足問題に対応すべく、若手技術者の確保および技術の継承を重要な検討課題として、工学部系大学生を対象とする出前講座や技術者のレベルアップ研修等の活動を展開してまいりました。また、価格や品質が総合的に優れた社会インフラ建設のためには官民が連携した技術の向上を図る必要があると考え、生産性向上に資する現場打ちコンクリートに関するガイドラインの官民協同による作成や、官民技術研究所との定期的な意見交換会などを実施してまいりました。今後とも、新技術開発の志向すべき将来を洞察し、その基本的課題や官民共同の技術体制のあり方等について検討し続け、様々な課題に取り組みたいと思います。

電力・エネルギー工事委員会

委員長
福富 正人
株式会社安藤・間 社長

この一〇年は東日本大震災によるエネルギー政策の大転換、ＳＤＧｓやパリ協定発効などによる地球温暖化対策の加速など、電力・エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しました。

当委員会はこうした外部環境の変化を的確に捉えながら、電力施設の最新の建設技術等に関する調査・研究や関係機関との連携を進めてまいりました。また、電力自由化等による新たな市場検討や、新エネルギー分野の市場動向に関する調査・研究を進めるほか、電力・ガス工事における働き方改革実現に向けた検討および関係機関との協議を行ってまいりました。

今後は二〇五〇年の脱炭素社会の実現のため、原子力分野や再生可能エネルギー分野をはじめ、水素・アンモニア利用やCO_2の分離回収・利用に関する技術動向に注視しつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた、発電コスト低減や環境負荷低減を含めた各種施工技術に関する調査・研究等を進めたいと考えています。

鉄道工事委員会

委員長
伊藤 泰司
鉄建建設株式会社 社長

鉄道工事委員会は二〇〇九年の日本土木工業協会との合併に伴い、日本鉄道建設業協会にあった関係する委員会を統合して新生土工協に設置され、現在にいたっております。

鉄道工事を多角的に検討するため、施工技術部会、契約積算部会、企画情報部会、海外事業研究部会の四部会を設置し、鉄道独自の技術基準習得の講習会開催、鉄道構造物の施工性の調査研究、工事の採算性や施工上の問題点等に関する調査とそれらに基づく発注者との意見交換会の開催、鉄道交通に関する講演会の開催、国土強靭化に資する新たな鉄道路線計画の検討、海外鉄道プロジェクトに関する調査など多様な活動を行ってきました。二〇一七年には国レベルの働き方改革推進の動きを受けて、働き方改革検討専門部会を設置し、夜間・休日に集中しがちな鉄道工事の働き方改革の推進を活動に加えました。今後も鉄道工事の円滑な推進に資するべく活動してまいります。

海洋開発委員会

委員長
武澤 恭司
東洋建設株式会社 社長

海洋開発委員会では、日建連の発足した年に発生した東日本大震災の直後、すみやかに津波対策専門部会の活動を開始し、「津波災害を繰り返さないために―津波を知り、津波に耐え、津波から逃れる―」を取りまとめました。

このように当委員会では、海を取り巻く様々な課題に対し、建設業界の貢献という観点から時宜にかなった活動を行ってきたところです。

海洋はフロンティアであり、物流・交通、水産、エネルギー、鉱物資源、都市開発など多くの利用が期待されるとともに、経済社会のグローバル化の影響を大きく受けます。

今後、カーボンニュートラルに向け洋上風力発電の主力電源化が進められる方向で進んでいることや温暖化に伴う海の脅威も高まることなど、海の利用は大きく変化することが予想されます。

今後とも建設業界の海へのチャレンジに向け取り組んでまいります。

鉄道建設本部

本部長
宮本 洋一
清水建設株式会社 会長

一八九九年、当時の有力な鉄道建設請負業者が集まり、わが国で最も古い建設業団体である「日本土木組合」を結成しました。この団体が「日本鉄道建設業協会」の前身です。同協会は、二〇〇九年に日本土木工業協会と合併した際、「鉄道建設事業本部」として存続することとなりました。その後、二〇一一年に現在の日建連が発足するにあたって、同本部が「鉄道建設本部」に引き継がれ、現在にいたっています。

当本部の活動は、鉄道工事委員会が中心になって進めており、鉄道安全委員会の活動とあわせて、会員各社が施工する鉄道工事にかかわる諸課題の解決に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々の移動態様が根本から変化することとなり、鉄道事業にも大きな変革の波が押し寄せています。当本部は、鉄道の整備と維持更新の一翼を担うものとして、今後も社会情勢の変化を踏まえながら、鉄道事業の発展に寄与してまいります。

建築設計委員会

委員長
尾﨑 勝
鹿島建設株式会社 副社長

建築設計委員会では、総合建設業団体の建築設計部門の役割として、建築生産システムの高度化や建築プロセスの最適化に資するため、設計企画部会・構造設計部会・設備設計部会の三部会を設置し、設計にかかわる共通の課題に取り組んでまいりました。

五会会長会議等への参画・意見交換、設計技術を活かした調査・標準化・情報発信、環境技術を活かした質の高い建築に向けての調査・情報発信、未来の建築文化の創造を目指して建築技術者の啓発を図るための講習会開催、「設計施工一貫方式」等多様な建築生産システムの普及促進、建築関連法制度についての建築界の連携の推進と総意形成に向けた検討・提言等々、多岐にわたる活動に尽力してまいりました。

今後も二〇二一年の「日建連建築宣言」の精神に則り、会員企業の高い技術力を集結して、よりよい建築・街づくりに取り組んでまいりますのでご協力をお願いします。

建築生産委員会

委員長
蔦田 守弘
株式会社鴻池組 会長

建設会社のコアコンピタンスともいえる生産現場を担当する当委員会は、三つの部会が多岐にわたる活動を行ってまいりました。施工部会では躯体工事への専門的な対応を行ってきたほか、杭の施工品質管理などの問題に業界を代表して取り組み、一方では生産性向上に向けた具体的な活動も行ってきました。設備部会は設備工事の情報化のレベル向上に尽力し、設備工事の合理化事例を多数紹介してきました。現場でのＩＣＴ活用については、ＩＴ推進部会が先端技術の導入・サイバーセキュリティ、施工ＢＩＭなどを先導する役割を果たしてきました。

このように、品質確保・向上に始まり、施工の情報化、生産性向上、環境への対応など会員企業に共通する広範な課題に取り組んでおります。今後とも、これらの成果を広く発信して業界標準を主導し、会員企業を代表して関係機関への要望・提言を行ってまいります。

建築制度委員会

委員長
奥村 洋治
株式会社フジタ 社長

建築にかかわる制度は、建築法体系の再構築や民法改正なども行われ、我々にとって身近な分野において、従前の枠組みが大きく変化していきました。また、企業活動のアカウンタビリティ、コンプライアンスに対する社会の要求もますます強まっているなかで、建築制度委員会では発注者との対等な契約関係の確保、公共建築工事の入札制度等に関する諸課題にもしっかり取り組んでまいりました。

傘下の契約部会、積算部会の二つの部会と専門部会では適正な工期・価格に基づいた工事契約の締結、多様な発注方式に対応する契約約款などの環境整備や、また設計施工契約約款の普及促進、公共建築工事における予定価格の設定に関する要望の発信など、様々な活動を行ってきました。今後も入札・契約にかかわる法制度への対応や、適正な契約価格の基となる建築積算に関する諸課題などに取り組んでまいります。

建築技術開発委員会

委員長
奥村 太加典
株式会社奥村組 社長

建築技術開発委員会は、建築の広範な専門分野を担当する多様な専門部会を傘下に有し、時代の要求や社会の変遷に伴い、専門部会およびその下のWGの新設・改廃を適宜行い、活発に活動を行ってきました。活動の内容に関しても、優良事例の紹介に始まり、外部講師との意見交換、技術的課題の検討および解決のための資料編纂、技術的アピールのための提言作成、新技術適用のための基準案作成等々、委員の方々の積極的な提案が実現されてきた一〇年であったと思います。

技術開発の目的は、多様な建築ニーズや建築に対する社会的な要請に応えていくことにあります。喫緊の課題である「生産性向上」に対し、現場でのDX（デジタルトランスフォーメーション）が叫ばれる昨今、会員各社が個社では成し得ない課題解決を共同で行える場であり続けるよう、今後とも技術開発とその環境整備に向けた活動を行ってまいります。

住宅委員会

委員長
池上 一夫
株式会社長谷工コーポレーション
社長

わが国において集合住宅は、建築物ストック合計約七二億平方㍍のうち約五分の一の約一三・八億平方㍍を占め、日建連会員にとって主要マーケットの一つであります。マンションを取り巻く現状は、発生の可能性が高まっている大地震に対して老朽化したマンションや団地の建替え・耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。住宅委員会は官公庁との意見交換を行い、また、ヒアリングなどの対応によって建替え促進のための制度拡充の要望を行ってきました。税制面では耐震改修など集合住宅に関する様々な税制の特例制度の拡充・延長要望も行ってまいりました。

今後も住宅委員会では傘下の住宅政策部会、住宅税制部会の二つの部会において、急速に進行する少子高齢化、住宅のフローからストック活用へのシフト、老朽化マンションの建替え促進等の社会の要求に対応し、住宅に関する制度・税制を含めた諸課題に取り組んでまいります。

第4章

資料

組織

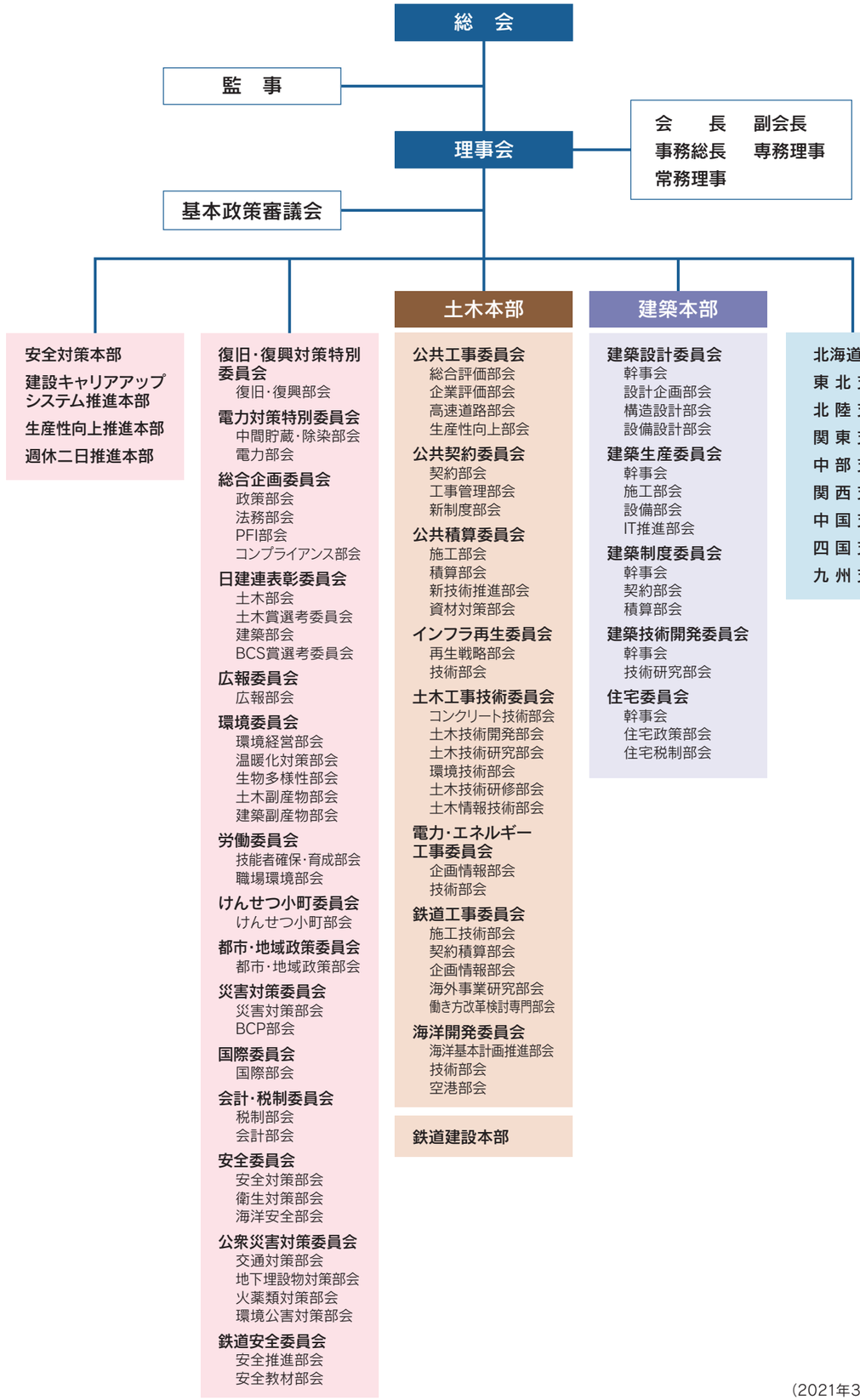

（2021年3月現在）

歴代会長・副会長一覧

氏名／所属会社	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
野村 哲也 清水建設株式会社	4月		4月								
中村 満義 鹿島建設株式会社	4月		4月				4月				
山内 隆司 大成建設株式会社	4月						4月				
白石 達 株式会社大林組	4月							4月			
宮本 洋一 清水建設株式会社	4月										
竹中 統一 株式会社竹中工務店	4月		4月								
林田 紀久男 株式会社NIPPO	4月		6月								
村重 芳雄 五洋建設株式会社	4月			6月							
葉山 莞児 大成建設株式会社	4月	6月									
三好 武夫 日本道路株式会社		6月			2月						
宮下 正裕 株式会社竹中工務店			4月							4月	
鈴木 行雄 東亜建設工業株式会社				6月	5月						
押味 至一 鹿島建設株式会社					6月						
清水 琢三 五洋建設株式会社						6月					
村田 誉之 大成建設株式会社							4月			6月	
蓮輪 賢治 株式会社大林組								4月			
佐々木 正人 株式会社竹中工務店										5月	
西田 義則 大成ロテック株式会社										5月	
相川 善郎 大成建設株式会社										6月	

会長　副会長

※図表中の数字は就・退任の月

（2021年3月現在）

公共事業予算の確保に関する要望

取組みを継続して実施するため、防災・減災、国土強靱化に向けた、インフラの老朽化対策や中長期的な視点での戦略的整備の重要性を訴え、建設業の存在意義と地位向上をアピールしています。

各年の公共事業予算の確保に関する要望の一覧

2013年（2014年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月2日、12月3日

中村会長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：石破幹事長、野田総務会長、高市政務調査会長、脇自民党参院幹事長

公明党　　：山口代表、井上幹事長、石井政務調査会長

国土交通省：太田国土交通大臣ほか

要望

一、被災地の復興加速に加え、全国の防災・減災対策、既存インフラの老朽化対策、国際競争力強化、地域活性化などに資する社会資本を中長期的な観点から計画的に整備するため、国土のグランドデザインを策定するとともに、これに必要な公共事業予算を安定的、継続的に確保すること。

二、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の着実な整備と、これを担う建設産業の健全な発展を促進し、あわせてデフレからの脱却を確実なものとして経済再生を実現するため、これまでの公共事業費削減の流れを断ち切り、平成26年度当初予算において公共事業費の増額を図ること。

2014年（2015年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月25日

中村会長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：谷垣幹事長、稲田政務調査会長、脇参議院議員

※12月14日衆議院議員総選挙

要望

一、国土のグランドデザイン2050、国土強靭化基本計画、インフラ長寿命化基本計画などに基づき、地方創生と人口減少の克服、防災・減災対策、インフラ老朽化対策、国際競争力の強化などに資する社会資本を、中長期的な観点から計画的に整備するため、必要となる公共事業費を安定的、継続的に確保すること。

二、東日本大震災からの復興加速、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の着実な整備と、これを担う建設業が将来への見通しを持って健全に発展することを促進するため、平成27年度当初予算において公共事業費の増額を図ること。

2015年（2016年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月14日

中村会長、山内副会長・建築本部長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：稲田政務調査会長、山口組織運動本部長、脇参議院議員

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

一、社会資本の計画的かつ着実な整備に加え、これを担う建設業が将来への見通しを持って生産体制の維持・強化に取り組むことができるよう、公共投資を安定的・持続的に確保すること。

二、右を基本とし、東日本大震災からの復興加速、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の整備及び担い手の確保・育成と生産性の向上への建設業の取組みを促進するため、平成28年度予算において公共事業費の増額を図ること。

2016年（2017年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月6日

中村会長、山内副会長・建築本部長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：細田総務会長、茂木政務調査会長、林幹事長代理、野田公共工事品質確保に関する議員連盟公共工事契約適正化委員長

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

一、平成29年度予算編成に当たっては、民需主導の持続的な経済成長の実現、頻発・激甚化する自然災害からのリスク低減など、将来を見据えて優先的に対応すべき政策課題について、重点的に予算措置を講ずること。

二、右方針の下で、東日本大震災、熊本地震はじめ、各地の災害からの復興を加速するとともに、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の整備を戦略的に推進し、あわせて、担い手の確保・育成と生産性向上への建設業の取組みを促進するため、平成29年度予算において公共事業費の増額を図ること。

2017年（2018年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月13日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：二階幹事長、竹下総務会長、岸田政務調査会長

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

一、人口減少下における持続的な経済成長の実現、頻発・激甚化する自然災害リスクの低減など、将来を見据えて優先して対応すべき政策課題に取り組むために、ストック効果を最大化できる戦略的な社会資本整備が求められていることを踏まえ、平成30年度予算において公共事業費の増額を図ること。

二、建設業界においては、政府や経済界からの強い後押しも受けて、産業全体として働き方改革の実現に向けた取組みを開始したところである。建設現場における週休二日を実現するためには、i-Constructionの推進などによる生産性向上が必要であり、これらに資する技術開発投資などへの重点投資を図ること。

三、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨からの復旧・復興を加速するとともに、地方創生の推進により地域の活力を高めていく観点から、国土強靭化と経済の持続的成長に寄与する公共事業を柱とした大型の補正予算を編成すること。

2018年（2019年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月14日

山内会長、押味副会長・建築本部長、小原土木本部長代行が要望

2. 要望先

自由民主党：加藤総務会長、岸田政務調査会長、林幹事長代理、根本公共工事品質確保に関する議員連盟会長、野田公共工事品質確保に関する議員連盟最高顧問

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

一、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など多くの自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、切迫する巨大地震や頻発・激甚化が懸念される気象災害などを踏まえ、「防災・減災と国土強靭化のための緊急対策」を実施するために、大型の補正予算を編成すること。

二、中・長期的視点に立ち国土強靭化をさらに確実に推進するとともに、社会全体の生産性向上により力強い経済成長を実現するためには、ストック効果を重視した社会資本の戦略的な整備が必要であり、景気対策にも有効なことから、平成31年度当初予算において公共事業費を大幅に増額すること。

特に国土強靭化対策はその緊急性に鑑み、確実に実施されるよう別枠計上する等必要な措置を講ずること。

三、建設業界では、働き方改革と担い手確保のため、建設現場における週休二日の実現に一丸となって取組んでおり、その実現に向けて新技術導入やICT、AI、三次元データの利活用など、 i-Constructionの推進による生産性の向上が急務であり、これらに資する技術開発投資などへ重点配分すること。

2019年（2020年度要望）

1. 要望日時・訪問者

11月21日および11月28日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：鈴木総務会長、岸田政務会長、稲田幹事長代行

国土交通省：赤羽国土交通大臣ほか

要望

一、東日本大震災や令和元年台風15号、19号など自然災害からの復旧・復興の加速と最終年度を迎える「防災・減災と国土強靭化のための3か年緊急対策」で掲げた目標を達成するとともに、成長力を強化し支える社会資本の着実な整備により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も経済の好循環をさらに拡大させていくために、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において公共事業費の大幅な増額を図ること。

二、インフラの計画的な維持管理・更新や、3か年緊急対策後も見据えた国土強靭化の加速化・深化を図るとともに、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな国民生活の実現に資する、ストック効果を重視した社会資本を全国各地で戦略的に整備するために、3か年緊急対策後の取組みも含め、中長期計画の策定など、将来にわたった公共事業費の安定的・持続的な確保を図ること。

三、日建連では、週休二日の実現と建設キャリアアップシステムの普及促進など、建設業界の働き方改革と担い手確保に会員一丸となって取り組んでいるが、その実現に向けて新技術導入やICT、AI、三次元データの利活用など、i-Constructionの推進による生産性の向上が急務となっており、これらに資する技術開発投資などへの重点配分を図ること。

四、インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組みを確実に推進するため、国及び地方公共団体において、必要な知識や技術を有する職員の確保・育成を含む体制の強化を図ること。

2020年（2021年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月13日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：二階幹事長、佐藤総務会長、下村政務調査会長

要望

一、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」後においても、防災・減災、国土強靭化の加速化、深化等を図るために、これまでの３か年緊急対策を拡充し、中長期的視点に立った計画的な取組みとして、新たに令和３年度から５か年の対策を閣議決定するとともに、当該対策に必要な公共事業費の安定的・持続的な確保を図るため、当初予算において、これまでの３か年緊急対策の実績を上回る必要かつ十分な規模の公共事業費を別枠で確保すること。

また、東日本大震災や近年の台風・豪雨災害など、大規模自然災害からの着実な復旧・復興と、インフラの維持管理・更新等の課題に対応するため、当初予算において、公共事業費の増額を図ること。

二、新型コロナウィルス感染症の拡大により落ち込んだ民間投資を喚起して、経済の好循環を作り上げ、併せてウィズコロナにおける持続的な経済成長を実現するために、社会経済活動の早期回復に資する公共事業を柱とした、大型の令和２年度補正予算を編成すること。

三、日建連では、週休二日の実現、建設キャリアアップシステムの普及促進など、働き方改革と担い手確保に会員一丸となって取り組んでおり、その実現にはデジタルトランスフォーメーション（DX）の普及による、非接触・リモート型の新技術の導入やICT、AI、三次元データの利活用などの加速化のため、i-Constructionの推進による生産性の向上が不可欠であり、これらに資する技術開発投資などへ重点配分すること。

四、インフラの整備・維持管理や激甚化する災害からの早期復旧、被害拡大防止に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組みを確実に推進するため、国及び地方公共団体において必要な知識や技術を有する職員の確保・育成を含む体制の充実・強化を図ること。

一般社団法人 日本建設業連合会定款

第1章 総則

（名称）
第1条 この法人は、一般社団法人日本建設業連合会（以下「本会」という。）と称する。
2 本会の英文名は、Japan Federation of Construction Contractors とする。

（事務所）
第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 本会は、従たる事務所として、東京都中央区、札幌市、仙台市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市の各地区に支部を置く。
3 支部の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第2章 目的及び事業

（目的）
第3条 本会は、全国的に総合建設業を営む企業及びそれらを構成員とする建設業者団体が連合し、建設業に係る諸制度をはじめ建設産業における内外にわたる基本的な諸課題の解決に取り組むとともに、建設業に関する技術の進歩と経営の改善を推進することにより、わが国建設産業の健全な発展を図り、もって国民生活と産業活動の基盤の充実に寄与することを目的とする。

（事業）
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一 建設事業の遂行に関する諸制度や建設産業における内外にわたる基本的な諸課題について、調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。
二 建設業や本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国の内外の産業経済団体と緊密に連係すること。
三 国民生活と産業活動の基盤整備に関する調査研究並びにその推進のための提言及び意見具申を行うこと。
四 建設技術に関する調査研究及びその普及促進のための活動を行うこと。
五 建設工事に係る安全対策を推進すること。
六 建設業に関連する環境問題についての調査研究、提言及び対策の推進を行うこと。
七 建設工事の入札・契約制度に関する調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。
八 建設市場や企業経営の動向など建設業に係る産業経済上の諸課題に関して、統計の作成・関連資料の収集、分析を行うこと。
九 建設技術者及び技能者の確保・育成に向けた活動を行うこと。
十 適切な企業行動の実践推進に向けた会員の取り組みを支援するための活動を行うこと。
十一 良質な社会資本又は優秀な建築物等に対する顕彰活動を行うこと。
十二 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

（法人の構成員）
第5条 本会は、本会の事業に賛同する法人又は団体であって、第7条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。
2 本会の会員は、次のとおりとする。
一 正会員
二 特別会員
3 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格）
第6条 正会員は、法人会員及び団体会員とする。
2 法人会員は、全国的に総合建設業を営む内国法人とし、団体会員は全国的に総合建設業を営む企業を構成員とする建設業者団体とする。
3 特別会員は、日本国内において総合建設業を営む外国法人及び本会の事業に関係を有する内国法人とする。

（会員の資格の取得）
第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2 正会員は、代表権を有するものの中から、本会に対して権利を行使する代表者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

（経費の負担）
第8条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

（届出）
第9条 会員は次の事項が生じたときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
一 第6条第2項及び第3項に規定する資格に関する事項の変更
二 法人名称の変更
三 主たる事務所の所在地の変更
四 指定代表者の変更

（退会）
第10条 会員は、理事会において別に定めるところにより、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）
第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
一 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
二 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
三 その他除名すべき正当な事由があるとき。
2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

第4章 総会

（構成）
第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第15条 総会は、次の事項について決議する。
一 会員の除名
二 理事及び監事の選任又は解任
三 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
四 定款の変更
五 解散及び残余財産の処分
六 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
2 総会においては、第17条第3項第2号に規定する事項以外の事項は決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書の場合については、この限りではない。

（開催）
第16条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後60日以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）
第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3 総会を招集するには、次の事項を定め、開催の日の1週間前までに、書面により正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、第21条第1項の規定に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。
一 総会の日時及び場所
二 総会の目的である事項

（議長）
第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）
第19条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

（決議）
第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
一 会員の除名
二 監事の解任
三 定款の変更
四 解散
五 その他法令で定められた事項

（書面による議決権の行使等）
第21条 総会の招集に当たって、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できるものとすることができる。この場合において、当該書面又は電磁的方法によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
2 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）
第23条 本会に、次の役員を置く。
一 理事 40名以上60名以内
二 監事 4名以上6名以内
2 理事のうち、1名を会長とし、9名以内を副会長、1名を事務総長、2名以内を専務理事、5名以内を常務理事とする。
3 会長及び副会長のうち2名並びに事務総長を法人法上の代表理事（以下「代表理事」という。）とする。
4 事務総長、専務理事及び常務理事を常勤の理事とし、専務理事及び常務理事を法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員の選任）
第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の指定代表者から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については2名を限度として、正会員の指定代表者以外の者から選任することができる。
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 事務総長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4 専務理事及び常務理事は、会長の提案に基づき理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長は、あらかじめ理事会において定める代行順位により、会長の職務を代行する。
4 事務総長は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。
5 専務理事は、事務総長を補佐し、本会の常務を掌理する。
6 常務理事は、事務総長及び専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。
7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第28条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。
2 前項の場合において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会においてあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員の指定代表者以外の者である監事に対しては、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。
2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（取引の制限）
第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
一 自己又は第三者のためにする本会との取引
二 自己又は第三者の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引
三 本会が理事の債務を保証する取引
2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（損害賠償責任の免除）
第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（相談役及び顧問）
第32条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。
2 相談役及び顧問は、本会の役員経験者の中から理事会の決議により、会長が委嘱する。
3 相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
4 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の運営に関して意見を述べることができる。
5 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
6 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

（構成）
第33条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（権限）
第34条 理事会は、次の職務を行う。
一 本会の業務執行の決定
二 理事の職務の執行の監督
三 会長、副会長、事務総長、専務理事及び常務理事並びに代表理事の選定及び解職

（開催）
第35条 理事会は、年に4回以上開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。
一 会長が必要と認めたとき。
二 会長以外の理事から会議の目的とする事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

（招集）
第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）
第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）
第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）
第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）
第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。この場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）
第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の承認を受けなければならない。
一 事業報告
二 事業報告の附属明細書
三 貸借対照表
四 正味財産増減計算書
五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項に規定する書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（剰余金の処分制限）
第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（決議）
第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）
第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）
第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。この場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）
第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の承認を受けなければならない。
一 事業報告
二 事業報告の附属明細書
三 貸借対照表
四 正味財産増減計算書
五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項に規定する書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（剰余金の処分制限）
第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）
第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

（委員会等）
第47条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議に基づき、委員会、本部会議等を設けることができる。
2 委員会、本部会議等の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

（事務局）
第48条 本会の事務処理のため、事務局を置く。
2 事務局には所要の職員を置き、会長が任免する。
3 事務局の重要な職員の任免は、理事会の承認を受けた上で行う。
4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

（公告）
第49条 本会の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（委任）
第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成29年4月28日改正）

1 この定款は、平成29年4月28日から適用する。

附則（2020年4月28日改正）

1 この定款は、2020年4月28日から適用する。

本誌および本誌編纂にあたり参考にした資料については、
下記のホームページに掲載しています

https://www.nikkenren.com/sougou/10thaniv/index.html

発行年月　2021年3月
発行　一般社団法人 日本建設業連合会
〒104-0032　東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館
TEL 03-3553-4095　FAX 03-3551-4954
URL https://www.nikkenren.com/
発行者　山本善治
企画・編集　一般社団法人 日本建設業連合会 広報委員会
制作　株式会社Kプロビジョン
印刷　株式会社精文社

一般社団法人日本建設業連合会
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS
https://www.nikkenren.com